

Evidentiary Doc. # 2291

2



INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

Doc. No. 2287 to 2294 inclusive

28 June 1946

ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE

DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT

Title and Nature: Manchuria Year Book, 1933, 1936, 1937, 1938, 1939, 1940; Japan-Manchukuo-China Industrial Year Book, 1939, 1940

Date: as above Original  Copy  Language: Japanese

Has it been translated? Yes  No

Has it been photostated? Yes  No

LOCATION OF ORIGINAL

Document Division

SOURCE OF ORIGINAL: East Asia Research Institute

PERSONS IMPLICATED:

CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE: Economic aggression in Manchuria

SUMMARY OF RELEVANT POINTS

Manchurian Yearbook contains information on the following: Manchurian history, geography, politics, finance, defence, commerce, social organization, etc., and a list of banks and companies with their capitals. The books are published by the MANSHU-NICKEI-NICHI-Press in DAIREN.

Japan-Manchukuo-China Industrial Yearbook (for dates see above) is published by the Japan-Manchukuo Industrial Press in OSAKA. Contains articles on the industrial world of the three countries, laws of the three nations pertaining to economy and finance, industrial statistics and tables, etc.

Copies of these documents can be obtained in the Document Division by asking for the following document numbers for corresponding years:

Doc. Nos. 2287 to 2294 incl

Page 1



Doc. Nos. 2287 to 2294 incl - Page 2 - SUMMARY Cont'd

Doc. No. 2287	Manchurian Yearbook	1933
Doc. No. 2288	" "	1936
Doc. No. 2289	" "	1937
Doc. No. 2290	" "	1938
Doc. No. 2291	" "	1939
Doc. No. 2292	" "	1940
Doc. No. 2293	J.M.C. Industrial Yearbook	1939
Doc. No. 2294	" " "	1940

Analyst: Lt Wilds

Doc. Nos. 2287 to 2294 incl  
Page 2



1139  
#229



23

滿洲  
年鑑

Project No. 256  
In. No. 1044B  
Book No. 35  
Item No. 23

SA 1000  
Book 35

2599

滿洲  
年鑑

滿洲日日新聞社發行



#2291

白菊 正 宗 鷹  
 サツポロ ビール  
 アサヒ ビール  
 B.O.P. 紅茶  
 元 齋 発  
**日 滿 盛 進 洋 行** 株式會社  
 大 連 市 山 縣 通 五 七  
 電 話 五 七 四 七 〇 八  
 奉 天 · 錦 縣 · 通 遼 · 天 津

P
456

# ルービロポツ

天下一品!

うまい  
つめたい  
最初の一乾し



宮内省御用理  
大日本麥酒株式會社

富 豐 養 滋  
ル-ビ 黒 回 ポツ サ





新興の國に  
清新の香味



# アジアゴール

天奉 亞細亞酒株式會社



は旅の洲満

な輕手

で機行飛



大連營業所	電話	2-9142
奉天空の旅客内所	電話	2-1686
新京營業所	電話	2-1457
哈爾濱營業所	電話	3348
齊々哈爾營業所	電話	2044
家德營業所	電話	115

## 滿洲航空株式會社

本社 奉天大和區五經路九緯路三号  
電話代表二一四〇二番

滋







# 大連石炭商組合

大連	佐藤組	3-1811	東華公司	3-1817
	共同組	3-1813	東萊洋行	3-1817
	鶴田號	3-1815	大宮組	3-1817
	宮崎商會	3-1817	熾昌厚	3-1819
	宏昌洋行	3-1817	庶務會計	3-3564
			集金	3-2248
沙河口	共同販賣所	4-9066	聖徳街 以西の御註文 山吹町	
		4-9433		
		4-9388		
		4-0271		
若松町	共同販賣所	5-1131	櫻花臺	以南の御註文
商和	公司	3-4188	日滿商專雜貨取扱	



ヒゲタ醤油  
赤玉ポートワイン  
キリンビール

元 賣 發

店支連大店商塚肥 名合會

番六三〇七(三) 電話  
番九七二二(三)  
番〇八一連大替振



武生製紙所  
特種製紙株式會社  
株式會社西野製紙所  
株式會社丸井工場

總代理店

和紙 洋紙 鳥之子紙 薄葉紙  
紙問屋

大阪市西區靱上通壹丁目

# 丸三合名會社

電話 土佐堀44  
長三三三六九番  
三三三六九番  
三七二五番  
振替口座大阪二七九六九番  
電信略號 〇三

創業 明治二十六年

海上保險、火災保險、運送保險、傷害保險、自動車保險、航空保險

## 大阪海上保險株式會社

本社 大阪市北區堂島濱通二丁目二番地  
新京支店 新京八島通四十二番地

## 火災保險代理店

滿洲國主要都市ニ在リ

新京支店 新京八島通四十二番地

## 攝津海上保險株式會社

取締役會々長 村田 省藏  
專務取締役 桂 一 郎  
所在 大阪市北區堂島濱通二丁目二番地



# 器紙・刷印般一

刷印(版凸)版活な確正明鮮

刷印(版平)トツセフオな麗鮮彩色

刷印(版凹)ヤヒラダ的な真寫

## 目種業營

帳簿、紙器類	パンフレット	繪畫、寫真帳	レツテ	地圖、切符	ポス	雜誌、證券	各種	書籍、新聞
--------	--------	--------	-----	-------	----	-------	----	-------



## 社 洋 大

造 健 森 金 者表代

目丁二通南堀戸江區西市阪大 社 本  
 番四四九六・七五七<sup>44</sup>堀佐土蹟電  
 地番三目丁二通南堀戸江區西市阪大 場工版凸  
 番四四九六<sup>44</sup>堀佐土蹟電  
 地番七十目丁二通北靱區西市阪大 場工版平  
 番七六四二<sup>44</sup>堀佐土蹟電

成完備設的学化新最大最  
 門專版平真寫色多一洋東

# 版製真寫



…… 版製真寫版平色多……

切一物小リヨ版全六四版-タスポ種各  
 少縮典字・圖 地・寫復物實・圖瞰鳥  
 徴特の社本は版平色三

## 館画造川谷長

地番三目丁二町元江區西市阪大  
 番八四〇二 自蹟電



# OKAYA & CO., LTD.

## 宗

### 營業種目

- 一、鐵、鋼材、銑鐵
- 一、合金特殊鋼材
- 一、亞鉛引平浪板、鐵線
- 一、銅真鍮、諸雜鑄類
- 一、銅、鐵管、繼手、バルブコック
- 一、諸機械器具、工具、ベルト
- 一、水道用品鉛管衛生陶器
- 一、電氣機械、配電盤、計器
- 一、メトロ電球、電線
- 一、コンテットチニープ類絶緣材料
- 一、ナショナル製品一般
- 一、電柱用亞鉛鍍金物
- 一、一般鐵工業、製作修理
- 一、輸出入貿易業
- 一、雜貨、藥品類

株式會社 岡谷商店奉天事務所

奉天 琴平町 十三番地  
電話(3) 二七〇七番  
受電路號(ホウテン、ササウ)

株式會社 岡谷商店大連出張所

大連市紀伊町六十四番地(泰平ビル)  
電話(代表) 六一七六番  
三笠町倉庫(2) 六三三七番  
受電路號(タイレン、ササウ)

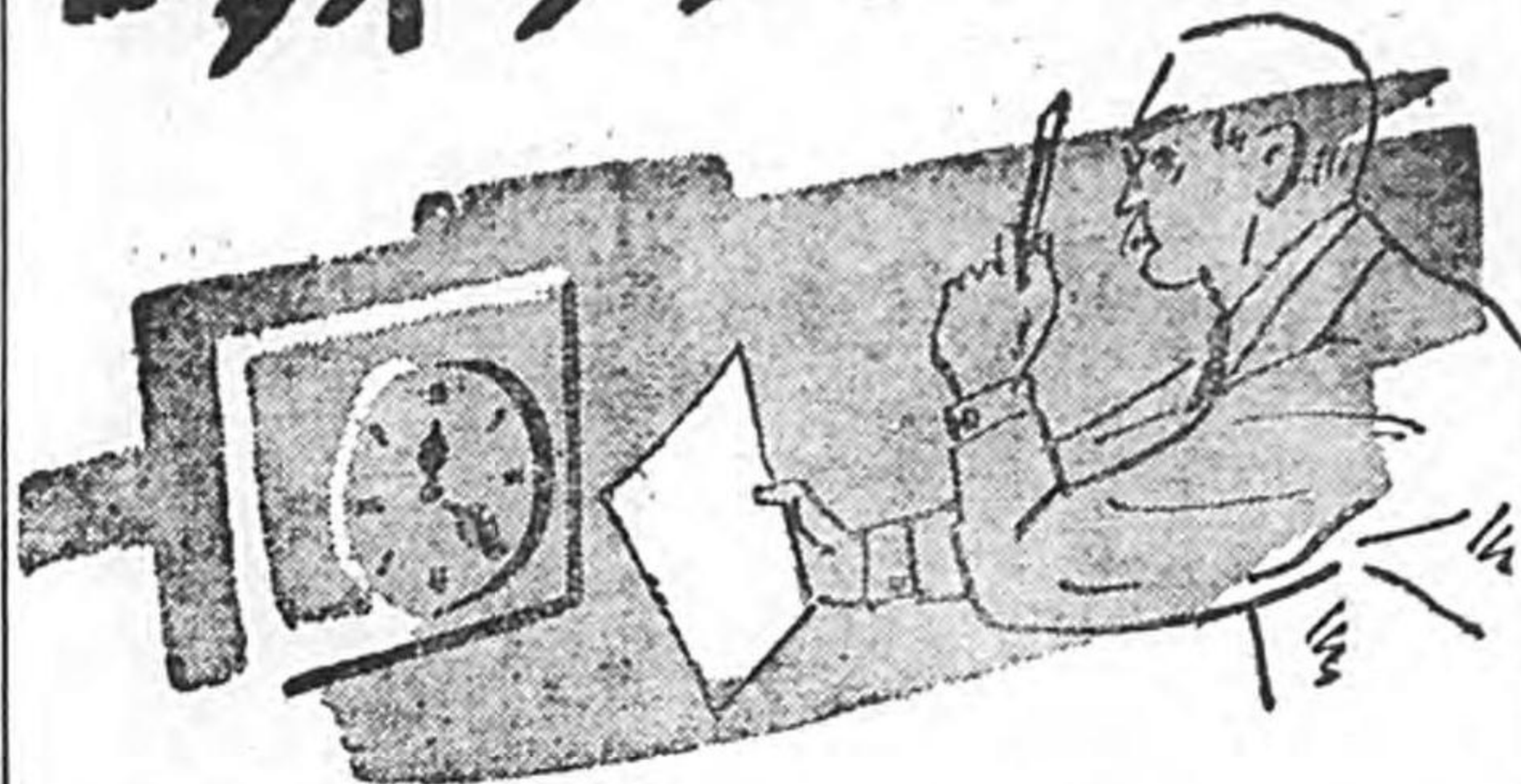
株式會社 岡谷商店新京事務所

新京 大同大街 四〇六  
電話(東拓ビル) 階二八號  
電話(2) 四三三八番  
受電路號(シンケフ、ササウ)

株式會社 岡谷商店鞍山事務所

鞍山 北三條通り 十番地  
電話鞍山 二七一四番  
受電路號(アンザン、ササウ)

# 邦文タイプライター



能率を尊ぶ

事務室へ

文書を迅速、正確、鮮明に作成することを望みならば此の條件を全部備へた邦文タイプライターを御使用下さい。

文字を手で書く煩はしさと時間の無駄を費いて如何に複雑な文書も整然と仕上げます。

型録拜呈



## 日本タイプライター株式會社

大連支店・大連市連山通一〇五番地 電話本局八四七一  
新京支店・新京市朝日通一八番地 電話本局三三三八  
天津支店・天津市錦州街 電話本局三三三八  
鞍山支店・鞍山市通一八番地 電話本局三三三八  
哈爾濱支店・哈爾濱市通一八番地 電話本局三三三八  
青島支店・青島市通一八番地 電話本局三三三八  
濟南支店・濟南市長春路 電話本局三三三八  
北京支店・北京市通一八番地 電話本局三三三八



# イコンタシックス

6×6

6×6判の普及に伴って現はれたイコンタシックスはスーパーシックスから距離計とフィルム自動巻上装置を取去ったカメラでポテレリースと透視ファインダーの装置に依つて極めて速寫に便利に出来て居ります

## 大連定價

- ノバーE 4.5 テルマーシャター  
¥ 121.00
- ノバーE 4.5 クリオシャター  
¥ 146.00
- ノバーF 3.5 コンバーシャター  
¥ 175.00
- テツサーF 3.5 Rコンバー  
¥ 230.00



大連市磐城町二〇(日活館前)

## 木村洋行

奉天・新京・哈爾濱・チハル・奉天城内

# 酒は源氏

## 東洋醸造株式會社

静岡縣田方郡田中  
 東京店 東京市京橋區越前堀三ノ二  
 電話京橋(56)六七四六番  
 名古屋出張所 名古屋市中村區日置通り  
 電話(西)三一八八番地  
 開原支店 開原隆盛街二四番地  
 電話一五番地  
 奉天出張所 奉天稻葉町一〇番地  
 電話③六二〇二番地  
 新京出張所 新京老松町二丁目十二番地  
 電話⑤六一六七番地  
 天津出張所 天津明石街一丁目一番地  
 電話②二九九番



- ① 一般伸銅品(板・管・棒・壓搾加工品等)輕合金(マグネシウム合金・デュラルミン其他)
- ② 鐵道及軌道用車輪・車軸・外輪其他一般鑄鐵品・鑄鋼品・鍛鋼品・特殊鋼等
- ③ 鋼管(冷間引拔及熱間仕上繼目無)瓦斯管・各種壓縮瓦斯容器等



# 住友金屬工業株式會社

本店(營業所)

大阪市此花區島屋町二七

### 主要製品

各種起重機・送電裝置・選礦製鍊用機械・並設備  
 B B C 式電爐・同轉式並往復動式壓縮機  
 グリナワルト式燒結裝置・硫酸製造裝置(ベニルゼン式・セルデン式)  
 耐酸耐熱高級鑄物



# 住友機械製作株式會社

愛媛縣新居濱市

株式會社  
**住友電線製造所**

#### 製品種目

被覆電線  
 護膜絕緣可撚電線・鉛被紙絕緣  
 ケーブル・木綿絕緣線・縮卷線  
 カムブリックケーブル  
 海底電線・各種附屬品・丹漆

#### 新品製

OF式靜電蓄電器  
 特殊耐油電線  
 (航空機及自動車用特殊電線)  
 ターボロイ  
 (切削工用超硬質合金)

大阪此花區恩島南之六番地

代理店		賣店	
哈爾濱	奉天	新京	臺北
金澤	大津	京濱	佐世
長崎	舞鶴	上野	福古
名古	神戶	吳須賀	橫須賀
仙臺	札宮	東	京
連	津	北	天
濱	天	濱	濱



曆舊		昭和十四年 己卯 (康徳六年) 略曆		曆新	
小	大			小	大
三	十二			二	一
四	正			四	三
六	二			六	五
七	五			九	七
九	八			十一	八
十一	十				十二
子	甲			申	庚
一月廿七日	三月廿八日	天長節 四月廿九日		一月廿三日	三月廿四日
五月廿七日	七月廿八日	秋季皇覽祭 九月廿四日		五月廿三日	七月廿四日
九月廿七日	十一月廿八日	神嘗祭 十月十七日		十一月十九日	一月二十日
十二月廿三日		明治節 十一月三日			
		新嘗祭 十一月廿三日			
		大正天皇祭 十二月廿五日			
己	己	祝祭日		專	八
二月廿一日	四月廿二日	清明節 陰三月三日		五月十五日	七月十六日
六月廿一日	八月廿二日	端午節 陰五月二日		五月十六日	七月十七日
九月廿一日	十一月廿二日	中秋節 陰八月十五日		五月十八日	七月十九日
十一月廿八日		秋季祭 陰八月十五日		五月廿一日	七月廿二日
		孔子生誕日 陰八月廿七日		五月廿三日	七月廿四日
		除夕 陰十二月廿五日		五月廿五日	七月廿六日
日	社	他 其 事		用	土
九月廿八日	三月廿二日	入梅 六月十一日		十七日	一月十八日
		七夕 七月七日		廿一日	二月廿二日
		立秋 八月八日		廿五日	三月廿六日
		白露 九月九日		廿九日	四月廿十日
		秋分 九月廿三日		三月一日	五月二日
		霜降 十月八日		三月六日	三月七日
		立冬 十月廿三日		三月十一日	三月十二日
		小雪 十一月七日		三月十六日	三月十七日
		大雪 十一月廿二日		三月廿一日	三月廿二日
		冬至 十二月七日		三月廿六日	三月廿七日
		小寒 十二月廿二日		三月三十一日	四月一日
		大寒 一月六日		四月六日	四月七日
		立春 二月十一日		四月十一日	四月十二日
		雨水 二月廿六日		四月十六日	四月十七日
		春分 三月十日		四月廿一日	四月廿二日
		清明 三月廿五日		四月廿六日	四月廿七日
		穀雨 四月九日		五月一日	五月二日
		立夏 五月廿四日		五月六日	五月七日
		小滿 六月八日		五月十一日	五月十二日
		芒種 六月廿三日		五月十六日	五月十七日
		夏至 六月廿七日		五月廿一日	五月廿二日
		小暑 七月十二日		五月廿六日	五月廿七日
		大暑 七月廿七日		六月一日	六月二日
		立秋 八月十一日		六月六日	六月七日
		處暑 八月廿六日		六月十一日	六月十二日
		白露 九月十日		六月十六日	六月十七日
		秋分 九月廿四日		六月廿一日	六月廿二日
		霜降 十月八日		六月廿六日	六月廿七日
		立冬 十月廿二日		七月一日	七月二日
		小雪 十一月六日		七月六日	七月七日
		大雪 十一月二十日		七月十一日	七月十二日
		冬至 十二月四日		七月十六日	七月十七日
		小寒 十二月十八日		七月廿一日	七月廿二日
		大寒 十二月三十一日		七月廿六日	七月廿七日
		立春 一月十四日		八月一日	八月二日
		雨水 一月廿八日		八月六日	八月七日
		春分 二月十一日		八月十一日	八月十二日
		清明 二月廿五日		八月十六日	八月十七日
		穀雨 三月九日		八月廿一日	八月廿二日
		立夏 三月廿三日		八月廿六日	八月廿七日
		小滿 四月六日		九月一日	九月二日
		芒種 四月二十日		九月六日	九月七日
		夏至 五月四日		九月十一日	九月十二日
		小暑 五月十八日		九月十六日	九月十七日
		大暑 六月二日		九月廿一日	九月廿二日
		立秋 六月十六日		九月廿六日	九月廿七日
		處暑 六月三十日		十月一日	十月二日
		白露 七月十四日		十月六日	十月七日
		秋分 七月廿八日		十月十一日	十月十二日
		霜降 八月十一日		十月十六日	十月十七日
		立冬 八月廿五日		十月廿一日	十月廿二日
		小雪 九月八日		十月廿六日	十月廿七日
		大雪 九月廿二日		十一月一日	十一月二日
		冬至 十月六日		十一月六日	十一月七日
		小寒 十月二十日		十一月十一日	十一月十二日
		大寒 十一月四日		十一月十六日	十一月十七日
		立春 十一月十八日		十一月廿一日	十一月廿二日
		雨水 十二月二日		十一月廿六日	十一月廿七日
		春分 十二月十六日		十二月一日	十二月二日
		清明 十二月三十日		十二月六日	十二月七日
		穀雨 一月十三日		十二月十一日	十二月十二日
		立夏 一月廿七日		十二月十六日	十二月十七日
		小滿 二月十日		十二月廿一日	十二月廿二日
		芒種 二月廿四日		十二月廿六日	十二月廿七日
		夏至 三月六日		十二月三十一日	一月一日
		小暑 三月二十日		一月六日	一月七日
		大暑 四月三日		一月十一日	一月十二日
		立秋 四月十七日		一月十六日	一月十七日
		處暑 五月一日		一月廿一日	一月廿二日
		白露 五月十五日		一月廿六日	一月廿七日
		秋分 五月廿九日		二月一日	二月二日
		霜降 六月十二日		二月六日	二月七日
		立冬 六月廿六日		二月十一日	二月十二日
		小雪 七月十日		二月十六日	二月十七日
		大雪 七月廿四日		二月廿一日	二月廿二日
		冬至 八月七		二月廿六日	二月廿七日
		小寒 八月廿一日		三月一日	三月二日
		大寒 九月四日		三月六日	三月七日
		立春 九月十八日		三月十一日	三月十二日
		雨水 十月二日		三月十六日	三月十七日
		春分 十月十六日		三月廿一日	三月廿二日
		清明 十月三十日		三月廿六日	三月廿七日
		穀雨 十一月十三日		四月一日	四月二日
		立夏 十一月廿七日		四月六日	四月七日
		小滿 十二月十一日		四月十一日	四月十二日
		芒種 十二月廿五日		四月十六日	四月十七日
		夏至 一月八日		四月廿一日	四月廿二日
		小暑 一月廿二日		四月廿六日	四月廿七日
		大暑 二月五日		五月一日	五月二日
		立秋 二月十九日		五月六日	五月七日
		處暑 三月三日		五月十一日	五月十二日
		白露 三月十七日		五月十六日	五月十七日
		秋分 三月三十一日		五月廿一日	五月廿二日
		霜降 四月十四日		五月廿六日	五月廿七日
		立冬 四月廿八日		六月一日	六月二日
		小雪 五月十二日		六月六日	六月七日
		大雪 五月廿六日		六月十一日	六月十二日
		冬至 六月九日		六月十六日	六月十七日
		小寒 六月廿三日		六月廿一日	六月廿二日
		大寒 七月七日		六月廿六日	六月廿七日
		立春 七月廿一日		七月一日	七月二日
		雨水 八月五日		七月六日	七月七日
		春分 八月十九日		七月十一日	七月十二日
		清明 九月三日		七月十六日	七月十七日
		穀雨 九月十七日		七月廿一日	七月廿二日
		立夏 十月一日		七月廿六日	七月廿七日
		小滿 十月十五日		八月一日	八月二日
		芒種 十月廿九日		八月六日	八月七日
		夏至 十一月十二日		八月十一日	八月十二日
		小暑 十一月廿六日		八月十六日	八月十七日
		大暑 十二月十日		八月廿一日	八月廿二日
		立秋 十二月廿四日		八月廿六日	八月廿七日
		處暑 一月七		九月一日	九月二日
		白露 一月廿一日		九月六日	九月七日
		秋分 二月五日		九月十一日	九月十二日
		霜降 二月十九日		九月十六日	九月十七日
		立冬 三月三日		九月廿一日	九月廿二日
		小雪 三月十七日		九月廿六日	九月廿七日
		大雪 三月三十一日		十月一日	十月二日
		冬至 四月十四日		十月六日	十月七日
		小寒 四月廿八日		十月十一日	十月十二日
		大寒 五月十二日		十月十六日	十月十七日
		立春 五月廿六日		十月廿一日	十月廿二日
		雨水 六月十日		十月廿六日	十月廿七日
		春分 六月廿四日		十一月一日	十一月二日
		清明 七月八日		十一月六日	十一月七日
		穀雨 七月廿二日		十一月十一日	十一月十二日
		立夏 八月五日		十一月十六日	十一月十七日
		小滿 八月十九日		十一月廿一日	十一月廿二日
		芒種 九月三日		十一月廿六日	十一月廿七日
		夏至 九月十七日		十二月一日	十二月二日
		小暑 十月一日		十二月六日	十二月七日
		大暑 十月十五日		十二月十一日	十二月十二日
		立秋 十月廿九日		十二月十六日	十二月十七日
		處暑 十一月十二日		十二月廿一日	十二月廿二日
		白露 十一月廿六日		十二月廿六日	十二月廿七日
		秋分 十二月十日		十二月三十一日	一月一日
		霜降 十二月廿四日		一月六日	一月七日
		立冬 一月七		一月十一日	一月十二日
		小雪 一月廿一日		一月十六日	一月十七日
		大雪 二月五日		一月廿一日	一月廿二日
		冬至 二月十九日		一月廿六日	一月廿七日
		小寒 三月三日		二月一日	二月二日
		大寒 三月十七日		二月六日	二月七日
		立春 三月三十一日		二月十一日	二月十二日
		雨水 四月十四日		二月十六日	二月十七日
		春分 四月廿八日		二月廿一日	二月廿二日
		清明 五月十二日		二月廿六日	二月廿七日
		穀雨 五月廿六日		三月一日	三月二日
		立夏 六月十日		三月六日	三月七日
		小滿 六月廿四日		三月十一日	三月十二日
		芒種 七月八日		三月十六日	三月十七日
		夏至 七月廿二日		三月廿一日	三月廿二日
		小暑 八月五日		三月廿六日	三月廿七日
		大暑 八月十九日		四月一日	四月二日
		立秋 九月三日		四月六日	四月七日
		處暑 九月十七日		四月十一日	四月十二日
		白露 九月三十一日		四月十六日	四月十七日
		秋分 十月十五日		四月廿一日	四月廿二日
		霜降 十月廿九日		四月廿六日	四月廿七日
		立冬 十一月十二日		五月一日	五月二日
		小雪 十一月廿六日		五月六日	五月七日
		大雪 十二月十日		五月十一日	五月十二日
		冬至 十二月廿四日		五月十六日	五月十七日
		小寒 一月七		五月廿一日	五月廿二日
		大寒 一月廿一日		五月廿六日	五月廿七日
		立春 二月五日		六月一日	六月二日
		雨水 二月十九日		六月六日	六月七日
		春分 三月三日		六月十一日	六月十二日
		清明 三月十七日		六月十六日	六月十七日
		穀雨 三月三十一日		六月廿一日	六月廿二日
		立夏 四月十四日		六月廿六日	六月廿七日
		小滿 四月廿八日		七月一日	七月二日
		芒種 五月十二日		七月六日	七月七日
		夏至 五月廿六日		七月十一日	七月十二日
		小暑 六月十日		七月十六日	七月十七日
		大暑 六月廿四日		七月廿一日	七月廿二日
		立秋 六月十八日		七月廿六日	七月廿七日
		處暑 七月二日		八月一日	八月二日
		白露 七月十六日		八月六日	八月七日
		秋分 七月三十日		八月十一日	八月十二日
		霜降 八月十三日		八月十六日	八月十七日
		立冬 八月廿七日		八月廿一日	八月廿二日
		小雪 九月十日		八月廿六日	八月廿七日
		大雪 九月廿四日		九月一日	九月二日
		冬至 十月八日		九月六日	九月七日
		小寒 十月廿二日		九月十一日	九月十二日
		大寒 十一月五日		九月十六日	九月十七日
		立春 十一月十九日		九月廿一日	九月廿二日
		雨水 十二月三日		九月廿六日	九月廿七日
		春分 十二月十七日		十月一日	十月二日
		清明 十二月三十一日		十月六日	十月七日
		穀雨 一月十四日		十月十一日	十月十二日
		立夏 一月廿八日		十月十六日	十月十七日
		小滿 二月十一日		十月廿一日	十月廿二日
		芒種 二月廿五日		十月廿六日	十月廿七日
		夏至 三月九日		十一月一日	十一月二日
		小暑 三月廿三日		十一月六日	十一月七日
		大暑 四月六日		十一月十一日	十一月十二日
		立秋 四月二十日		十一月十六日	十一月十七日
		處暑 五月四日		十一月廿一日	十一月廿二日
		白露 五月十八日		十一月廿六日	十一月廿七日
		秋分 六月二日		十二月一日	十二月二日
		霜降 六月十六日		十二月六日	十二月七日
		立冬 六月三十日		十二月十一日	十二月十二日
		小雪 七月十四日		十二月十六日	十二月十七日
		大雪 七月廿八日		十二月廿一日	十二月廿二日
		冬至 八月十一日		十二月廿六日	十二月廿七日
		小寒 八月廿五日		十二月三十一日	一月一日
		大寒 九月九日		一月六日	一月七日
		立春 九月廿三日		一月十一日	一月十二日
		雨水 十月七日		一月十六日	一月十七日
		春分 十月廿一日		一月廿一日	一月廿二日
		清明 十一月五日		一月廿六日	一月廿七日
		穀雨 十一月十九日		二月一日	二月二日
		立夏 十二月三日		二月六日	二月七日
		小滿 十二月十七日		二月十一日	二月十二日
		芒種 十二月三十一日		二月十六日	二月十七日
		夏至 一月十四日		二月廿一日	二月廿二日
		小暑 一月廿八日		二月廿六日	二月廿七日
		大暑 二月十一日		三月一日	三月二日
		立秋 二月廿五日		三月六日	三月七日
		處暑 三月九日		三月十一日	三月十二日
		白露 三月廿三日		三月十六日	三月十七日
		秋分 三月三十一日		三月廿一日	三月廿二日
		霜降 四月十四日		三月廿六日	三月廿七日











國庫會計……………二九

概況、年度別概要、一般會計出入、一般會計出入内譯、一般會計出入内譯、特別會計出入、特別會計出入内譯、歲入歳出豫算純計累年比較表、國債總額現在高一覽表、公債内譯一覽表……………二九

滿洲國の租税……………三〇

内國稅制度……………三〇

稅制整備事業、現行内國稅體系表、租稅收入内譯、稅務監督、稅務監督名稱位置及管轄區域表、稅務監督出張所及び管轄區域……………三〇

專賣制度……………三一

鴉片專賣、石油專賣、鹽專賣、火柴專賣、麻藥專賣、酒類專賣、專賣機構一覽表……………三一

國稅制度……………三二

關稅の整備、關稅率の改正、現行關稅率、關稅法……………三二

の制定……………三三

地方稅制……………三三

省地方費稅法、省地方費稅體系……………三三

通貨・金融……………三四

通貨……………三四

概說……………三四

貨幣制度……………三四

滿洲中央銀行貨幣發行高及準備高……………三四

通貨政策……………三五

日滿通貨統制、日滿爲替相場、外國爲替相場、滿洲對外爲替相場、外國爲替相場、外國爲替管理法、產金買上、滿洲中央銀行產金買上價格表、累年產金買上狀況、外國通貨の概收、國幣の發行狀態、鑄貨發行高内譯……………三五

金融……………三五

概說……………三五

金利、滿洲中央銀行標準……………三五

金利、滿洲興業銀行標準……………三六

預金利率、主要都市普通銀行貸出利率、預金、貸出、全滿各種金融機關地域別預金貸出高、全滿各種金融機關預金貸出高、全國銀行勸定額……………三六

金融政策……………三七

概況、銀行法の制定、弱少銀行の整理、普通銀行と金融合作社、利息法公布實施、滿洲銀行協會……………三七

滿洲中央銀行……………三八

組織、本支店所在地、各期末預金、預金内譯、各期末貸出高、貸出内譯、内國爲替取組高、東京支店開設……………三八

滿洲興業銀行……………三九

組織、本支店所在地、業務概況、預金貸出高……………三九

内國普通銀行……………四〇

概況、現狀、内國普通銀行、普通銀行主要勸定額……………四〇

外國銀行……………四一

中國系銀行、日本系銀行、歐米系銀行……………四二

概說、貸付限度、金利、金融合作社聯合會、金融合作社一覽、金融合作社概況、貸出高用途別……………四二

其他の金融機關……………四三

金融組合、金融會概況、全滿當鋪貸出高、大興公司、貸出回收概況、無盡業、無盡會社一覽表、全滿無盡協會……………四三

郵便貯金……………四四

郵政儲金、郵政遞兌……………四四

日本側の金融……………四五

銀行業、在滿邦人銀行一覽、日本側銀行預金及び貸出高、鮮銀正金銀券發行高、手形交換高、三大都市手形交換高……………四五

貿易……………四六

建國後の概観……………四六

概說、建國後の經過、純輸出貿易、全滿純輸出……………四六

入貿易、輸出入貿易の構成内容、輸出及輸入貿易生産工程別構成内容……………四七

國別貿易……………四七

總貿易額内譯、輸出及輸入貿易内譯、貿易内譯……………四七

康徳四年度貿易……………四八

概說、主要貿易品、國別貿易、稅關別貿易……………四八

主要貿易品……………四八

主要輸出及輸入品……………四八

主要國別貿易……………四九

對日本貿易主要品、對中國貿易主要品、對香港貿易主要品、對英領印度貿易主要品、對獨逸貿易主要品、對伊貿易主要品、對英吉利貿易主要品、對和蘭貿易主要品、對米國貿易主要品……………四九

關東州貿易……………五〇

關東州貿易累年比較表、關東州主要貿易品、主要國別貿易額、南滿三港出入船噸國籍別、大通港送……………五〇

量貿易累年表……………五一

康徳五年度上期貿易表……………五一

最近三箇年上期貿易比較、主要貿易品、重要國別貿易額……………五一

商業……………五二

滿洲國會社法……………五二

商工公會……………五二

各省別商工公會數、各省別商工公會一覽、日本側の商工會議所、滿洲輸入組合、輸入組合所在地一覽、滿洲輸入組合全滿各府縣駐在員、奉天貿易商組合、滿鐵社員消費組合、滿洲國官吏消費組合、商務會一覽……………五二

取引所……………五三

中央卸賣市場一覽、一般卸賣市場一覽、州内組織的小賣市場……………五三

保險事業……………五三

損害保險、生産保險、簡易生命保險、郵便年金……………五三

滿洲國郵政生命保險會庫案……………五三

滿洲國側の倉庫案、滿鐵の倉庫營業、倉庫營業課、保稅倉庫、滿鐵以外の倉庫案、滿鐵以外主要倉庫業者……………五三

物價・貨銀・諸相場……………五三

最近物價の動向……………五三

概說、日滿物價の特殊關係、支那事變の影響、内外卸賣物價指數、新京卸賣物價指數、新京重要商品卸賣物價指數、支那事變を契機とせる新京主要商品卸賣物價指數の動向、大連卸賣物價指數、大連小賣物價指數、滿洲主要都市小賣物價指數……………五三

農業……………五三

概說……………五三

自然的條件、發達過程……………五三

耕地……………五三

滿洲國耕地統計、興安四……………五三

省耕地統計、耕地累年比較表、關東州耕作面積……………五三

農家戸數……………五三

滿洲農家戸數、關東州農家戸口、滿洲國人種別農收林從業者人口……………五三

作物一般……………五三

農作物種類、分布狀態、主要農作物累年作付面積、同累年生産高、關東州及附屬地農作物作付段別、同收穫高……………五三

農作物收穫豫想調査……………五三

本年度主要農作物豫想收穫高(省別)同(沿線別)……………五三

主要作物……………五三

大豆……………五三

高粱……………五三

粟……………五三

玉蜀黍……………五三

小麥……………五三

增産計畫……………五三

水稻……………五三

康徳四年度水稻收穫豫想高……………五三



陸稻……………一六  
作用作物……………一六  
棉花……………一六  
增產五箇年計畫、新棉花  
統制方針、麻實(小麻子)  
作(蘇子)ケナフ、亞麻、  
煙草  
その他……………一七  
忽布、青麻、亞麻、罌粟  
甜菜……………一七  
果樹……………一七  
關東州果物栽培成績  
茶……………一七  
作草、家草……………一七

**農業政策**……………一七  
概説、農政機關、指定農  
村振興方針、農業關係調  
査、滿洲國農業政策審議  
委員會、農業開發五箇年  
計畫、農事合作社問題、  
農事試驗場……………一七  
糧穀管理……………一七  
糧穀管理要旨……………一七  
滿洲糧穀會社……………一七  
輸出飼料原料統制事項……………一七  
**農業團體**……………一七

**畜産**……………一七  
概説……………一七  
畜産經營形態、家畜種類  
家畜概説……………一七  
牛、馬、騾、驢、豚、鶏  
羊、種別別綿羊產毛量、  
山羊、其他、獸疫、家畜  
交易及屠宰……………一七  
**畜産品**……………一七  
毛皮及毛製品、皮革、獸  
骨乳及乳製品、畜産加工  
工業……………一七  
**畜産施設**……………一七  
日滿綿羊協會……………一七

**林業**……………一七  
森林の概況……………一七  
自然的條件……………一七  
森林面積及立木蓄積量……………一七  
主要樹種……………一七  
**木材供給狀況**……………一七  
生産狀況、市場及市價、  
輸出入狀況、消費狀況、  
累年木材生産量及輸入量  
並消費數量……………一七  
**滿洲國の林政**……………一七  
概況、林政機關、全國營  
林第一覽、林場權の整理  
國有林野の管理、官行研  
伐事業、集團伐採、國有  
林伐採の準備、運材施設  
施案の編成……………一七  
**林業會社**……………一七  
概況、滿洲林業股份有限公司、  
中東海林探木公司、パル  
プ工業會社……………一七

**水産**……………一七  
**滿洲國の漁業**……………一七  
概況、北滿淡水漁業、漁  
撈法、取引狀況、南滿海  
洋漁業、主要魚種魚期魚  
場一覽、取引狀況、滿洲  
國水産行政施設、國立營  
口水産試驗場、滿洲國漁  
會……………一七

**關東州の漁業**……………一七  
概況、漁場、漁法、關東  
州漁業戶口、同漁船、同  
漁具、同漁獲高、同漁獲  
高累年表、同漁獲別漁獲  
高、關東州水産製造高、  
水産製造高累年表、同地方別水  
産製造高累年表、養殖業  
水産試驗場、關東州水産  
會、同魚市場、同取扱高  
關東州船舶漁業組合、關  
東州魚港問題……………一七

**鹽業**……………一七  
概況、關東州鹽生産消費  
高、同生産消費高累年表  
同輸移出高累年表、州鹽  
昭和十三年度生産狀況、  
關東州の増産計畫、關  
東州の製鹽方法、滿洲國

礦業……………一七  
概況……………一七  
概説、礦種類累年總產額  
表、沿革……………一七  
**區**……………一七  
礦內及礦區面積一覽、礦  
業法令施行前許可の礦區  
數及礦業關係法規……………一七

**鑛業政策**……………一七  
鑛業行政組織、鑛業法令、  
鑛業權の審定、鑛業關  
係特殊會社……………一七  
**石炭**……………一七  
滿鐵附屬炭坑……………一七

**鑛業**……………一七  
概況……………一七  
撫順炭礦、煙臺炭礦、火  
石嶺炭礦、牛心臺炭礦、  
老頭兒炭礦……………一七  
滿洲炭礦會社……………一七  
復州炭礦、八道溝炭礦、  
阜新炭田、×山炭礦、鶴  
岡炭礦、西安炭礦、×ラ  
イ炭礦、火石嶺炭礦、  
××炭礦、滿洲山炭礦、  
滿洲石炭販賣實績、五箇  
年販賣計畫、滿洲石炭備  
給大勢……………一七

**鐵鑛**……………一七  
滿洲國鐵鑛生産數量、鐵  
鑛埋藏量、鞍山鐵鑛、刷  
兒鐵鑛、弓張鐵鑛、牛  
頭山鐵鑛、牛心臺鐵鑛……………一七

**金鑛**……………一七  
滿洲の産金地、滿洲採金  
會社、統制下鑛區産金量、  
産金増産計畫、熱河鑛業  
會社……………一七  
**オイルシエール**……………一七  
**輕金屬原鑛**……………一七

**工業**……………一七  
概況、工業大別……………一七  
工業施設概況……………一七  
滿鐵中央試驗所、大陸科  
學院、工業博物館、工業  
家團體……………一七  
工業關係調査……………一七  
全國主要工場調査、重要  
工業特殊調査、發電水力  
資源調査……………一七

**大豆工業**……………一七  
製油工業、製油法、全滿  
油房概況、滿洲油房豆粕  
生産數量、各地油房月別  
豆粕生産高、滿洲大豆工  
業會社……………一七

**食料品工業**……………一七  
製粉工業、小麥作付面積……………一七

**纖維工業**……………一七  
柞蠶糸工業、柞蠶輸出量  
綿糸布工業、滿洲紡績現  
勢、在滿紡績機械設備概  
況、毛織工業、バルプ工  
業、濫バルプ、大豆穀パ  
ルプ、製紙工業……………一七

**化學工業**……………一七  
頁岩油工業、人造石油工  
業、石油工業、アルコール  
工業、硫酸工業、製鹽  
及曹達工業、硬化油工業  
石鹼工業、染料工業、染  
料工業、燐寸工業、滿洲  
燐寸工業、燐寸工業現勢……………一七

**金屬工業(重工業)**……………一七



滿洲重工業會社、昭和製鋼所、本溪湖煤鐵公司、滿洲の鐵鋼需供狀況、昭和製鋼所を統る鐵鋼工業  
 式會社、東邊道開發株式會社、撫順臨時製鐵試驗所、製鐵事業、滿洲礦山會社、滿洲輕金屬製造會社、南滿礦業會社、滿洲マダネホシウム會社、滿洲電氣化學工業會社

**機械器具工業**……………三〇  
 大通機械製作所、大通船渠鐵工會社、滿洲車輦會社、滿洲工廠、滿鐵々道工場、滿洲機械工業公司、農機器具會社、奉天造兵廠、滿洲通信機公司、滿洲計器公司、同和自動車工業會社

**窯業**……………三一  
 洋灰工業、洋灰會社一覽、煉瓦工業、陶磁器工業、硝子器製造、板硝子製造、石灰工業、トロマイト工業

**雜工業**……………三三  
 煙草工業、畜産工業、木材工業

**電氣瓦斯工業**……………三三  
 電氣事業……………三三  
 總說、事業及技術統制、周波數統制、電壓統制、現狀、全滿發電設備容量、全滿電氣需供狀況、滿洲電業株式會社、地方別電燈需供狀況、關係會社投資一覽表

瓦斯事業……………三六  
 南滿洲瓦斯株式會社、瓦斯製造及供給狀況

總局所管各線一覽、總局管轄區域及營業行程、總局組織一覽

**鐵道建設**……………三四  
 港灣建設……………三四  
 羅津港、雄基鐵道、壹盧島港

營業狀態……………三六  
 旅客關係、旅客、貨物關係、貨物、旅館、旅客營業成績、倉庫、鐵道工場、列車時刻改正

鐵道貨物運賃改正……………三五  
 改正案要點、混合保管獎勵金交付制度廢止、改正貨物運賃率表、滿鐵日滿支旅客及手小荷物聯絡規則取扱手續制定、空陸運賃運送規則、倉庫料金改正、埠頭料金規則改正、水運及港灣、自動車

產業施設……………三五  
 農業關係、畜産關係、林産關係、礦産關係、水産關係、副業關係、土地地

市街經營、鐵道局別所管土地面積……………三六  
 厚生施設……………三六  
 鐵路愛護施設……………三六  
 鐵道愛護團、鐵道自警村愛護村現況一覽表、滿洲開拓青年義勇隊鐵道自警村訓練所

私設鐵道……………三〇  
 東滿洲鐵道、鴨北鐵道、程後鐵道、開豐鐵道、鶴立鐵道、哈爾濱產業鐵道、金福鐵道、運賃率、昭和十二年度損益計算書

森林鐵道……………三六  
 森林鐵道一覽表

**自動車**……………三三  
 概說、自動車運轉事業の統制及特許、鐵道總局自動車事業、自動車營業路線、自動車營業收支、自動車荷物輸送總數

滿洲國民營自動車……………三六  
 民營自動車運轉事業一覽、大連都市交通

**水運**……………三六

**概說、水運行政**

北滿の水運……………三六  
 北滿河川航域行程、北滿河川船舶數、船舶旅客數、河川貨物運送量、水運經營、經營航區、松花江、黑龍江、烏蘇里江

南滿の水運……………三六  
 遼河、鴨綠江

**海運**……………三三  
 概說、滿洲國置籍船、船籍札船、關東州置籍船一覽、海運市場、大連積出運賃累年表

大連港……………三三  
 概說、各港との距離、大連港の管理、大連港の貿易、大連港の營業及作業、海運關係團體、大連港基點主要航路一覽表、國別輸出入貨物累年表、大連港主要輸出貨物、青島船、船國別隻數噸數一覽、大連埠頭乘船人員年別、大連埠頭上陸人員年別

**旅順港**……………三七  
 概說、輸出入貨物累年表

安東港……………三七  
 概說、港灣設備、各港との距離、輸出入貨物累年表

營口港……………三六  
 概說、埠頭設備、各港との距離、輸出入貨物累年表、著埠船舶國別累年表、北鮮三港……………三六  
 概說、日本各港との距離、北鮮の船舶關係、北鮮三港主要航路、自北鮮三港至日本主要港運賃、羅津港、清津港、雄基港

其他……………三六  
 壹盧島港、普蘭店港

**道路**……………三二  
 滿洲國の道路……………三二  
 建設方針  
 國道十箇年計畫、國道網の現況、國道竣工路線工事費並延長、地方道路、東邊道土木復興道路工事總括表、地方道路の現況、

**航空**……………三六  
 地方道路標準新設維持改良延長、移民道路の建設、既設移民道路延長及工費、國道の竣工路線、滿洲國の特殊性格

滿洲國の道路行政……………三六  
 組織、道路行政機構一覽表、國道の種類構造、將來の計畫概要

**航空**……………三六  
 總說、滿洲航空株式會社、手荷物、郵便、遊覽飛行、貸切飛行、宣傳飛行、航空券代價、空陸海運送帶切符、惠通公司、日本航空輸送株式會社、經營航空路、超過手荷物

**通信**……………三六  
 概說……………三六  
 郵政機關……………三六  
 郵政機關……………三六  
 中央機關、地方機關、各管理局別郵局所數

郵便……………三六

沿革及制度、通常郵便物料金、事業、通常郵便物、小包郵便物數、國內航空郵便取扱數、連運郵便及航空郵便附加料金表、連運取扱數、年費郵便特許取扱物數、外國郵便取扱數、連運郵便

儲蓄……………三三  
 概說、事業、國內爲替年度別受拂高一覽表、滿日爲替年度別受拂高一覽表、滿華爲替年度別受拂高一覽表

振替……………三三  
 制度及沿革、事業

儲蓄……………三六  
 沿革及制度、事業、郵政儲蓄金高及預入員年度別郵政生命保險……………三六  
 概說、事業、保險契約金額及加入者數

滿洲電信電話會社……………三六  
 概說、電信、有線電信、國內通信、電報取扱數、和文電報取扱局所數、對外通信、滿華通信、電報



取扱發着通數……………三六  
電話……………三六  
國內電話、委託業務、通話料の統制、電話關係累年別表、對外電話、日滿連絡無線通話、日滿連絡ケーブル、電話事業概況放送事業……………三六  
日本側の通信……………三六  
沿革及制度、郵便、通常郵便物數、通信線路、郵便線路里數……………三六

民會議、第二回移民會議  
內地人移民……………三五  
自衛移民、滿洲集團農業移民現況一覽表、第一次彌榮村、彌榮村機構表、第二次干振村、第三次瑞穂村、第四次城子河移民團、第五次各移民團集團移民現況一覽表……………三五  
自由移民……………三五  
林業移民、鐵路自營村移民、天昭園、天理教村、鏡泊湖園村、呼倫貝爾開拓組合……………三五  
青少年移民計畫……………三五  
百萬戶移住計畫……………三五  
第一期計畫……………三五  
滿洲拓植公社……………三五  
公社設立、公社の特質、公社の事業、移住地設置並助成事業、金融事業、土地取得事業、社有地面積一覽表、社有地の管理、青年農民訓練所……………三五

財團法人滿洲移民協會……………三七  
滿洲拓植委員會……………三七  
朝鮮人移民……………三七  
朝鮮の關係と在朝鮮人の現況……………三七  
滿洲拓植公社……………三七  
組織及特典、新規移民の入植統制、移民訓練所の設立、既往移民統制、自作農創定及小作地經營、金融事業、精米事業、各種の附帶事業……………三七  
鮮滿拓植會社……………三七  
組織、株式の割當、特典、事業……………三七  
滿洲國拓務行政……………三七  
行政機構、行政機構一覽、主たる事業……………三七

教育・宗教・出版……………三七  
滿洲國の教育……………三七  
概説……………三七  
學制改革……………三七  
教育方針、學校教育要綱、學校教育の分類、目標……………三七

種類、學校要綱、私塾教育、在滿朝鮮人教育、鮮人教育施設、技術者の養成、蒙古人教育、教科用圖書、學校一覽、民政部教育司大學教育科所管學校、教育及學術團體、留學生教育、留學生に關する勅令、留學生準備校、大同學院、大同學院の改組擴充、政府各部局現職員の再教育、建國大學社會教育……………三七  
民衆教育館、民衆學校、青年教育の施設、日語學校、識字處、問字處其他、國立圖書館國立博物館、映書教育、無線電信教育、民衆娛樂、宗教團體、體育團體、青少年團體……………三七  
禮俗事業……………三七  
孝子節婦表彰、敬老禮節文廟祭祈、國樂社……………三七  
日本側の教育……………三七  
學校教育……………三七  
教育制度、關東州經營

移民

總説……………三六  
關東軍移民部、第一回移

の學校、大連市經營の學校、滿鐵會社經營の學校、東洋協會經營の學校、日露協會經營の學校、公學校普通學堂、書房、中學校、高等女學校、家政女學校、青年學校女子部、師範教育、實業教育、專門教育、特殊學校施設、滿鐵獎學資金……………三六  
社會教育機關……………三六  
旅順圖書館、滿鐵圖書館、旅順博物館、滿洲資源館……………三六

神 社……………三六  
概況、滿洲神祇會、神社一覽……………三六

宗 教……………三六  
概 觀……………三六  
日本人側の宗教……………三六  
概況、寺院教會堂數……………三六  
滿洲人側の宗教……………三六  
概況、全國各教別一覽、全國各省別宗教總數一覽……………三六

出版……………三七  
取締法規……………三七  
日本側取締法規……………三七  
新聞事業……………三七  
概況、滿洲弘報協會、滿洲國通信社……………三七  
雜誌事業……………三七  
普通出版物……………三七  
滿洲民間定期出版物一覽……………三七  
日本側定期刊行物一覽……………三七

社會……………三七  
社會事業……………三七  
滿洲國の社會事業……………三七  
皇室の社會事業、社會事業行政並聯絡統制機關、滿洲國赤十字社創立、その他の機關、民間事業……………三七  
日本側社會事業……………三七  
概況、恩賜財團慈善資金關東州方面委員、日本赤十字關東州委員本部、日本側社會事業團體一覽……………三七

勞働事情……………三七  
概況、修養會の設立、工礦交通勞働者、鑛山別統計、農業勞働者、婦人勞働者、勞働移動、滿洲國勞働統制要項制定……………三七

衛生……………三七  
概況、國民保健、醫療の普及、國立醫院概要、醫療機關一覽、醫師、公醫制度、國民診療所、醫師及齒科醫師其他療養養成機關、阿片及麻藥の斷禁、阿片零賣人數、戒煙所數並に治療成績、職業別癩者一覽、防疫、檢疫所概況、法定傳染病發生數、在滿內地人及日本內地人死亡率比較、同學童比較、移民衛生……………三七

藝術・娛樂……………三七  
文 藝……………三七  
概況、事變の影響、滿洲

文話會其他、評論、小説詩、短歌、俳句、兒童文學、文藝關係雜誌新聞一覽、文藝團體……………三七  
美術……………三七  
美術界一年、滿洲畫壇の人々、主なる展覽會……………三七  
音樂……………三七  
西洋音樂團體、滿洲の洋樂家、在滿外人音樂家、音樂會記錄、邦樂界、邦樂界記錄……………三七  
映 畫……………三七  
概況、アメリカ映畫禁止滿映の活動、滿映の作品滿鐵映畫製作所、新民映畫協會成立、關東州應アイルム檢問所、滿伊映畫交響、本社推薦映畫……………三七

野 球……………三七  
大連實業團對滿洲俱樂部第十八回定期野球戰……………三七  
第一回戰、第二回戰、第



三回戦、第四回戦  
春季外野球大会………三六  
新野球リーグ戦、南滿  
地獄大会、奉天野球リ  
グ戦、北滿野球大会、南  
北滿野球決勝大会、實滿  
紅白野球戦、第二十三回  
關東州野球大会、第五回  
全滿學生野球大会、在滿  
俱樂部戦  
十三年度記録………三六  
全國中等野球選手権選  
電業對電々秋季定期戦………三六  
軟式野球………三六  
第五回大連全學童、軟式  
野球大会、全滿鐵道市對  
抗軟式野球大会

陸上競技

十三年度………三六  
日滿對抗陸上競技、日本  
軍對全滿陸上競技、第七  
回滿洲國體育大會陸上競  
技、第一回全滿鐵道對全朝  
鮮對抗陸上競技、第一回  
全滿都市對抗陸上競技、  
第十二回滿日社前賽大會

水上競技

早大水泳部歡迎競技、早  
大對全奉天水上競技、第  
一回全滿都市對抗水上競  
技、黑石磯—傅家庄游泳  
豫選、第五回黑石磯—傅  
家庄五・五野戰技、第一回  
全滿中等水上、第一回全  
滿水上選手権大会、關東  
州内中等水上、第一回鮮

氷上競技

滿對抗水上、第一回關東  
州内水泳選手権  
奉天對新京氷上スピード  
昭和十二年度奉天氷上選  
手権大会、全滿氷上選手  
権大会新京豫選、全滿氷  
上B級大会、全滿氷上ホ  
ッケー選手権、第十回州  
外中等スケート、鐵道總  
局對大連滿鐵定期ホッケー  
、大連A級アイス・ホ  
ッケーリーグ戦、第四回  
全滿氷上選手権大会、第  
五回大連全市學童アイス  
ホッケー、第三回滿鮮對  
抗氷上競技、昭和十二年  
度全滿氷上、第四回全滿  
都市對抗氷上、夜間氷上  
スピード、第九回明治神  
宮大會氷上競技、

庭球

硬式………四〇  
滿日盃爭奪第三回奉天實  
滿庭球會、全關東州對早

卓球

三卓球大会、全滿三人制  
團體卓球選手権、奉天滿  
鐵對京城總科醫學、第四

排球

回全奉天女子選手権、第  
十九回全滿卓球團體大會  
第十回P.A.球團體卓球、  
奉天卓球大会、全滿個人  
卓球選手権、第四回全滿  
都市對抗卓球大会、第三  
回大連實滿卓球戦、滿鮮  
交際卓球、立教對全大連  
昭和十二年度………四五  
關東州卓球團體大會

ラグビー

日滿比三國對抗籠球滿洲  
軍成績、昭和十三年度大  
連中等學校、第十一回全  
滿中等籠球、大連一般籠  
球春季リーグ戦、第三回  
全滿學生リーグ戦、第四  
回大連日滿對抗定期戦、  
新京籠球選手権、第七回  
滿洲國體育大會籠球  
昭和十二年度………四〇  
日滿交際全吉林對全大  
連、輔仁會主催全滿籠球  
大会、第十三回全滿籠球  
優勝大会、全滿男子籠球  
選手権大会、女子籠球選  
手権、第三回大連日滿交  
際定期戦

蹴球

會、第一回全滿鐵道對全新  
京戰  
昭和十二年度………四三  
全國高等滿洲豫選會、全  
國中等大會滿洲豫選州内  
外決勝、第八回全滿鐵道  
育ボール大会  
第一回大連國際蹴球リ  
グ、第一回全滿中等足球  
第一回全滿學生足球、新  
京春季足球大会、第七回  
滿洲國體育大會足球  
昭和十二年度………四三  
大連加盟四チーム秋季リ  
グ、第二回全滿蹴球選  
手権

相撲

第一回全滿都市對抗角道  
大会  
第八十六回大連市民小銃  
射撃會、全日本中等射撃  
大連市民八十七回小銃射  
撃、第三十六回大連市民  
拳銃射撃、第二回滿鐵運  
動會、拳銃射撃、全滿學  
生及關東州内生徒聯合射  
撃  
訪日宣詔記念新京武道大  
會弓道、第七十七回大連  
弓道聯合選手権、鐵道對  
開原弓道戦、大連弓道大  
會



武 道

- 第十四回東京學生柔道聯合會
- 軍對全滿洲軍對抗柔道試合、第二十二回全滿洲道大會、第二十四回全滿洲道大會、第十四回全滿洲道大會、紀元節紀念劍術大會、全滿洲對大連四聯聯合劍道試合、第三回在京滿洲國各官署對抗武道大會、訪日記念新武道大會、第六回全滿洲學生柔道、第三十三回海軍肥田日新武道大會、國士館對新武道試合、國士館對旅大聯合軍柔道試合、第一回全滿日本中等武道、大典記念第五回全滿武道大會、昭和十二年度
- 第四回全滿武道大會
- 在滿運動體育團體一覽表
- 滿洲國運動團體

關東州概観

- 概説、滿洲國と州廳

州廳移轉

- 地勢・戸口・氣象
- 地勢
- 戸口
- 氣象
- 行政
- 組織
- 地方行政
- 市、會屯
- 州廳所管外の行政
- 教育、司法及刑務、海軍通信
- 警務
- 警察機關の組織
- 特色、高等警察、保安警察、刑事警察
- 財政
- 歲計
- 租稅
- 國稅
- 地租、所得稅、外貨價特別稅、法人資本稅、關稅、取引所稅、酒稅、煙草稅

金融・通貨

- 麥粉稅、セメント稅、揮發油稅、北支事件特別稅、所得稅の増徴
- 地方稅
- 營業稅、雜種稅
- 租稅外諸收入
- 國有財產
- 專賣
- 昭和十三年度關東州地方費收入支出豫算
- 金融・通貨
- 銀行、金融組合
- 通貨
- 外國爲替管理
- 貿易
- 自由港制度
- 貿易の趨勢
- 國別貿易、品目別貿易
- 産業
- 商工
- 鹽業
- 概況、州内に於ける鹽の増産計畫

水産

- 水産
- 農業
- 普通農業、果樹、落花生、棉花
- 畜産
- 概況、馬匹改良の沿革、現況、馬以外の畜産改良
- 林業
- 各種試驗並に輸出入積物検査及輸出農産物検査
- 農事試驗場、水産試驗場、鹽業試驗場、關東植物検査所、關東州輸出農産物検査所
- 教育及宗教
- 概説
- 學校教育
- 官立學校、公私立學校
- 社會教育
- 一般教育、日本語及支那語の普及
- 社寺・宗教
- 衛生

滿洲主要都市

- 四大都市
- 新京
- 沿革、行政、區域及面積
- 人口、新京特別市戸口、康德五年度一般會計豫算
- 教育、保健衛生、上下水道

目次

社會事業、産業、都市計畫

- 社會事業、産業、都市計畫
- 畫、主要官公衙、主要銀行會社其他、教育機關、交通、主要産業、日刊新聞通信、社寺
- 奉天
- 沿革、位置、氣候、市内と行政區劃、行政、社會施設、財政、貿易、工業
- 各種工業概況、鐵西工業地區、教育、交通機關、主要官公衙、主要會社、名所舊跡、社寺、言論機關
- 大連
- 沿革、面積、位置、氣候、戸口、市制、財政、貿易、商業、工業、金融、主要施設、教育施設、交通通信、主要官公衙、主要產物、日刊新聞、名所史蹟
- 哈爾濱
- 沿革、地誌、市制、財政、市公署組織、産業、民生、都市計畫、都市計畫、事業、區劃施行、主要官公衙、教育施設、主要會社、

言論機關、交通機關、主要產物、社寺、名蹟

- 言論機關、交通機關、主要產物、社寺、名蹟
- 吉林省
- 吉林、公主嶺、新站、敦化、前郭旗
- 龍江省
- 齊々哈爾、洮南、北安、白城子
- 三江省
- 佳木斯
- 牡丹江省
- 牡丹江、東安、橫道河子
- 浙江省
- 呼蘭、海倫、綏化、一面坡、五常
- 問島省
- 延吉、圖們
- 通化省
- 安東省
- 奉天省
- 撫順、營口、遼陽、鞍山、四平街、鐵嶺、蘇家屯、本溪湖、新民、歸家屯、開原、西安、大石橋、瓦房店、梅河口、龍岳城

在滿株式會社一覽

- 錦州省
- 錦州、興城、山海關、鞍中、朝陽、北票、阜新、大虎山
- 熱河省
- 承德、赤峯、平泉、理柏
- 興安南省
- 通遼、王爺廟
- 興安東省
- 扎蘭屯、博克圖
- 北 鮮
- 清津、羅津、雄基
- 關東州
- 旅順、金州、普蘭店
- 日本法人
- 取引所、清算會社、無盡業、金融業、商會社、紡織及染色工業、化學工業、機械器具工業、製材及木製品工業、食料品工業、印刷及製本工業、其他工業、鹽業及鑛業、鑛業、電氣瓦斯、交通運



銀行、倉庫保險通信、土地  
建物、拓殖興業、請負勞  
力供給、新聞印刷、旅館  
娛樂場、投資會社、雜業  
滿洲國法人……………五七

銀行、取引所、清算會社  
無盡業、金融業、商會  
社、市場、紡績及染色工業  
化學工業、金屬工業、機  
械器具、製材及木製品、  
食料品工業、其他工業、  
藥業、鑛業、電業、交通  
通信、倉庫保險通信、土  
地建物、拓殖興業、請負  
勞力供給、新聞通信業、  
旅館娛樂業、投資會社、  
雜業……………五七

滿洲年中行事……………五五  
兵役法……………五七  
在滿特別規則摘要……………五七  
徵兵検査、在郷届出、召  
集、其他……………五七

滿洲國の度量衡……………五七  
米突法、度量衡米突法比  
較表、斤尺法……………五七

郵便規則と料金……………五七  
取扱制限、内國通常郵便  
料金、内國特殊郵便取扱  
料金、滿洲國及中華民國  
宛通常郵便料金、外國郵  
便、小包郵便料金、航空  
郵便取扱料金、支那國宛  
特殊郵便取扱料金、快速  
郵便、加入電話料金……………五七

電報と電話……………五七  
和文電報取扱局所、通常  
電報料金、特別電報料金  
特殊料金、無線電報料金  
電報指定略號、郵便電信  
爲替料、電話料金の土地  
區別、電話市外通話料、  
航空旅客貨運表……………五七

旅行案内……………五六  
日滿連絡……………五六  
汽船(大通經由、羅津經  
由、長崎鹿兒島方面)汽  
車及び關釜連絡船、飛行  
機……………五六

運賃……………五七  
鐵道旅客運賃、特別急行  
料金、普通急行料金、鮮滿  
連絡急行料金、驛乘料金  
主要驛間運賃表……………五七  
團體割引……………五七  
滿洲朝鮮相互間往復割  
引……………五七  
滿洲内地相互間往復割  
引……………五七  
内鮮滿周遊券……………五七  
滿洲朝鮮團體割引……………五七  
片道の場合、往復及週遊  
の場合……………五七  
内鮮滿團體割引……………五七  
片道の場合、往復及週遊  
の場合……………五七

旅費……………五六  
單獨の場合、團體の場合  
備考……………五六  
團體宿泊料及食事宿泊  
料金表……………五六  
其他料金……………五六  
赤箱、構内食堂……………五六  
名勝觀蹟車馬賃……………五六

滿洲旅行の注意……………五六  
服裝、携帶品、要地帶、  
税關検査の事、關釜連絡  
船、携帶煙草の輸入制  
限、通用貨幣の事、標準  
時、列車運轉時刻、旅行  
記念スタンプ……………五六

主要旅館……………五六  
滿鐵直營ホテル及旅館、  
滿鐵線、奉天線、大連線、  
平齊線、齊北線、京圖線、  
北鮮線、北滿線、その他  
滿洲旅行用語……………五六

附錄

新東亞建設

への歩武

皇軍進撃の跡

前がき……………一  
北支方面……………一  
京津間掃蕩戰……………一  
北京附近に於ける彼我兩  
軍の損害北京附近戰鬪  
京綏線方面……………二  
察哈爾方面彼我兩軍の損  
害、太原城攻略の支那軍  
の損害……………二  
正太線方面……………三  
彼我兩軍の損害……………三  
京漢線方面……………四  
津浦線北段……………六  
津浦線南段支那軍の損害  
山東膠濟を宣言……………六  
山西南部攻略戰……………二  
第一次綏遠掃蕩戰、第二  
次山西殘敵掃蕩戰、第一  
次掃蕩戰支那軍の損害、  
第二次掃蕩戰支那軍の損  
害……………二

害、蒙疆方面掃蕩戰  
滿海方面……………五  
黨軍黃河を決潰、支那軍  
に利用される第三國の反  
省を要求、大本營陸軍部  
當局談話表……………五

中支方面……………五  
A上海大奮戰……………五  
長谷川長官聲明、艦隊司  
令部發表、支那軍の陣容  
皇軍の攻略態勢、北部戰  
線、中部戰線、支那軍續  
々集中、陸軍隊の奮闘  
北支上海兩戰線最高指  
揮官……………三  
松井最高指揮官聲明、中  
國人士に告ぐる談話……………三  
國民政府の戰事體制……………三  
大本營組織一覽……………三  
全線總攻撃に移る……………三  
支那軍の損害、中支方面  
彼我兩軍の損害……………三

B湖會戰……………六  
湖會戰彼我兩軍の損害  
大本營宮中に設置さる……………六  
兩總長官殿下御參内、今  
次大本營の本質、大本營  
令公布、舊條例と新條例  
の相違點……………六

C南京攻略戰……………六

南京の動搖、遷都宣言全  
文、南京へ迫る、包圍態  
勢成る、勸告文……………二  
杭州を占領、南京攻略彼  
我兩軍の損害、南京攻略  
に關し首相聲明……………二

D徐州大會戰……………三  
徐州攻略の序曲、帝國政  
府聲明、徐州大會戰後我  
兩軍の損害……………三

E三州山系の遊撃戰……………三  
擄獲……………三

F江蘇省北部の平定……………三  
淮南鐵道の掌握……………三  
漢口攻略戰……………三

H漢口攻略戰……………三  
國共合作と漢口防禦線……………三  
第三國關係……………三  
第三國人の生命、財産保  
護申入れ、第三國人の立  
退要求……………三

江南北方面……………三  
江南方面……………三  
南浦線方面、星子方面、  
南岸方面、陸軍隊の進撃、  
北部戰線、信陽方面軍、  
漢口北部、河南省方面、  
彼我の損害一覽表、支那  
事變國貨品調査表、皇軍  
各要地占領日記一覽表……………三

海軍の戦果……………三  
將政權輸入路の封鎖……………三  
青島に對し航行遮断を  
宣言……………三  
長江上流湖口に於ける第  
三國艦船の立退を要求、  
各國へ通告の要旨、海陸  
空三者一體……………三  
湖口黃石港間八十浬外國  
艦船の退却要求……………三  
海軍當局談話、海軍總航部  
隊九江一番乗り、江上艦  
艇武漢三鎮に迫る……………三

事變一年後の帝國  
海軍の戦果……………三  
第一、占據島嶼及び港灣、  
第二、支那艦艇損害表……………三

空軍の活躍……………三  
A海軍航空隊……………三  
第一期、第二期、第三期、  
第四期、各期彼我兩空軍  
の損害、海軍航空隊の顯  
著な空中戰鬪……………三  
B陸軍航空隊……………三  
陸軍航空隊の顯著な空中  
戰鬪……………三  
支那空軍の現狀……………三



再生北支の建設

前がき……………七

新政備運動の概観……………七

京津兩治維會解散……………七

中華民國臨時政府……………七

新政備獨立と其意義……………七

臨時政府成立式典……………七

中央政府組織……………七

臨時政府の政治……………七

施政方針、法令の改廢……………七

新支那建設に邁進……………七

軍事治安問題、外交、日支政治協成協定……………七

地方施政……………七

地方行政方針、河北省、山東省、河南省、冀東防共自治政府合流……………七

經濟建設……………七

財政方針、北支海關接收第一次關稅改正、第二次關稅改正、財政制度の改廢……………七

中國聯合準備銀行創立……………七

聯銀の機構、第二次幣制工作、第三次幣制工作、日支經濟協議會……………七

思想對策……………七

新教育方針、新民會、綱領新民國學院……………七

文化建設……………七

東亞文化工作、東亞文化協會……………七

維新政府首腦部來訪と諒解事項……………七

維新政府へ答禮……………七

兩政府聯絡機關設置……………七

中文政情……………七

新政備獨立の胎動……………七

上海事變勃發、大道市政府、南京自治委員會、杭州治安維持會、上海市民協會……………七

新政備獨立要理……………七

維新政府……………七

成立式典……………七

維新政府の組織……………七

中央政府の組織……………七

地方制度……………七

中央機關情況……………七

行政院、立法院……………七

外交……………七

經濟復興建設計畫……………七

地方機關……………七

江蘇省政府、浙江省政府、蘇辦上海市政公署……………七

蒙疆地方……………七

察南自治政府……………七

治績、財政……………七

晉北自治政府……………七

蒙古聯盟自治政府……………七

政府組織、德王主席就任……………七

施政情況……………七

蒙疆聯合委員會……………七

外交、建設……………七

中央政府樹立……………七

第二次聯合委員會……………七

各政府機關職員錄……………七

北支……………七

中國臨時政府……………七

內政部……………七

實業部……………七

財政部……………七

教育部……………七

日華經濟協議會……………七

臨時政府顧問……………七

中國聯合準備銀行……………七

建設總署……………七

北京公用管理總局……………七

農林事務局……………七

治安部……………七

河北省政府……………七

河北省道尹……………七

山東省政府……………七

山東省道尹……………七

山西省政府……………七

河南省政府……………七

北京特別市……………七

天津特別市……………七

其他各省市長……………七

其他……………七

各國立學校長……………七

新民學院……………七

新民會……………七

留日同學會……………七

蒙古聯盟自治政府……………七

蒙疆聯合委員會……………七

蒙疆銀行……………七

蒙疆委員會……………七

蒙疆銀行……………七

蒙疆委員會……………七

中支……………七

中國維新政府……………七

各部長……………七

實業部……………七

江蘇省政府……………七

浙江省政府……………七

安徽省政府……………七

その他……………七

駐支日本外交機關……………七

新京大同大街

滿洲重工業開發株式會社

總裁 鮎川義介









年鑑グラフィック

皇帝陛下御近影

奉天地方御巡狩を恙く終へさせられ  
 新京驛御到着の御英姿(六月二十五日)↓  
 日滿蒙合同慰靈祭に臨幸(十二月二十六日)↓



純國産

流線型 高級

ワラウニ万年筆

純國産

體裁 優美  
 構造 堅牢  
 永 久 使 用

錆びず……

スラ／＼書ける  
 耐久力絶大……

内 外 文 房 具 卸 商 株式 澤 井 商 店 大 阪



康徳五年三月一日

滿洲國建國節の喜び

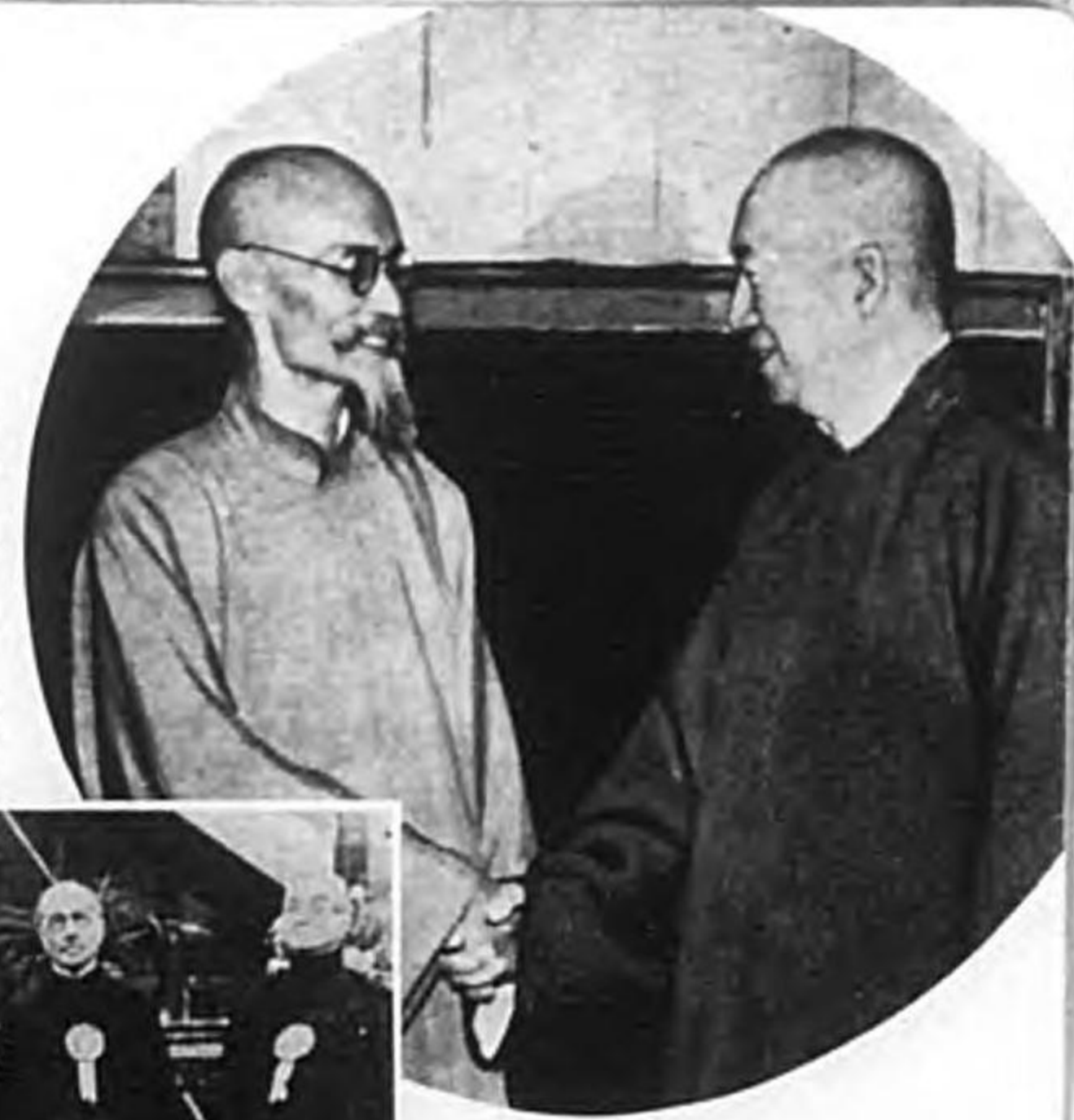
新京に於ける記念祝典



國務院に於ける記念祝典



奉天に於ける愛國行進



（右）梁鴻志氏  
（左）湯爾和氏  
→ 中華民國聯合委員會  
大連豫備會商  
（九月九日大連ヤマトホテルにて）



九月二十二日中華  
民國政府聯合  
會成立す  
右より  
朱深氏  
溫宗堯氏  
王克敏氏  
梁鴻志氏  
王揖唐氏  
陳群氏



（右）木の香も新たな中華民國聯合  
委員會場の看板  
（左）防共の固き握手（韓遣外使  
節團長ムツンリニ氏訪問）  
（九月二十六日）



滿獨貿易協定調印式  
（九月十四日於新京）



皇軍進撃の歩武



南京入城式 (十二月十八日)



右下 太原城占據  
 左上 黄河河底を進む  
 左中 戦友の骨をいだき  
 左下 晴の南京入り  
 増水の中を進む

—張鼓峰事件—



張鼓峰全貌



日ソ兩代表の現地交渉 →



破壊された、ソ聯の戦車

← 使命を果し軍使歸る



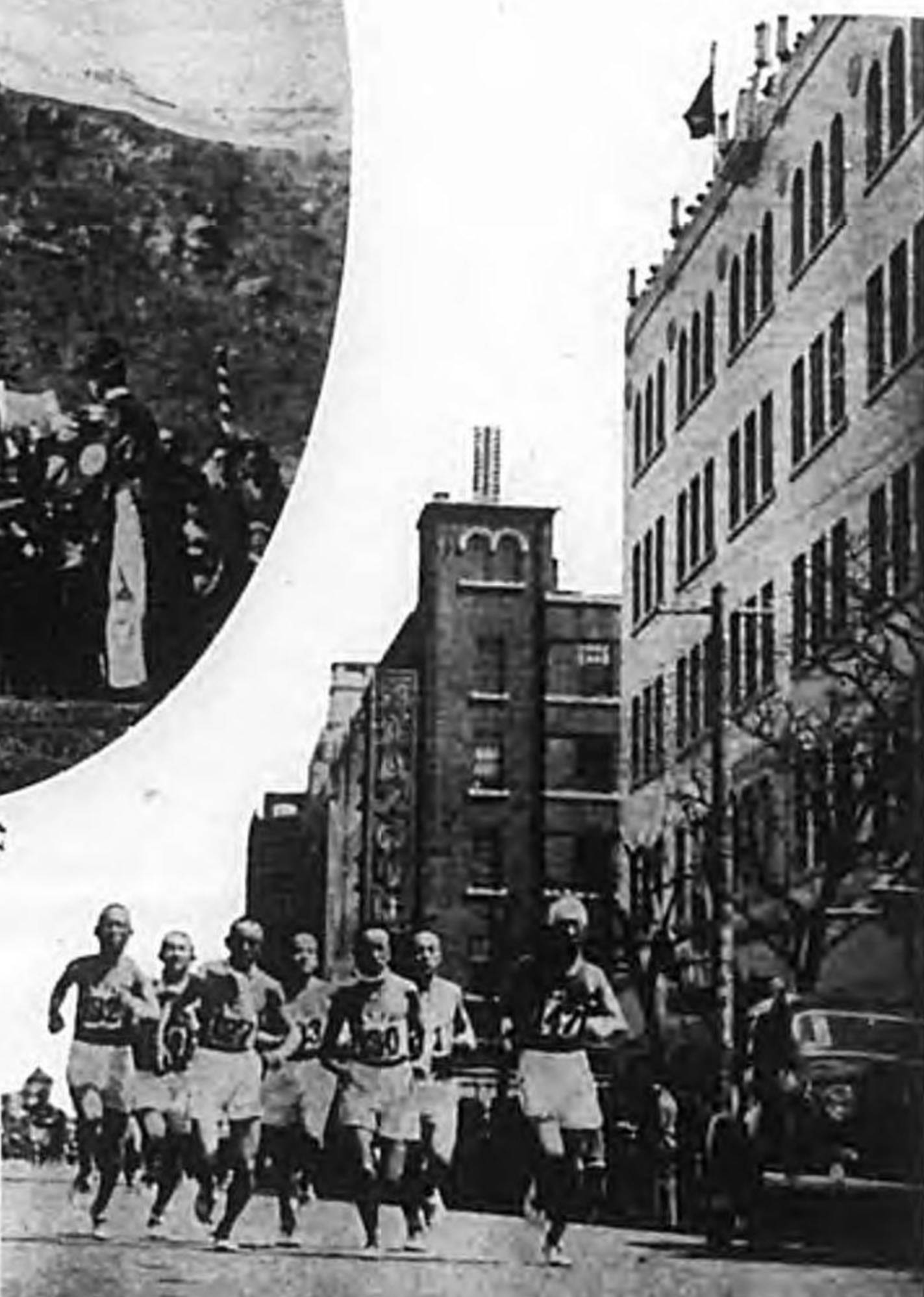


日滿學童建國體操 (六月二十四日・弘善堂)



マラソン塔建立式  
(四月十七日)

滿日主催  
第十二回フルマラソン  
(四月十八日・於大連)



康徳五年四月二十日  
— 建國の英魂を送るの日 —



寫眞説明

- (上圖) 鄭孝胥氏靈柩車
- (上左) 祭場拜觀
- (上右) 故人の肖像
- (下左) 安葬式 (七月三日)
- (下右) 植田關東軍司令官の參拜



科學が生む最高の製品  
**オリエンタルフィルム**

100% 超整色  
**クロムX**  
 超感度 全整色  
**パンX**

皆様の  
 カメラに

主要製品

フィルム...乾板

印畫紙...藥品

寫真材料一般

本社・東京市淀橋區西新谷二丁目三の番地  
**オリエンタル寫真工業株式會社**  
 大連出張所・大連市常盤町三永喜ビル三ー號

元宵節  
 正月十五日



和尚の借面會



湖太



高脚船



新京大同大街康德會館

# 滿洲拓植公社

總裁 坪上貞三



南滿洲鞍山製鐵工場地區

株式會社

# 昭和製鋼所

事務所

大連市山縣通り一九五大連汽船會社ビル三階

昭和製鋼所大連事務所

新京特別市大同大街四〇六東拓ビル二階

昭和製鋼所新京事務所

東京市赤坂區葵町二番地滿鐵ビル五階

昭和製鋼所東京事務所

社長 小日山直登

常務取締役 久保田省三



# 東邊道開發株式會社

新京特別市大同大街四〇六號

同	同	同	同	同	同	取	常	會
監	同	同	同	同	同	務	務	長
查	役	役	役	役	役	緋	緋	鮎
內	齋	田	小	河	大	馬	中	奧
藤	藤	中	日	本	岩	場	島	村
政	靖	山	大	銀	龜	慎	義	川
次	彦	恭	登	作	象	彰	吉	次
郎	壽	助	雄	光	田	宮	長	雄

社 團  
法 人

# 日 滿 中 央 協 會

東京市神田區一ツ橋(教育會館內)

同	常	理	會
駐	務	事	長
滿	理	事	廣
事	事	中	瀨
務	事	沖	壽
局	事	壽	助
		太	雄
		郎	



# ！命主が音

質音の比無・計設の自獨  
ノ者覇の界斯に共實名



ソイダロテヘーパース球五  
R-106型・110円

他のこはオチラータクビ  
で店約特。すまりあ種各  
おいさ下覽御を品現



(ソイダロテヘーパース球五専用)

箱増設二波周高球五  
R-101型・75円



# オチラータクビ

# 心中の京東

装改大部内

新一日面

一番便利な

東京駅前丸ノ内ホテル

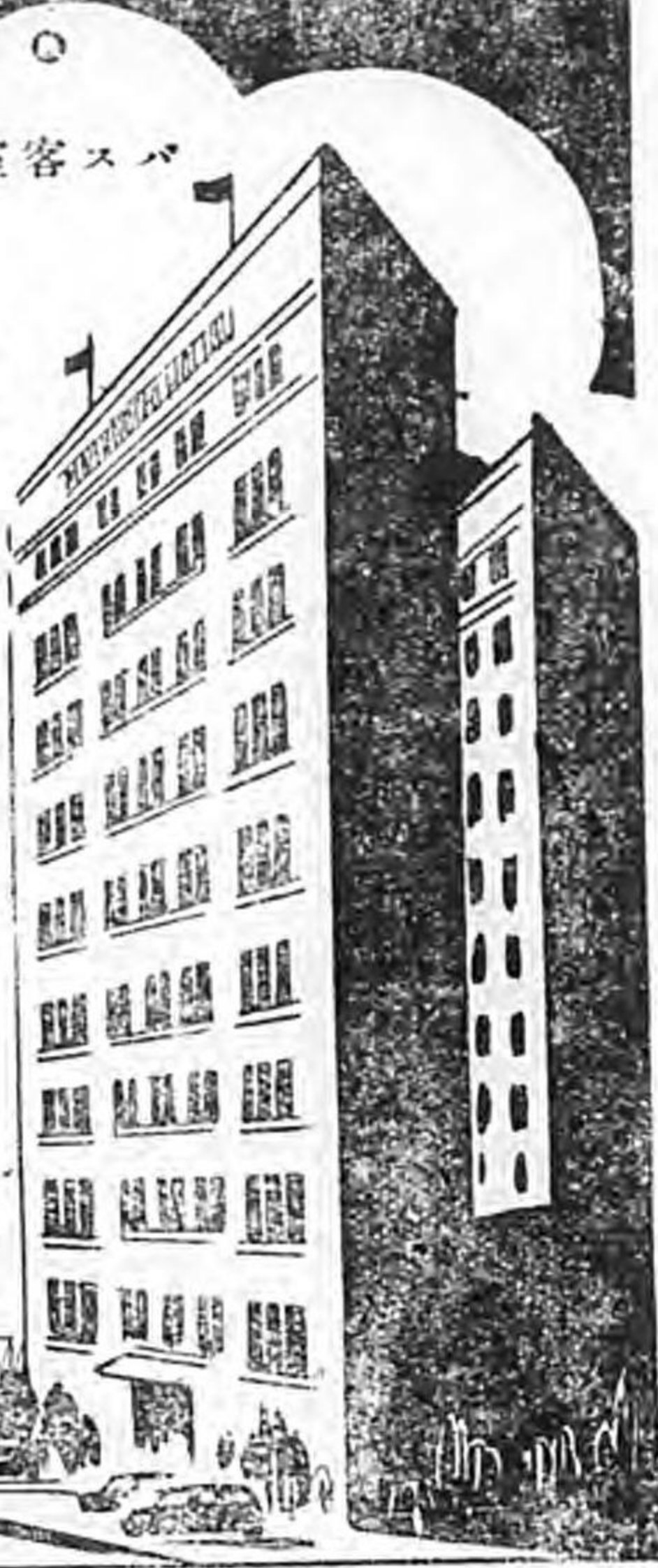
設増室客スバ

御一室 三・五〇—六・〇〇  
御二室 大・五〇—八・五〇  
御三室 一・〇〇〇

夕夕晝朝

御食膳料  
大宴會場の設備もあり  
サトビス料は別定  
和洋共食

23内の丸路電  
九六二二至一六二二番  
八九五三至五九五三番  
三〇四 八二九一



元宵節











大連市山縣通百五十八番地

社團 法人 **滿洲土木建築業協會**

電話 (二) 四六二二三番  
(二) 二三四三番

土地建物經營處分及委託管理

東拓經營

株式會社 **鴻業公司**


專務取締役 吉岡義三郎

土木建築請負 **岡組**

本社 大連市東公園町六十五番地

支店出張所在地  
瓦房店、探花崗、碎石工場、登龍所、奉天、大連市外周、梅町、水子泡、屋屯、吉林、圖們、安東、哈爾濱、海倫、牡丹江、齊齊哈爾、博克圖、錦縣、阜新、京城、餘二浦

各種タオル・ハンカチ・シデヒモ卸

 **二 中 商 會**

那須重一  
大連市信濃町九二番地  
電話 二一四一七番

汽機汽罐、客貨車  
部分品、鐵道用品  
化學工業用諸機械  
精密齒車設計製作  
一般鑄造品並ニ耐熱耐酸鑄物製作  
電氣瓦斯熔接其他一般鐵工々事請負

大連市日吉町十一

**中村鐵工所**

電話 三三一一三六七八  
專用鐵道引込線ノ設備ヲ有ス

營業品目

三菱電機製品  
工作諸機械  
一般機械  
電氣諸機械  
其他各種

大連市西通四拾七番地

菱  **光 商 會**

電話 三二一六〇八一一番  
「御申越次第カタログ呈上」



# サクラビール

満天下の  
賞讃を  
博する  
サクラ  
生一本



# サクラ.スタウト

## 土地・人口・気象

### 土地

#### 滿洲の位置

東界 三江省撫遠縣ソ聯邦シベリヤ 東經 一三五・二〇  
西界 興安北省新巴爾虎右翼旗外蒙古 東經 一一五・二〇  
南界 關東州旅順管内方家屯會 北緯 三八・四〇  
北界 黑龍省漠河縣 北緯 五三・五〇  
この位置を同緯度に沿つて東に平行移動してみると、樺太島の北方から山形、岩手の間に位置し、西は南歐イタリーの南からフランス、ドイツ、ハンガリー、オランダの方面に至つてゐる。

#### 地質

(1) 海成層の最も新しいものは上部が石炭紀時代のもの  
(2) それ以後のものは海成層を缺きこれに代るべきものに石炭及び植物化石等を

土地・人口・気象——土地

出す陸成層(主として湖その他淡水の沈積層から成つてゐる)

#### 地層岩石

- (1) 太古代層—片麻岩、片岩、結晶質石灰岩。
- (2) 前寒武利亞紀層、片岩、苦土質石灰岩、粘板岩、砂岩。
- (3) 寒武利亞紀層—苦土質石灰岩、頁岩、質石灰岩、硅質砂岩、頁岩。
- (4) 奥陶紀層—苦土質石灰岩、頁岩。
- (5) 古期古生層—苦土質石灰岩、頁岩、片岩、礫岩。
- (6) 二疊石炭紀層—砂岩、頁岩、含化石、石灰岩、炭層。
- (7) 侏羅紀層—砂岩、頁岩、礫岩、凝灰岩、炭層。
- (8) 第三紀層—凝灰岩、頁岩、砂岩、油母頁岩。
- (9) 第四紀層—黄土、粘土、砂礫。

#### 主なる山脈

- (10) 古期酸性岩類—花崗岩、閃長岩、斑岩。
  - (11) 古期鹽基性岩類—玢岩、閃綠岩、輝綠岩。
  - (12) 新期噴出岩類—玄武岩—安山岩—石英粗面岩。
- △長白山系 △長白山脈—白頭山(二、七四四米)費德量山、伊爾哈雅雅山脈、黑山、英額嶺。  
△小長白山脈—牡丹嶺、張廣才嶺、老嶺。  
△安達山脈—猴兒、石山、背臺上、龍爪灣嶺、完達山、雙牙山、佛力山。  
△老松嶺山脈—哈爾巴嶺、長嶺子山、老爺嶺、墨嶺、大高麗嶺。  
△長白山西支脈(吉林哈達連山)—薩哈亮山脈—庫勒嶺—馬畑河嶺。  
△南部分水嶺山脈—門山嶺、大嶺山脈、饒河西部嶺、摩天嶺、千山山脈。  
△興安嶺山系 △大興安嶺山脈—西支脈—英吉里山、寧常山、鳩鷄場山、托羅山、們都黑山。  
△伊勒呼里山脈—呼瑪爾高集、額爾古勒山、烏雲和爾吉山、齊珊山、肅慎山脈。  
△小興安嶺山脈—瑪哈拉山、佛恩寬山脈、











拜泉(拜泉縣)	1,500	2,200	2,500	2,800
三道(拜泉縣)	1,200	1,800	2,100	2,400
明水(明水縣)	1,100	1,600	1,900	2,200
依安(依安縣)	1,000	1,500	1,800	2,100
林甸(林甸縣)	900	1,400	1,700	2,000
小蓬子(小蓬子縣)	800	1,300	1,600	1,900
塔子城(塔子城縣)	700	1,200	1,500	1,800
大青(大青縣)	600	1,100	1,400	1,700
龍泉(龍泉縣)	500	1,000	1,300	1,600
白旗(白旗縣)	400	900	1,200	1,500
南(南縣)	300	800	1,100	1,400
通榆(通榆縣)	200	700	1,000	1,300
鎮賚(鎮賚縣)	100	600	900	1,200
安廣(安廣縣)	100	500	800	1,100
大泉(大泉縣)	100	400	700	1,000
安廣(安廣縣)	100	300	600	900
安廣(安廣縣)	100	200	500	800
安廣(安廣縣)	100	100	400	700
安廣(安廣縣)	100	100	300	600
安廣(安廣縣)	100	100	200	500
安廣(安廣縣)	100	100	100	400
安廣(安廣縣)	100	100	100	300
安廣(安廣縣)	100	100	100	200
安廣(安廣縣)	100	100	100	100

大肚川(通榆縣)	1,500	2,200	2,500	2,800
和興(和興縣)	1,200	1,800	2,100	2,400
安廣(安廣縣)	1,100	1,600	1,900	2,200
通化(通化縣)	1,000	1,500	1,800	2,100
通化(通化縣)	900	1,400	1,700	2,000
通化(通化縣)	800	1,300	1,600	1,900
通化(通化縣)	700	1,200	1,500	1,800
通化(通化縣)	600	1,100	1,400	1,700
通化(通化縣)	500	1,000	1,300	1,600
通化(通化縣)	400	900	1,200	1,500
通化(通化縣)	300	800	1,100	1,400
通化(通化縣)	200	700	1,000	1,300
通化(通化縣)	100	600	900	1,200
通化(通化縣)	100	500	800	1,100
通化(通化縣)	100	400	700	1,000
通化(通化縣)	100	300	600	900
通化(通化縣)	100	200	500	800
通化(通化縣)	100	100	400	700
通化(通化縣)	100	100	300	600
通化(通化縣)	100	100	200	500
通化(通化縣)	100	100	100	400
通化(通化縣)	100	100	100	300
通化(通化縣)	100	100	100	200
通化(通化縣)	100	100	100	100

八面通(八面通縣)	1,500	2,200	2,500	2,800
八面通(八面通縣)	1,200	1,800	2,100	2,400
八面通(八面通縣)	1,100	1,600	1,900	2,200
八面通(八面通縣)	1,000	1,500	1,800	2,100
八面通(八面通縣)	900	1,400	1,700	2,000
八面通(八面通縣)	800	1,300	1,600	1,900
八面通(八面通縣)	700	1,200	1,500	1,800
八面通(八面通縣)	600	1,100	1,400	1,700
八面通(八面通縣)	500	1,000	1,300	1,600
八面通(八面通縣)	400	900	1,200	1,500
八面通(八面通縣)	300	800	1,100	1,400
八面通(八面通縣)	200	700	1,000	1,300
八面通(八面通縣)	100	600	900	1,200
八面通(八面通縣)	100	500	800	1,100
八面通(八面通縣)	100	400	700	1,000
八面通(八面通縣)	100	300	600	900
八面通(八面通縣)	100	200	500	800
八面通(八面通縣)	100	100	400	700
八面通(八面通縣)	100	100	300	600
八面通(八面通縣)	100	100	200	500
八面通(八面通縣)	100	100	100	400
八面通(八面通縣)	100	100	100	300
八面通(八面通縣)	100	100	100	200
八面通(八面通縣)	100	100	100	100

安廣(安廣縣)	1,500	2,200	2,500	2,800
安廣(安廣縣)	1,200	1,800	2,100	2,400
安廣(安廣縣)	1,100	1,600	1,900	2,200
安廣(安廣縣)	1,000	1,500	1,800	2,100
安廣(安廣縣)	900	1,400	1,700	2,000
安廣(安廣縣)	800	1,300	1,600	1,900
安廣(安廣縣)	700	1,200	1,500	1,800
安廣(安廣縣)	600	1,100	1,400	1,700
安廣(安廣縣)	500	1,000	1,300	1,600
安廣(安廣縣)	400	900	1,200	1,500
安廣(安廣縣)	300	800	1,100	1,400
安廣(安廣縣)	200	700	1,000	1,300
安廣(安廣縣)	100	600	900	1,200
安廣(安廣縣)	100	500	800	1,100
安廣(安廣縣)	100	400	700	1,000
安廣(安廣縣)	100	300	600	900
安廣(安廣縣)	100	200	500	800
安廣(安廣縣)	100	100	400	700
安廣(安廣縣)	100	100	300	600
安廣(安廣縣)	100	100	200	500
安廣(安廣縣)	100	100	100	400
安廣(安廣縣)	100	100	100	300
安廣(安廣縣)	100	100	100	200
安廣(安廣縣)	100	100	100	100

大肚川(通榆縣)	1,500	2,200	2,500	2,800
和興(和興縣)	1,200	1,800	2,100	2,400
安廣(安廣縣)	1,100	1,600	1,900	2,200
通化(通化縣)	1,000	1,500	1,800	2,100
通化(通化縣)	900	1,400	1,700	2,000
通化(通化縣)	800	1,300	1,600	1,900
通化(通化縣)	700	1,200	1,500	1,800
通化(通化縣)	600	1,100	1,400	1,700
通化(通化縣)	500	1,000	1,300	1,600
通化(通化縣)	400	900	1,200	1,500
通化(通化縣)	300	800	1,100	1,400
通化(通化縣)	200	700	1,000	1,300
通化(通化縣)	100	600	900	1,200
通化(通化縣)	100	500	800	1,100
通化(通化縣)	100	400	700	1,000
通化(通化縣)	100	300	600	900
通化(通化縣)	100	200	500	800
通化(通化縣)	100	100	400	700
通化(通化縣)	100	100	300	600
通化(通化縣)	100	100	200	500
通化(通化縣)	100	100	100	400
通化(通化縣)	100	100	100	300
通化(通化縣)	100	100	100	200
通化(通化縣)	100	100	100	100

八面通(八面通縣)	1,500	2,200	2,500	2,800
八面通(八面通縣)	1,200	1,800	2,100	2,400
八面通(八面通縣)	1,100	1,600	1,900	2,200
八面通(八面通縣)	1,000	1,500	1,800	2,100
八面通(八面通縣)	900	1,400	1,700	2,000
八面通(八面通縣)	800	1,300	1,600	1,900
八面通(八面通縣)	700	1,200	1,500	1,800
八面通(八面通縣)	600	1,100	1,400	1,700
八面通(八面通縣)	500	1,000	1,300	1,600
八面通(八面通縣)	400	900	1,200	1,500
八面通(八面通縣)	300	800	1,100	1,400
八面通(八面通縣)	200	700	1,000	1,300
八面通(八面通縣)	100	600	900	1,200
八面通(八面通縣)	100	500	800	1,100
八面通(八面通縣)	100	400	700	1,000
八面通(八面通縣)	100	300	600	900
八面通(八面通縣)	100	200	500	800
八面通(八面通縣)	100	100	400	700
八面通(八面通縣)	100	100	300	600
八面通(八面通縣)	100	100	200	500
八面通(八面通縣)	100	100	100	400
八面通(八面通縣)	100	100	100	300
八面通(八面通縣)	100	100	100	200
八面通(八面通縣)	100	100	100	100











資本金國幣壹百萬圓

### 滿洲興業證券株式會社

- 營業目種
- 一、滿洲興業債券、滿洲儲蓄債券、其他有價證券の賣買應募及引受
  - 二、有價證券の賣買及應募の受託
  - 三、有價證券を擔保とする貸付
  - 四、滿洲興業銀行の代理事務
  - 五、前各號に關聯する業務

營業所 新京特別市大同大街二〇二  
大興ビル電話二一四四九一

### 文具

事務用品、文房具  
度量衡、製圖、測量機  
手帳、洋帳簿製造  
高級美術印刷一式

新京康德會館



株式會社

## 文祥堂

### 印刷

電話四二一六六五番  
印刷部 二一三四九五番  
契茶部 二一九七六番  
本店 東京 銀座

大連市土佐町五七番地

## 協和電氣株式會社

出張所

- 奉天 橋立町一八番地
- 新京 東二條通三四番地
- 哈爾濱 高士街二四番地
- 天津 日法交界秋山街鼎新里一二號

電話本局 ②  
倉庫工場

電話本局 ②  
倉庫工場

電話本局 ②  
倉庫工場

### 製造種目

- 一、化學工業用諸機械
- 二、製油裝置一式
- 三、セメント製造裝置一式
- 四、瓦斯發生裝置一式
- 五、各種輸送機
- 六、他一般工業用諸機械



株式會社

## 石井鐵工所大連出張所

本店 東京丸ノ内 有樂館内  
工場 東京、月島、龜戶、蒲田

電話本局 ② 二八三五番



土木建築請負業



合資會社

長

谷

川

組

組主 長

谷川甚雄

支店 出張所

奉天、新京、鞍山、安東、撫順、遼陽、哈爾濱、齊々哈爾、錦縣、吉林、北京

代表社員 三田芳之助

大連市神明町六番地 電話事務用 四二四  
電話工事用 四二五  
電話代表社員 四二六  
電話宿舍用 四二七  
四二八  
四二九  
五〇〇

土木建築合資會社

三

田

組

支店 出張所 新京、奉天、哈爾濱、齊々哈爾、四平街、公主嶺、牡丹江、鞍山、撫順、安東、洮安、綏化

大連市越後町五番地 電話本局長 二一四八五〇番 技術室 二一六二八一番

土木建築請負業



柳

谷

組

組主

柳谷仙次郎

電話代 二一八一六八番

本店 大連市能登町拾五番地 支店 奉天、新京

出張所 鞍山、撫順、吉林、哈爾濱、牡丹江、齊々哈爾、孫家灣、黑河、承德、京城、滿浦鎮、中江鎮、桐華、通化、敦化、湯原、綏芬河、承

大連市山縣通五〇番地

土木建築設計材料工業



株式會社

高

岡

組

出張所 鐵工場

奉天、鞍山、撫順、新京、哈爾濱、圖們、西安、阜新、大連、鞍山、撫順

電話本局 二一四八〇七番



滿洲特產物  
輸出貿易商

大連市山縣通一三七番地

# 瓜谷長造商店

工場 大連市鹿島町一番地

電話三三三三六番・三三四二六番  
受信略號(ウ)又(ウ)ウリタリ

## 目品扱取

鐵道及鑛山機械  
發電機及諸機械  
乘用及貨物自動車  
トラクター及大農式  
農具一式建築用  
金物麥粉曹達類  
耐酸磁器、保溫材  
鋼鐵製事務所用器具  
煙草洋酒珈琲  
其他諸雜貨

インターナショナル  
貨物自動車トフラクタ  
農具  
ナツシュ號乘用自動車

總代理店

大連市山縣通二番地東拓ビル

# 泰東洋行

電話二六三四七・二四〇九四・二七九一七番

出張所〔奉天、新京、哈爾濱、天津〕  
陳列所〔大連市山縣通七五番地〕

# 扶桑工業株式會社

鞍山市北三條町三十一番地  
電話三三三八七番  
大連市常盤町三番地  
電話三二八九六番  
天津日本租界松島街一〇八六七番  
電話二〇八六七番

## 目種業營

一〇一  
膠皮製品  
藥品雜貨  
貿易代理

## 理經總

國華牌靴鞋  
つちやあび  
日本油脂製香肥皂  
大連油製香肥皂

## 元賣發

レコード石  
自動車印タク  
自原商會社製杏下  
壽原商會社製杏下  
金貨牌衛生衣



# 會資大連洋行本店

## 店理代

一〇一  
第一徵兵保險  
住友生命保險  
友隣生保  
三菱海上火災保險

大連市連鎖街  
電話三二七〇一、二七〇二  
支店 天津、芝罘











徹底的調査を行はしめた。その結果、果敢多数の證據物件を發見したので、此等一切を押收し政府に委曲報告した。民生部では同月十日同校に對して斷乎閉鎖命令を發した。

建國大學開校 民族協和、王道樂土建設の先驅的指導者を養成すべき目的を以て創設された滿洲建國大學の新京郊外南嶺に於ける新校舍大略成り、康德五年（昭和十三年）五月二日の回響訓民詔書發見記念日を以て開學式並に入學式が舉行された。

官吏制度改革 滿洲國政府は五月三日に官吏制度改革の必要綱を發表した。その中注目すべきは、官紀の確立及び官階官等の簡素化、文官登用の合理化、新興國家の建設發展に參照すべき優秀官吏の養成、官吏の留學制度を定め、國民の中核としての人材を廣く登用する點にある。給與關係に於ては五族協和の建國精神に立脚し、民族間の差別給與を排し、更に官吏の退官及び公務による傷病又は死亡後における本人乃至家族の救済安定を圖る爲め、恩給制度及び一時金、功勞賜金支給の制度を設けた。

省長會議 康德五年六月十三日より十五日まで新京國務院講堂にて省長會議が開かれた。治外法權撤廢以來最初の會議であつた。

くべきは自然の勢なりと思はれる。

奉天省長と奉天市長 奉天省長天省長與銀閣議長となりたる爲め、奉天市長金榮桂氏は省長に新任され、郵政總局長鄭萬氏は奉天市長に任命された。（康德五年八月）

滿洲國赤十字社創立 滿洲國にては康德五年七月二十二日赤十字社が創立された。同時に皇帝陛下御極の佳節に際し、社會事業團體の恩召を以て御下賜ありたる金百萬圓を基金として組織された。恩賜財團濟濟會が赤十字社の中に包括された。

滿洲赤十字社創立については日本側の多大の援助を得る必要あつて、此の日、日本東京芝公園の日本赤十字社本社にて日滿赤十字社の協定が調印された。それによつて滿洲國內にある日赤のすべての事業施設を滿赤にて引繼ぐことになり、今後相互に援助することになった。

關東神宮創設 關東州旅順市に關東神宮（祭神天照大神、明治天皇）を創設し社格を官幣大社に列せらるゝ旨仰出され、昭和十三年六月一日内閣告示を以て發表された。右につき、七月七日地鎮祭が最も厳肅に執行された、五箇年計畫を以て造營される。思ふに此事は、獨り關東州のみならず、滿洲全體に互る政治以上の政治、精神的政治の最も重大なる劃期的事實として滿洲史上

た。本會議の目的は支那事變に對する日滿一體の下に舉國一致、戰時體制の完備を期し、以て非常時局國策の徹底的遂行を圖らんとするにあつた。張國務總理、蔡外務長官の訓示、大臣の施政方針説明あり、各省長の質問、要求もあり、大臣その他政府當局もそれ／＼答辯説明を行つた。從來の省長會議に比すれば形式的、抽象的の言論を離れて實質的になり、又忌憚なき意見の開陳などもあつたのは此の會議の進歩と見るべきである。後に次長會議もあつて相待ちて中央施政の改善に資する所が多い。

勳章令 滿洲國政府にては勳章令を制定し、國家に對する功績顯著なる旨に對し叙勳を以て表彰することにあり、既に日滿を通じて三萬六千餘名の叙勳者を見てゐるが、今回更に勳章令を制定し、康德五年七月十四日附を以て公布した。右は社會的功績者又は個人的篤行者を表彰するもので大同元年三月一日の建國日に遡る。協和勳章、篤行勳章、義行勳章、奉公勳章、文化勳章の五種がある。

企業委員會官制 滿洲國の企業委員會官制は七月十四日公布され、直ちに委員並に幹事が任命された。此の委員會は國務總理大臣の監督に屬し、産業、經濟その他の統制運営に關する重要政策につき綜合的審議

を行ふものである。

會長が總務長官で、一般委員には關係各總の簡任官中より國務總理が任命し、特別委員は關係各官廳の簡任官、特殊銀行會社の理事者又は知識經驗ある者の中から國務總理が任命する。

建國功勞者叙勳 滿洲國政府は勳に肇國功勞の第一項に叙勳を發表したが、今回第二次臨時叙勳として康德元年昭和九年一月二日より同四年五月二日に至る論功行賞を康德四年五月二日附にて王靜修、王殿忠兩氏を勳一位に、入江貫一、直木倫太郎、蔡運升氏を勳二位に、同年十二月一日附を以て胡嗣珍氏以下九氏を勳一位に、古田正武氏以下四氏を勳二位に叙せらるゝ旨、五年七月二十九日發令された。

協和會本部機構改革 滿洲帝國協和會では新情勢に對應する爲め中央本部機構の改革を決し康德五年八月二十二日之を發表した。右は從來の總務、企畫、指導、監査の四部を企畫局、總務部、實踐部、輔導部、審査役室に改組し、外に部長會議を置くことになつたものである。この改革は（一）企畫部の充實（二）工作實踐部の合理的な統合、擴充を計つたことを要點とする。滿洲國としては協和會は極めて重要な機關であるから、時勢に應じ、漸次改革されて行

に特筆されるべきものである。

在滿共產黨問題 滿洲國內の治安は漸次回復されつつあるが、尙常に之を素してゐる共產黨がある。これも日滿軍警によりて討伐又は檢擧されつつあるが、日滿警務機關に於て多くの共通を捕へてその取調べにより、その供進を綜合して、黨の内情及び赤化工作の状況を知悉し得た。これは今後の檢擧、討伐、赤化防止に大に役立つものである。

一、黨の組織 康德二年の夏モスクワにて開かれたコミンテルン第七次大會の決議により、二箇月間特別教育を受けたモスクワ東洋勤務共產主義大學を卒業した八名が同年十二月モスクワを出發して滿洲に渡入した。彼等は從來哈爾濱に開かれた滿洲共產黨の最高機關たる滿洲省委員會を改組し、新に哈爾濱特別委員會及び南滿、北滿、東滿の各省委員會を組織した。

二、士兵工作 滿軍及び警察官自衛隊等の武装隊内に喰ひ入つて赤化工作を爲すものである之れによりて比等武装隊を革命に參加せしめ、此れより武器彈藥を獲得し、又は軍醫の行動を諜知せんとするものである。北滿及びソ滿國境に多く行はんとしたものであるが、未だ十分に行はれてはなかつた。

三、白區工作 治安整ひて、表面的に赤化工作の行ひ難き地域に行ふ工作である。地下運動によつて各種の合法團體、政治團體、交通乃至工業労働者間に黨務を扶植せんとするものである。これも未だ十分に行はれてゐない。

四、交通工作 哈爾濱に共產國際交通局を設け、其外國人が主となり、コミンテルンとの連絡を圖らんとする。

分多くの經費を投じてゐる。重要動資金も此の路線に依つてゐた。

五、訓練隊 在滿開隊は最近は多く共產黨である。六千乃至一萬位で、第一軍より第十一軍に分ちて各々隊名を附してゐる。戰隊とは異なり、民衆を訓練し、發行檢査せず、直理には代金を拂ひ、金は徴収の形にて取る。専ら治安の擾亂を謀り、抗日を鼓吹し、手強なりと見た警察自衛隊、隊を襲ふ。日滿軍警は之に對して日下徹底的討伐を行つてゐる。

一年間の外交

驚嘆すべき發展 此の一年間における滿洲國外交の發展振りは實に驚異に値する。日本と治外法權撤廢の條約を結びたるを始めてとしてイタリー、ドイツと修好航海條約を結びて國家としての正式承認を得たるのみならず、その各々と貿易協定を結びて未發達の貿易關係を發展せしむ可き基礎を作つた。更にスペインのフランコ政府とは相互に正式承認を取り交した。而してポランド、スウェーデン等に於ても或は領事官を置き事實上の承認を爲し、或は貿易協定を結ばんと欲するに至らしめた。更に隣邦舊支那に興れる新政府たる瀋陽聯合委



員會並に北京臨時政府と好を修めて、その新興の大業を鼓舞獎勵した。又ソ聯兵の不法侵入に對しては日本軍の活動と相待ちて彼の出鼻を挫き、退却の餘儀なきに至らしめ復た邊疆を窺ふ能はざらしめた。

要するに東洋に於て嚴然たる獨立國家として日本に次ぐ地位を占めて東洋安定の一礎となり、歐洲に對しては、その大國と伍列し世界防共陣の一翼として重視されるのみならず、世界の新興國として亦經濟的尊重を受けるに至つた。建國以來僅かに六年にして此の盛運を誇るに至る、實に驚嘆すべき新國家のレコードといはねばならぬ。而してそれは偏に日本天皇陛下の御稜威に依ること勿論にて、又日本政府及び日本人の血の出るやうな援助と努力とに頼るもの多きを思ふべきである。この兩國の精神一體、一體一心は又他に類のない國際間の美觀である。

滿洲國と萬國通商會議 萬國通商會議は滿洲國政府のかわての要求を容れて一九三七年(康德四年)十二月十五日附を以て正式に加入を承認し會員章を送つて來た。此の會議は學術團體ではあるが、滿洲國不承認の急先鋒たるフランスの指導下にあつて本部がパリに置かれてゐるのであるから、この承認は興味深い。

本條約は七箇條である。それに附屬協定が甲乙二種ある。甲は一般的のものにて、乙は通信業務及び其の附帶事業に關するものである。了解事項があつて解釋に便してある。

本條約によりて一般的に滿洲國內にて受けてゐたる、日本國又は日本人の特權を廢止するるのであるが、多少の例外がある。其原則と例外とを見るに、(一)日本人は爾後滿洲國の裁判に服す。(二)滿洲國附屬地の課税、警察、通信、其他の行政を滿洲國に移譲す。(三)日本人は滿洲國の警察其他の行政に服す。(四)神社の設置、神社行政は日本側に保留す。(五)滿洲國が日本人に對して行ふ教育行政は當分の間、日本の大使と滿洲國々務總理とが協議する。(六)日本大使と滿洲國々務總理との協議により、當分の間、日本國、又は日本人が日本法令に依りて學校其他の教育施設を開設、經營又は管理する。及び日本國政府が日本人の教育行政を行ふ。(七)日本政府は前項の爲めに公法人たる學校組合及び學校組合聯合會を設く。右は日本の法令に依る。(八)日本政府が日本人に對する徵集、服役、召集等の兵事行政を行ふ。

國民の幸福 日本自身が不平等條約を廢し、諸外國の治外法權を撤する爲めに如何

外務局長專任 康德四年十一月二十九日イタリヤ政府は滿洲國承認を聲明して十二月二日正式公文を滿洲國に提出し、同じく十二月二日は滿洲國の承認交換あり、同五年二月にはドイツのヒットラー總統が正式承認を聲明した。その上對ソ關係などもありて滿洲國の國際間に於ける正式の交渉は頻繁になり、爲めに滿洲國の外務機關を擴大強化する要を感ずるに至つた。之れによりて滿洲國政府は四月八日滿洲中銀副總裁蘇運升氏を起用して、外務局長官に任命した。是に前長官大橋忠一氏が參議に任じてより、總務廳次長神吉正一氏が長官を兼任して專任を缺いてゐたのである。

大公使館官制 滿洲國にては對外關係の發展に伴ひ駐外外交公館の増加すべきを見越し、康德五年八月十六日大公使館官制を公布實施した。同時に從來の日、獨、伊、各國駐在外交官制は廢止となり日本に大使、伊、獨、西に公使を駐留せしむることとなつた。

日本の治外法權撤廢

概説 日滿は一體不可分である。年を経るに従ひてそれが益々緊密になる。故に日滿の外交は即ち日本の内政でもあり同時に滿洲國の内政でもある。此年鑑に記述さ

るべき期間に於ける日滿間の最も重要な問題は治外法權撤廢であつた。而して之れは又日本國としても滿洲國としても内政の重大なるものである。殊に滿洲にありては内政の全面的變化を生ずるものである。それが實施された昭和十二年(康德四年)十二月一日を中心として前後の各一箇年乃至一箇年半に於ける滿洲國、關東州、滿洲附屬地の重大なる政治事項はすべて、治外法權撤廢の準備の善後策であつたと云つて差支はない。實際治外法權に關する事項以外には何等の日滿外交問題並に政治的交渉は起らなかつたのである。

條約 治外法權撤廢の條約は、滿洲國に於ける治外法權の撤廢及び南滿洲鐵道附屬地行政權の移譲に關する日本國滿洲國間條約と稱す。昭和十二年(康德四年)十一月五日新京國務院大講堂にて我が植田全權大使と張滿洲國國務總理大臣との間に、兩國關係職員三百名列立、極めて莊嚴なる儀式裡に署名調印された。

内容は餘りに大きいから全部を此處に記録する餘地はない。又餘りに廣く知られてゐることもあり且つ本年鑑には前年度分にレーテストニュースとして全文及び當局の説明をも記載してあるから此處には述べない。只僅にその梗概のみを記するに止める。

に苦勞したかと思ふ時、支那が到底治外法權撤廢を爲し得ざるのみならず益々不幸に陥りつゝある現状を見る時、而して會つては支那の一部であつた滿洲國が、建國以來僅に五箇年にして、治外法權を撤廢し得るまでに進歩せるを思ふ時、滿洲國民の如何に幸福なるかが痛感される。而して之れ皆日本の扶掖により高義による。滿洲國人たるもの如何に感謝してもよい。但し滿洲國人にして此の自覺あるものはまだ少ない。尚又日本人としても考ふべきは日本國が斯くの如き高義を敢て致す所以のものは全く天皇陛下の御稜威に依るもの、我が國體の優秀なるによるものと思ひて、此の國體の擁護に益々心掛けねばならない。

第三國の治外法權 外國にして、支那との條約によりて治外法權を得たものに對しては從來滿洲國政府は必ずしも之を認めてゐたわけではないが甚だ寛大に取り扱つてゐた。それによりてその中には或は治外法權を持つてゐると思つてゐるものがあるかも知れぬ。滿洲國の外政當局は屢々その誤りなるを聲明してはゐるが、日本が今度正式に條約によりて治外法權を撤廢したる以上は、無條約國が治外法權を持つ理由はないこと益々明白になつた。而して之れ

からは滿洲國政府も少しも寛大にはとり扱はず、嚴格に法令通りに行ふであらう。諸外國には固より之れに不服のある筈はない而してその後修好條約を結ぶ諸國が對等條約たるべきこともいふまでもなく、又最惠國として日本に均霑する能はざることもいふまでもない。

滿洲國の謝禮特使 滿洲國朝野にては治外法權撤廢に對して三千萬民衆を代表して謝意を表する爲め、且つは日軍撤間の爲め政府より張國務總理を協和會より國民代表を日本に派遣することになつた。一行は十一月九日朝飛行機にて新京を發し十日東京著、同日参内して天機を奉伺し、各宮家に伺候し、近衛首相、廣田、杉山、米内各外、陸、海大臣を歴訪した。十一日には陛下より特別の恩召を以て午餐の御陪食を賜はり、十五日退京まで一行は各方面に敬意と謝意を表してその使命を完たした。

關聯せる諸法令 治外法權撤廢に關する準備並に善後の爲めに發布された法令は各方面に互りて甚だ多い。今はすべて之を略す。

滿洲益々親善

概説 滿洲國に對して、資本主義的利益の見地から、經濟關係を結ぶべく働きか



けた國にはフランス及び北米がある。併しそれは實現性が乏しいので進展しなかつた。然るにドイツ及びイタリイは資本主義的利益の見地から、滿洲國との經濟關係を結ぶべく注意した。殊に滿洲國にはこの二國の必要と爲す大豆が多量に産するのである。尙又、歐洲における獨、伊二國、並に東洋における日滿二國は、一方に持たざる國として現狀維持主義國の政治的經濟的壓迫を受け、他方には共產主義の思想的脅威を受け、之れを防止せねばならぬといふ立場に於て共通の境遇に置かれてゐる。此の思想的政治的、關係が自然に四國の經濟的相互扶助の必要を感じしむるに至り、それが又更に反照しては政治的親密にもなり、精神の友誼關係にもなる。

滿洲國に於て、此の關係が具體的に現はれ始めたのは康德三年(昭和十一年)四月二十日東京にて滿洲國代表謝介石公使とドイツ代表キープ博士とによつて調印された滿洲通商協定であつた。それによつて、滿洲國外交部から、前よりベルリンに行つゝる加藤日吉氏駐獨通商代表となり、タノール博士がドイツの駐滿通商代表として新京に駐在することとなつた。

この協定は一年間試験的に行ふといふこ

とであつたが、その後の成績を見るに頗る見るべきものがある。滿洲貿易は漸次進展すべき見込が立つた。加之、政治的關係においては益々親密にならねばならぬ必要も感ぜられたので、康德四年五月二十一日、ベルリンのドイツ經濟省において滿洲國代表加藤日吉氏とドイツ代表の外務省監督局長代表エツチ、シー・エツチ・ウオルター氏との間にこの協定の三箇年間延長協定が調印された。

大連日・滿・獨協會 滿、獨通商協定延長を契機として、日、滿、獨三國民の親睦と共同福祉の増進とを圖る爲めに、大連市にて日、滿、獨協會の設立を見るに至り、昭和十二年(康德四年)十月十一日その創立總會が開かれた。

滿・獨クレヂット 康德四年九月四日滿洲中央銀行とドイツのオットー・ウオルフ財團との間に二百ポンドのクレヂット設定成立を見るに至つたので、十一月十五日新設の間に大連外務局長官、タノール通商代表の間にこの協定運用に關する公文が交換された。即ちこの協定はこの日效力を發生したのである。協定の骨子は左の如くである。

一、ウオルフ財團は滿洲國政府に滿洲中央銀行の推

に擔するまでの注文品を受け、利率は年五分五厘とす。  
一、中國は買手ウオルフの爲めに、注文に對する支拂を保障す。注文は效力發生の日より一箇年以内に發する。  
一、注文總額の一割をポンド爲替にて支拂ひ、總額は滿洲國の輸出代金を以て決済す。  
一、支拂方法は毎半年等とし、期限は康德十一年六月末日となす。  
一、滿洲國はドイツ政府右協定を承認し、必要なる援助を與ふ。

右の注文品はワイツンヤイ式石炭液化機械、水力發電所タービン、製鐵機械、貧鐵處理機械等の滿洲國五箇年計畫に必要な諸機械である。之れによりて滿洲國の貿易増進を見るのみならず、政治的親密をも増進すべきものである。

滿・獨修好條約 ドイツ政府は滿洲と通商協定を結び、事實上の承認を爲し、正式承認を爲すことは明白であつたが、ヒットラー總統は昭和十三年二月二十日ベルリンのタノール・オペラ演事堂に開かれた國會議頭の演説において、支那事變に對する日本の立場を支持することを聲明した。其に、滿洲國の承認をも爲すことを明言した。又、滿洲國の承認を爲すことが三月初旬ベルリンにて開始され、四月下旬雙方の一致を見るに至り、五月十二日ドイツ外務省

外務次官室において、滿洲國代表加藤日吉氏と外務次官フライヘル・フオン・ワイゼツタル氏との間に調印せられた。是れによりて滿洲國の國交が正式に樹立され、ドイツは正式に滿洲國を承認したことになつたのである。この條約は六月十日滿洲國の批准を了り、七月十三日ドイツ側の批准を了した旨、十五日タノール代表より外務局長官に報告され、此處にその效力を發生した。

條約内容は四箇條より成り  
(一)兩國が獨立平等の立場にて相互に外交官を交換し、他國外交官と同等の特遇を爲す(二)兩國國民は相互に居住、往來、營業の自由を有し、政府は生命財產を保護す(三)兩國の對關係を協定せしむる爲め本條約後速に通商交渉を開始す(四)本條約文は滿洲國語各一通と爲す。

滿洲國は通化省長呂宜文氏を初代駐獨公使に起用するに決してアグレマンを求め、その承認を得て八月十五日正式に任命した。同時に間島省次長江原綱一氏を駐獨公使館參事官に、又駐獨通商代表加藤日吉氏を總務廳參事館兼在獨公使館參事官に任命した。ドイツは例の初代駐滿公使はワグナー氏に決した。

滿洲經濟協會 昭和十二年十月二十六日滿洲貿易振興會の設立を見たが、ドイツの滿洲國正式承認を契機として

之れを解散し、その機構を強化し、組織を擴大して、更めて滿洲經濟協會を設立した。之れは同市の日獨有力經濟關係者を組織するものである。

滿・獨貿易協定 滿洲修好條約に隨ひて滿洲國の新貿易協定が九月十四日新京に於て滿洲國代表蘇運升外務局長官とドイツ國代表タノール博士との間に調印された。之れは前掲の通商協定を改めたもので、更にその範圍を擴大したものである。之れによりて兩國の貿易は益々發展することになり國交は益々鞏固になり、世界的防共團の威力は一段とその強度を加へた。

滿伊親善躍進

伊國の正式承認 イタリイのフアシスト政府は滿洲國に其創立以來好意を寄せてゐたが、康德三年十一月二十日附公文を以て奉天に總領事館を開設した旨を通告し來り、滿洲國政府は之れを承認する旨を十二月一日返答し、茲にイタリイは事實的に滿洲國を承認したことを明示したのである。

而して昭和十二年(康德四年)十一月六日には、昭和十一年十一月二十五日、日獨間に締結された所謂防共協定に參加の調印を了つた。イタリイは防共協定を更に躍進せしむ可く滿洲國正式承認を決し、引續いて

十一月二十九日その旨を中外に聲明正式文書を十二月二日滿洲國政府に提出した。

兩國の初代公使 康德五年一月十八日滿洲國務院當局は談話の形式にて、イタリイは初代駐滿公使として奉天總領事コルテゼ氏を任命し、新設に公使館を開くべく、滿洲國は初代駐伊公使として新京特別市長徐紹勳氏を任命してローマに公使館を開設す可く、相互に承諾を與へた旨を發表した。

伊太利駐在外交官々制 滿洲國にては二月十日伊太利駐在外交官々制を公布し即日施行し公使に徐紹勳氏を同日任命した。但しこの官制は同年八月十六日公布の大公使館官制の公布によりて廢止となつた。

初代伊公使觀書禮呈 三月二十三日、イタリイの初代駐滿公使ルイジ・コルテゼ氏は新京宮内府勳民樓にて伊國皇帝及びエチオピア皇帝エタママエル三世陛下の親書を捧呈した。

フアシストの親善使節 イタリイの訪日フアシスト使節團一行十八名は昭和十三年(康德五年)三月十七日長崎上陸、十九日東京着、四月二日離京したが、パウルクチ侯を首班とする此の一行はそれより訪滿使節團として來滿、四月二十六日宮内府に參内、皇帝陛下に謁見を仰げられた。それより各方面と交誼を重ねて滿伊親善を圖り、五月



四日奉天親北支視察に向つた。一行は北支視察後大連より歸國の途に就いた。

二條約の締結 日、滿、伊三國の經濟提携を協定する目的を以て伊國政府より特派された上院議員エツトレ・コンテイ氏を團長とする一行は五月七日、來日、八日東京に着き、十一日首相官邸に團員及び日本政府、滿洲國政府の關係者が集まり第一回の會合を行ひ三國間の貿易に關して協議した。十二日には滿洲國大使館に滿伊兩國の關係者が集まつて協議した。貿易關係については可なり複雑の問題もあり手續上の問題もありて日數を要し、その間に使節團一行は數名の交渉員を残して經濟視察の爲めに五月二十三日滿洲國へ來つた。一行は滿洲國を視察し新京にては當局とも懇談し、東京に歸つて後、六月二十八日に至りてコンテイ團長と宇垣外相との間に貿易協定の調議を七月五日滿洲國大使館にて調印の運びとなつた。

○修好通商航海條約 これは一般的の基本條約にて全文六箇條より成り、兩國間の永久的和親、外交使節の交換、領事官の駐在及びその職務執行の特權、兩國間の一般交通に關する原則、兩國間交通の調整助長及び貿易の促進に關する協力等につきて規定したものである。

△日、滿、伊貿易協定 一方イタリイ國より滿洲國及び日本國への輸出總額と他方滿洲國及び日本國よりイタリイ國への輸出總額とを均衡ならしむる基礎の下にその貿易を發展せしめんことを主眼となすものである。本條約は批准密託調書の日附の日の後八日にして實施せられ、實施より一箇年間有効である。期間滿了三箇月前に廢棄の通告なき時は六箇月延長される。

夫々三國の手續を終り、八月二十四日、日本外務省にて宇垣外相、既滿洲國大使、アウリツチ駐日伊國大使の三國代表が密託調書の作成を了り、九月一日から實施されることになつた。

滿・西兩國の相互承認

滿洲國政府はスペインのフランコ政權をスペイン國正統政府として承認し、フラン

コ政權は滿洲帝國を獨立國家として又滿洲帝國政府を同帝國政府として承認した。この公文は昭和十二年(康徳四年)十二月二日、日本外務省に於て滿洲國の代表として駐日公使既振錫氏とフランコ政權の代表者として駐日同政府代表フランシスコ・ホセ・デル・カステリヨ氏との間に交換された。これは共産インターナショナルの破壊的活動の防遏に努力し依て世界の秩序及平和維持に貢獻せんとする意圖に於て兩者が一致するが故であることは交換文の明示する所である。即ち防共の友交國たるを言明するものである。

サ共和國との親善

滿洲國皇帝陛下には他國が未だ形勢を觀察してゐる時、率先して滿洲國を承認せる中米サン・サルヴァドル共和國の大統領以下三名に對し康徳五年七月二十九日左の如く贈勳せられ、親善の誼を明にせられた。

ポーランドの事實的承認

ポーランド政府は哈爾濱に領事館を開設することになり

滿洲國政府と折衝を遂げ、初代領事イエルソイ、リテウスキ氏は康徳五年二月十一日ワルソウ出發し、日本經由四月三日着任した。この領事館設置は即ち滿洲國の事實承認に外ならぬが、其後同國政府は滿洲國と最惠國待遇に依る通商條約を締結し正式承認の手續を執りたる意向ある旨、我が酒匂駐波大使を通じて内示して來た。ポーランドはコミンテルンによりて日獨と共に仇敵と宣言されてゐるのであるから、防共陣の一角たる滿洲國と親善關係を結ばんと欲するに至れるは當然といはねばならぬ。これによりて又洋の東西に於ける防共陣營に強化作用が附せられる。

瑞典の對滿求償制望 滿獨通商協定成立以來、從來滿洲國に進出しつゝあつた第三國は當然相當の打撃を被つてゐる。就中鋼鐵製品輸出を通じて滿洲國と關係を持つてゐる瑞典はこの協定と並に滿洲國の輸入統制によりて發展の途を塞がれた。そこで駐日瑞典公使館では同國鋼鐵製品市場開拓と交換的に滿洲國大豆の大量輸入に由るパーター制を確立したき旨を以て對滿通商使節を派遣すべく滿洲國側を打診しつゝある。瑞典の意向は滿洲國の對獨クレヂツトの如くならしめんとするにあるといはれてゐる。

訪歐修好經濟使節團 滿洲國にては獨立國としての國際的地位が各國に認識されたのに鑑み友好諸國と親善關係を益々密接ならしめんが爲めに修好經濟使節を諸國に派遣することとし、康徳五年七月十五日團長經濟部大臣韓雲階、副團長兼事務總長甘柏正彦、副團長本願三郎其他の團員諸氏を選任した。一行中韓團長其他五名は朝鮮經由にて八月一日東京に入りて打合を爲し、四日門司にて大連經由にて來れる殘員と合し、六日出帆の照國丸にて渡歐の途に就いた。先づイタリイに着き、ドイッに至る豫定なるが、一行がイタリイにて歡待を受け、ムッソリーニ首相チアノ外相にも面會して張總領のメッセイジ手交し、皇帝エマヌエル三世陛下にも拜謁仰付けられ、又ローマ法王ピオ十一世にも拜謁して遺憾なくイタリイにての使命を果し、九月十九日ヴェネチヤよりラインに赴いた。一行は更に、ポーランドに赴き、スペインにフランコ政府を訪ひ、サン・サルバドルにも廻ることになつてゐる。歐洲時局の爲め或は變更されるや否や此の篇起稿の際には不明である。

對佛の一事件

フランスは國際聯盟主義であり國際聯盟は滿洲國不承認を決議してゐる。その決議

の主動者はフランスである。フランスはソ聯と相互扶助協約を結び(歐洲だけにとはいふが)一方にては支那事變にて國民政府に接近してゐるが、滿洲國とは直接に接觸する所がない。故に滿佛の間には何等の交渉も起らない。然るに康徳五年四月十四日の朝、數十名の武裝兵を率ゐた山海關駐屯のクルーゼル佛國守備隊長が突如として長城を距ること十米北方の滿洲國領土内に越境し來つた。兵力保護の下に附近部落の滿人多數を狩り集めて、不法にも團匪事件協定に基く占領地域なりとして境界標を建設した。

蒙聯政府との修好

蒙聯親善使來滿 (康徳四年)十二月二十



三日、蒙疆聯合委員会の陸清代表使節一行が新京に到着した。この委員会はかねて國民政府より脱離せる蒙古聯盟、察南、晋北の三自治政府が聯合して成吉思干紀元七百三十二年(康徳四年)十一月二十二日張家口にて結成せるものである。右は朔北蒙疆七百萬民衆の總意に基き、防共、民族協和、民生向上の三大旗幟を掲げて獨立したものであつて、その内政外交の目的を滿洲國と全く同じくするものである。而して内政外交共に道義に據り、日本の援助によりて近隣と親睦を厚くし、東洋の安定を圖る所、すべて滿洲國に異ならず。加之滿洲國民の一部として蒙古民族を有する關係からしてその感情淺からず、茲に於て滿洲國と親善を進めて共通の目的を達せんが爲めに此の特使を遣派し來れるものである。代表は蒙古聯盟より德王、李守信、卓特巴札布、金永昌、察南より于品卿、杜運子、晋北より馬永魁、夏恭の諸氏、隨員十名である。二十四日皇帝陛下に謁を賜ひ、植田關東軍司令官と會見、二十五日滿洲國民歡迎大會に臨み、二十六日皇軍將兵慰靈祭に參列、二十八日國國の途に就いた。十分にその目的を達し、滿洲國蒙疆の將來における親善互助の緊密を約した。

年四月以降滿洲事變に於て名譽の戦死を遂げた勇士の英靈に對する日滿蒙合同大慰靈祭が、康徳四年十二月二十六日新京忠靈塔に於て舉行された。遺族百餘名、各政府各機關代表來賓等二千一百餘名、極めて嚴肅に祭式を終つた。この祭典に蒙疆聯合委員会の代表が正式に參加せることが注意される。

**滿洲國の常駐代表交換** 右特使來滿後直ちに蒙疆聯合委員會にては新京に駐滿蒙辦事處を開設し滿洲國政府並に日本各機關と緊密なる連絡を取ることになり、金永昌事務官がその代表となつた。滿洲國外務局よりも以前より(厚利)に王春事務官を派遣してあるが、之れを常駐せしむることとなつた。兩者の親密之れより益々深くなる。

**駐在蒙疆代表部官制** 滿洲國政府は右を法制化するとなり、六月十四日駐在蒙疆代表部官制を公布した。代表は國務總理大臣の指揮監督を受け一體交渉及び査證その他の事務を掌理す。代表部は張家口に設けられ、事務を分掌する爲めにその他にも辦事處が設けられる。蒙疆代表には六月十四日何春氏が、厚和蒙特(綏遠)辦事處長には王春氏が任命された。

對支態度

**概説** 支那事變は日本民族の崇高なる使命達成の運動であるが、一面には又東洋民族の共同事業でもある。同時に滿洲國の重要事業である。之れによりて滿洲國が日本の努力に對して感謝しつゝあるは勿論であるが、支那は目下實際に於て、國民政府と反國民政府とに二分されてゐる。随つて滿洲國の對支態度は自から兩面に向はねばならない。一は國民政府を否定すること、一は新政府を支援し協力することである。

**支那事變詔書** 滿洲國皇帝陛下には支那事變にして御珍念遊はざるゝ所多く、康徳四年九月十八日の滿洲事變記念日に際して左の詔書を頒發せられた。時局に鑑み、盟邦日本帝國と一徳一心の真義を益々發揚し共同防衛の精神を貫徹し東亞全局の安定を圖る可く二十萬民衆の遵守すべき大本を示されたものである。

**詔書** 奉天蒙疆大滿洲帝國皇帝詔して曰く、我に盟邦大日本帝國と一徳一心の真義を發揚し共同防衛の精神を貫徹し以て東亞全局の安定を期するが爲に二十萬民衆に告ぐ、惟れ我が滿洲帝國の國基を奠定するや仁愛を以て政本となし忠孝を以て教本となし盟邦の仕義援助に傾り國是以て定まり國體を離れず命を盡す所民俗日に厚し。朕敢て眼瞞せず風波瀾區惟だ茲々德業を修め盟邦の心を以て心となし力を

東亞の和平に盡さんことを願ふ。乃ち中華民國政府は南京に遷移せしより以來東方固有の文化を尊重し抗拒排斥を以て其の宣傳の號召となし自ら長城を築ちて吾共の門を閉ぢる事端を構へて偏執的の手段に我が盟邦と親睦を興ふ。盟邦風に其の情を興れ我共十年厚之を得つ事既に此に至る勢已むことを得ず國體の辱を出して其の愚民を誘つ固より其の民を離れんとす。乃ち其の國を離れ民に離れ東亞を擾亂する者を除かんことを欲するなり。名正し事順ひ神人興する所山川震盪し盟邦共濟く公報刊行記號す可し。爾業宜しく盟邦國體の大義を體し我共國體の責任を念ひ上下相勉め各々職事に盡し協和親睦を重んじ其の全力を擧げて以て一徳一心の真義を發揚し其の全力を擧げて以て共同防衛の精神を貫徹すべし。何の困難にも任之當に盟邦と相共に東亞を安定し同じく政治に盡るを應ずべし。凡て國民衆永く共に融れられ、之を欲め。

滿洲國政府は同日國務院講堂に簡任文武官を集めて嚴肅なる詔書奏獻式を擧げ、張總理より聖旨を奉讀すべき旨官民に訓示する所あつた。

日本政府は之れに對して感謝の意を表すべく、廣田外相より植田大使に訓令を發し大使は二十四日澤田參事官を代理として國務院に張總理を訪問せしめ深甚たる謝意を表した。

**協和會の對支表明** 滿洲國協和會は康徳四年八月二十三日新京に開ける國民大會にて「中國民衆に與ふる書」を決議して之を發

表せるが、同年九月十五日の全國聯合協議會に於て「中華民國國民に與ふる聲明書」を議會の名に於て決議した。内容は一に國民政府の暴虐國家を擧げること、二に國民政府の軍部が共力して東亞の書を除き日支共同の幸福を保たんとするにあるを覺知し、滿洲國が支那に反して今日の如き安定を得たるを目標して之れに備はんことを求むるにある。

**政府の重大聲明** 日本政府が康徳五年(昭和十三年)一月十六日「今後務政權を對手とせず」の聲明を發したのに鑑み、滿洲國政府は同日直ちに之れに呼應して日本の根本方針に協力すべき者の聲明書を發した。其の要旨は

滿洲國政府は共同防衛の誓約により日本國政府との所信を同じくす特に理想を同じくする蒙疆北支などの諸政權の發展興隆に協力し更に進んで新興支那政府の建設を支援し更に日滿支三國共濟提携東亞復興の大業に邁進せんことを切望して已まず。

といふにある。即ち飽くまでも國民政府の絶滅を期し新理想に立つ新支那政府の確立を望む意を表明したものである。

**駐支通商代表部** 滿洲國政府にては支那新興政府の内容益々充實し交渉も漸く頻繁ならんとする情勢に鑑み、支那に通商代表を常駐せしむる必要を感じて康徳五年六月十四日駐在中華民國通商代表部官制を公布

無接抄休會の滿蒙會議

滿洲國創立以來、滿洲國は常にソ聯國境並に外蒙國境より不法越境を受けて惱まされつとけてゐる。此の兩者はもとより相聯繫するものなるが、日滿は公然一體不可分を聲明してゐるけれどもソ聯外蒙はもとより左様な公開聲明もないから、滿洲國よりは兩者別々に交渉してゐる。外蒙も亦之れに應じてソ聯とは別に滿洲國と交渉してゐる。日本は外蒙を國家として認めてゐない。故にソ聯に對しては日滿日滿一體となり又時には日本だけにしても交渉に當るが、外蒙に對しては滿洲國のみが交渉の任に當る。尤も軍事に關しては日本軍が交渉の主體になることあるが、外交問題には日本軍は關係しない。

而して、滿洲國にありては外蒙の不法越境の煩に堪へないのと、一つには、滿洲國の國民にしてしかも外蒙と境を接する地域に住むものは外蒙住民と同じき蒙古民族であ



るが故に親善關係を結び、外交官をも交換せんことを希望してゐる。而して外蒙は始めから之れを好まないことを表示してゐるが成る場合には之れに應ずるが如き態度をも採るので、交渉を開いて見ると矢張り之れを實際的に拒絶する如き條件を持ち出す。然らば先方の好むと稱する如くに、不法越境の原因を除かんが爲めに境界線の確定委員會を設けんとしてもその會議に際しては關係のないことを持ち出したり、委員が病氣だと稱したりして一向に會議を遂行せしめない。康徳二年(昭和十年)五月三十一日の第一次第一回會議から、十二年八月一日の第三次會議に至るまで、年を越ゆることの第三次會議に至るまで、年を越ゆることを知らぬ。その間には彼れ自からソ聯外蒙間の密約(相互援助)を發表したりして滿洲國を牽制せんとしたがそれは直接に滿洲國に關係のないことだから問題にはしない。只、そんなことが推察通りであるのだから今までのゆくりもその筈で、これからも到底話し合ひはつかぬだらうことが感ぜられたに過ぎない。但し之れは康徳三年(昭和十一年)のことであるのに、それから後でも彼れは滿洲の交渉に應ずるだけには應じてゐるのである。さうして實質的には會議は少しも進めない。

此等の事實はこの年鑑にも毎年大略記述してある。前年度の年鑑には第三次會議が康徳四年五月十五日より滿洲里に開かれる管になつてゐたのを先方の都合にも二十九日に延ばし、三日間にて停頓、更に八月二日から開かれたが相變らずウヤムヤに終ることだらうと豫想しておいた。丁度その通りで、九月一日外蒙代表主席サンボー氏が病氣で歸國し、他の代表も十四日に引揚げてそのまゝ休會とも何とも云はずしてそのままになつてゐる。これは外蒙國內の親ソ派と非ソ派との勢力争ひの爲めに内部にゴタ／＼があるからだとも傳へられてゐるがそんなことよりも、始めから何等かの話しを纏めやうなどの考へはなく、只ウヤムヤに引き摺つておかうといふに過ぎないのだと見るより他はない。

對ソ外交

ソ聯の一貫せる對滿態度 ソ聯は滿洲國創立の時、既に事態を大觀して日滿を一體と見てゐる。そこで事實上に於て滿洲國を承認してゐるが、滿洲國との外交はすべて日本を對象としてゐる。その政策となす所はすべての準備成るまでは事端を起さないことにある。さりとして見極められては事端を起される恐れがあるので、これは彼れの誤

解であるが)自ら事端を起さないことゝ、日滿より事端を起されたいことゝを考へてゐる。故に時に穩和に、時に強硬に、即ち硬軟態度をチャンボンにして来る。變幻窮まりないやうに見えるが、そこに一定の方針はあるのである。見極められない程度に日滿を脅かし(實力的侵入などで、又宣傳で)不法侵入などにて日滿の態度を探りて、こちらに準備あり又は強いと見ると引き込む。

その緩急の状を見るに、對歐洲外交困難な時は日滿に頭を下げ、又國內情勢の不穩な時は鋒銳を収め、内外に對する局面が自國政府に都合のよい時は突つかゝつて来る。故に滿洲國建國以來の滿ソ外交は、彼れの不法越境とそれに對する滿洲國の抗議、擊退を常に繰り返してゐる。同時に日ソ外交にも同様な有機が繰返されてゐる。左様に同様な事を繰り返してゐるのみで(滿蒙に同様な事な繰り返してゐるのみで)一體外交も同様なり、何等の外交的成果はない。此時日の遷延のみが彼れの目的である。滿ソ外交で漸く目鼻のついたのは唯一つ北鐵の譲渡であつた。それはソ聯がこの厄介物を滿洲國に譲りてその對價を得れば、それだけが利得で(然らざれば實際上無價にて没

收される)その利得にて第一線を退けて、そこでの防備を固めんとする政策である。その他は何一つ目鼻のついたものはない。國境確定の問題が滿洲國の創立以來續いてゐるが、これも彼れは交渉には應ずるも具體的には進めないのである。本年鑑の前年度内にも越境に越境を重ね、東部國境確定委員會を設けんことを同意しながら、康徳四年六月三十日乾岔子事件を起した。それは七月二日解決したが併しその後、支那事變起りてより、相變らず時々不法越境して、日滿の虚を窺はんとするが如き態度を執つてゐる。而して結局張鼓峰事件を起した。

滿ソ抑留船問題解決

かねて滿ソ間に懸案となつてゐた抑留船返還問題は黒龍江結氷前に解決すべく哈爾濱において兩國當局によりて交渉中であつたが、康徳四年九月左の通り解決を見た。

一、康徳三年九月以來、ソ聯側に抑留中の北滿金礦會社汽艇康安號の返還は、既に結氷期も迫り奥湖の凍結は出来ず、技術上引渡不能であるから、來春(康徳五年)解氷後これを實行すべき旨、ソ聯側が豫約した。

一、乾岔子船事件の際、日本軍から擧沈された砲艦は

中として來診せ(六)野菜を地方人より購入すれば販賣者を懲罰する故販賣するを禁じ(七)ソ聯新國幣の豫約を交付せず(八)銀行を統制す。

△チタ領事館 久しき以前より領館の使用人たる地方人を何の理由なくして捕縛し解放を請求するも交付せず、馬夫、石炭、飲料水の運搬人を捕縛することが出来ぬ。其他すべてチタ領に同じ、尙餘の期間に領館を強引、職員と一二語を交する地方人があつても直ちに強行罰則を受く。

北鐵債務不履行 滿洲國政府は康徳二年三月より北鐵を買収し其代價金一億四千九百三十萬圓(現金四千六百七十萬圓、現物支拂九千三百三十萬圓)の支拂は順調に續けられ、康徳五年三月二十三日を支拂期限とする最終賦金五百九十八萬餘圓を残すのみとなつた。一方ソ聯は滿洲國に對してソ聯交通人民委員部石油トラスト通商代表部、領事館等各政府機關が舊北鐵に支拂ふべき運賃電信料の未納金五百四十四萬圓及び石炭代書籍代洗濯代等の小額立替金十八萬圓並に舊北鐵經營の札實諾爾炭礦の税金未納約六千圓、その合計五百六十餘萬圓の債務がある。然るにソ聯が之を支拂はざるを以て滿洲國外務當局は康徳五年三月十七日駐哈ソ聯總領事を通じてその支拂を請求しその完済なき間は滿洲國よりも最後の分を



支拂はざることを通告した。これは支拂日の三月二十三日である。然るに在東京のソ聯大使は同日我が廣田外相を訪問して滿洲國の不當を述べ、日本が保證に立ち居る關係上適當の處置を爲してくれと申し込んで来た。外相はもとより相手にすべき筋合にあらずと受け付けなかつた。

國境不法行爲 滿ソ國境におけるソ聯側の各種の方法に依る不法越境は實に頻繁を極め抗議應接に遑がない。何れも決して過失越境でなく、故意なること明白なるものあり頗る惡質のものが多し。寧ろ挑動的と稱すべきである。即ち匪賊を支援する爲めに越境するあり、越境して滿人を拉致するあり、又は滿兵に射撃を加ふるものがある。康徳四年秋以來は極東から中央アジアに強制移住せしめた鮮人を、又は國境にて拉致せる滿人を、國境を裝はせて滿洲國內に潜入せしめ、スパイ又は宣傳員と爲す。殊に飛行機による不法越境は此の一年間に十有八件を數へ得る。

その中に、康徳四年十二月十九日浦鹽方面から飛來し濱龍嶺治標高嶺子(嶺道河子)

附近に着陸した飛行機の如きは郵便機を裝へるも機關銃及び擲彈懸吊の裝置ある優秀なる軍用機である。各種の状況を調査して滿洲國機密の偵察に來りて不慮の故障にて着陸せる疑十分なるを以て滿洲國官憲は之を抑留して調査した。

然るにソ聯外務人民委員ズダノフ氏は康徳五年一月十七日のソ聯最高會議にて「ソ聯郵便機が日滿官憲の爲め不法抑留され機體引渡の要求に應ぜず」と述べて内外に逆宣傳してゐる。加之之を理由としてその報復なりとて一月二十七日以降日滿向け及び日滿より的小包郵便を當分禁止した。

ソ聯の挑動的態度 滿ソ國境に於けるソ聯側の挑動的態度に關し昭和十三年五月四日朝鮮軍報道班の發表する所によると左の如きものがある。ソ聯は國境事件を日本の挑動行爲に基くと宣傳して自己を不法を擧げ上りてゐるが、本年に入りてからソ聯の不法行爲は軍にウズリ南部國境及びウラジオ、ボージェツト近海の小範圍においても既に十數件に達してゐる。

この詳しきことは略するが、この事實は後に起つた張鼓峰事件と關聯するものなることが注意される。

五月十九日以来ソ聯國境部隊は發芬河附近國境にて不法行爲を繰返しつゝある。二十日夜日滿監視兵は發芬河南方六キロの地點にて不法越境せるソ聯小部隊に攻撃を加へて撃退した。之れにつき滿洲國外務當局は哈爾濱特派員をして二十四日ソ聯總領事代理に對しソ聯國境部隊の挑動行爲停止方につき嚴重要求せしめたが、ソ聯側の誠意ある態度を見ない。

今昭和十二年内における滿蒙ソ國境方面におけるソ聯側の不法行爲を見るに、不法越境五十二件、不法越境飛行十七件、不法拉致四十二件、不法射撃四十六件、其他の不法行爲十三件にて合計百七十件の多數に上る。十三年に入りても決して少なくはならず却つて多くなつてゐる。

リユシコフ大將脫走 康徳五年六月十三日午前五時三十分頃、ソ聯の極東地方内務人民委員部長三等國家保安委員(三等大將に相當)リユシコフ・ゲンリツヒ・サモイロウイチなる者、環春東方滿ソ國境を身を以て脱出し來り、滿洲國々境警隊に收容された。この事實は當のソ聯は勿論日滿當局を驚

かしたるのみならず世界各國を驚かした。蓋しかゝる脱出にはリユシコフ自身に甚だ危險を伴ふものなるが、それを巧みに脱れて來たのである。その語る所によれば近年頻々として行はる、スタールン政府の所謂血の肅正はリユシコフ大將の身邊に及び甚だ危險に陥りたるにより意を決して脱出し日滿の保護を請ひたるものである。

其他にも、外蒙古に駐屯中なるソ聯第三十六自動車化狙撃團司令部附師團砲兵部砲兵大佐アロントヤルマル・フランツエウイチなるものも本年五月二十九日外蒙サインシヤンダより自から自動車を操縦して烏得を経て内蒙古に脱出し來つた事實もある。之れもその脱出動機はリユシコフ大將と同様である。

張鼓峰事件 康徳五年(昭和十三年)七月十一日リユシコフ大將越境の地點に近き環春南方約四十軒の國境線を突破したソ聯兵は頗る大規模にて、滿洲國領に侵入し長池(ハースン湖)西側張鼓峰(國境より二軒米)を不法占領し十餘名は虜虜を構築して防禦を固め、峰の東側斜面には約四十名が掩蔽壕を構築し更に北側斜面には約二十名が天

幕露營し持機の姿勢をとると共に同地東方約二千軒の香山洞(ソ聯領)には多數の兵力を集結し其の上國境警備の兵力を増加しつゝあつた。

之れにより滿洲國外務局は同十四日駐哈爾濱下村特派員に對し同地ソ聯總領事タズネツオア氏に對し嚴重抗議せしめ、日本外務省よりも十五日西駐ソ代理大使に訓電を發してソ聯政府に抗議しソ聯兵の撤退原狀回復を要求せしめた。

十五日我が伊藤軍曹松嶋伍長一行三名が該地視察の爲め小嶺山北側渡り場附近に於て渡河し、嶺頂東北三叉路附近に到りたる時ソ聯側より突如射撃を受け、松嶋伍長は戦死した。

ソ聯側は我抗議に對して返答しないので、十八日下村特派員はタズネツオア氏の來訪を求めて再び抗議し公文を手交したがタズネツオア氏は該地はソ聯領なりと主張して譲らなかつた。且つソ聯外務人民委員部は十七日、右の日本側の報道は誤解にしてソ兵は越境せず、右地點はソ聯領であると發表した。その根據となす所は一八八六年の露支間の環春界約及び附圖である。而

して我西代理大使に何つても之れを主張した。

日本政府は更に西代理大使に訓電を發して之れを反駁し、該地は滿洲國領たることを明白なりと指摘した。その根據は

- 一、一九一一年の露國參謀本部發行の地圖に國境線は長池の東岸を走つてゐる。故に此の地點は滿領になつてゐる。
- 一、一八八六年の環春界約の基本條約たる一八六〇年の北京條約によれば國境線の起點たる土字牌は豆滿江の河により二十支里と明記してあるに、一八八六年の環春會議の時には、それが四十五支里の地點に在つた。この奇怪な事實を指摘されて三十支里に妥協したといふのであるから、環春界約は根據となし難い。

一、張鼓峰の山嶺にては毎年三月と九月とに朝鮮人が隊を犠牲に供して村祭を行ふ習慣あり四十九年間も行はれてゐる。

此等によりて張鼓峰のソ領にあらざることは明白なるに拘らず、ソ聯側にては少しも日滿の抗議に顧慮せず益々兵力を集めた而して十八日には我現地當局よりソ聯の煙秋警備司令官に對してソ聯兵の即時撤退を要求せざるは必要なる手段を執るべき旨を申入れた。

軍光大使は旅行よりモスクワに歸り二十日リトヴィノフ外務人民委員長に對して重



ねて戦艦機銃を繰出しソ聯軍の調れなきを説いて原状回復を求めた。

然るにリトヴィノフ氏は耳を借さず、日本軍の機銃自費せるを兵力縮しと認めたまの、ソ聯軍當局は俄々同方面に兵力を集結し、二十九日午前九時半には沙草峰附近に更に砲撃して陣地構築に着手し、更に三十日夜半には折柄の濃霧に乗じて沙草峰附近の部隊に戦車を加へ、且つ砲兵の大々的撲滅射撃の下に夜襲して来た。

茲に於て我軍己むなく反撃し、三十一日午前四時四十分には張鼓峰を、同六時には沙草峰南方高地を占領し完全にソ軍を戦場より驅逐した。

八月一日にはソ聯飛行機二回互に張鼓峰上空に飛翔し來り我が第一砲隊に對し砲撃或は對砲射撃を加へたるを以て我方は張鼓峰南方西畔に於て二機を、飯山に於て重機二機を、別に水凌峰附近に於て一機を撃滅した。

之れについて、スメタニン駐日代理大使は三十日午前日本外務省に堀内次官を訪ひ日滿部隊がソ聯に越境して二高地を占領せんとしたからソ聯警備隊が之れと交戦して

雙方に死傷を生じた。右抗議すると共に責任は日本軍にあることを明にすと陳べた。之れに對して堀内次官が十分に反駁しその非ソ聯にあることを説いたことはいふまでもない。

八月四日には重光大使は政府の訓令によりてリトヴィノフ外務人民委員を訪ひ、重要會議を行ひ、滿洲國にても二日在哈下村外務局特派員をしてゴルブツォフ蘇聯總領事代理を通じてモスクワ政府に嚴重抗議を申入れた。此會見に兩者の一致を見ず、七日再び重光、リトヴィノフの會見あり、此の時も一致を見ず、十日の兩者第三次の會見に於て始めて兩者の一致を見て、停戦を決した。

始め、我重光大使の主張する所は七月十一日以前の原状回復、即時停戦、同時に兩軍の相當距離撤退、然る後現地に於て界線確定、それには停戦條約は認め難しといふのであつた。之れに對するソ側の云ひ分は停戦條約を認む、七月二十九日以前の原状回復、即時停戦して日本軍後退はよろしきも、ソ軍は自らソ聯と認むる地點より退く能はず、停戦せんとすれば先づ以て自から

戰闘行爲を停止すべし、國境確定委員には日滿二名ソ聯第三國一名を以てせんといふのであつた。日本側の主張が首尾一貫して平和を旨とすること明白なる反し、ソ側の主張が甚だ傲慢で我儘であり理論一貫せず平和を欲せざる云ひ分であるので、該外國の評判も悪くなつた。

然るに第三次の會見に於てはソ聯側が漸く折れ來り、その主張の減裂なるに拘らず結局は左の如き條件に同意した。  
一、日ソ兩軍は八月十一日正午(沿海州地方時)總ての戰闘行爲を停止す。  
二、日ソ兩軍は十一月午前零時現在の位置を維持す。  
三、右協定の實行は現地に於ける雙方軍隊代表者に於てこれを行ふ。

尙國境確定委員會に第三國人を容るゝことは重光大使より日本は反對の旨明言してゐる。停戦條約を必ずしも認めない事もソ聯は暗黙の裡に同意したものと解せらる。停戦は約の如く兩軍によりて行はれ、十一日我が長大佐はソ聯極東方面軍參謀長シユテルン大將と張鼓峰前哨ソ軍陣地内に於て會見し現地交渉を行つた。而して停戦條約は張鼓峰の北方にありて日本軍が同峰頂點を保持してゐることを確認せしめた。且つ

頂點より雙方に各八十メートルに兩軍が後退することも定められた。

日滿側は斯くの如くにして最初よりの主張を一步も譲らず、十一日以前の原状を回復確保し得たのであるが、ソ聯側は當初脱兎の如き猛勢であつたのに、第三次會見の時にはいつしか折れ、現地軍隊の協定の際には全く我軍の意見通りになつた。之れ蓋し我軍の威力を發揮したことによる。抑、此地域は滿鮮ソの境に近いので我が關東軍と我朝鮮軍とが協力してソ軍を迎へ撃ち遂に之を撃退したのであるが、ソ軍は恐らく十分なる計畫の下に始めたことであつて極めて多大の兵力を用ひ、自慢の器械化部隊を十分に使用したのであつたが、少數の我部隊の爲めに完全に撃退されたので甚だ落膽して勿々に兵を收めたものと解せられる。

ソ聯が此處に兵を用ひたのは種々の意圖が見られる。その主たるものは、リュシコフ大將の脱走は日本の策動かと思ひ、又ロシアの内部的分裂によりて日本に侮られんかと思ひ、機先を制して對外用武の氣力あるを示さんとするものである。又一つには

條事件の如くなる所以のものは又一種の曲者なりと思はねばならぬ。

日滿はリュシコフ大將によりてソ聯の内情を知り得たるのみならず、此の事件によりてソ聯軍隊の事實を實見し得た。而して戰車、飛行機に對する新戰術をも實際に實驗し得たことは多大の天恵であつたといはねばならぬ。更に我軍の隱忍自重性強くして必ずしも猪勇に陥らざること、少數にして大敵に勝つこと、器械化部隊も我軍隊の前には價値少なきこと、我軍が攻撃のみならず防禦戰にも強いことが證せられたのは多大の收穫である。

此事件に、日本軍の戦死一五八名(内將校八名)負傷七四〇名(内將校一七名)合計八九八名であつた。ソ聯の死傷不明なるも莫大なものと推せられる。我軍は張鼓峰奪回の偉功を永久に記念する爲め、此峰を征勇峰と改稱した。而して畏くも天皇陛下より閣院參謀總長宮殿下に左の優渥なる御言葉を賜はつた。

今回の張鼓峰事件に於て將兵が困難なる情況の下に軍兵之に當り自重隱忍其任務を究むるは満足に思ふ御死傷者に對し哀悼の情に勝へず此旨將兵に申し傳へよ。



### 滿洲國の行政

總説

滿洲國は、順天市民の大會により昭和九年（康徳元年）三月一日をもって帝制を實施し、執政溥儀氏が登極し第一代の皇帝となつた。同時に年號も大同より康徳と改元された。

一般行政制度については、近代の中央集権的國家を形成せんとする體國の根本方針には依然として漏りはないが、しかし急激なる變革を行つて民心に深刻なる打撃を與ふることを避くるために、在來の行政體制中の時勢し得るものは存続する政策をとり漸々實行されて居る。即ち康徳元年三月一日臨時地方制度調査委員會が設置され地方行政の一大刷新について研究中だつたが成案を得たので康徳元年十二月一日より奉天、吉林、黑龍江、熱河の四省を廢して新たに吉林、龍江、黑龍、三江、濱江、間島、安東、奉天、錦州、熱河の十省を設けて國體を一新した。

同六月十六日地方行政機構の改革要綱を公布し七月一日より實施した。この中央地方を基とする行政組織の大改革は第一次の基礎建設時代を過ぎた滿洲國が第二次産業五箇年計畫に基き飛躍的發展を遂げんとする途に當り、これに即應せしめる爲め中央政府の統制力強化を一段と強め、同時に地方行政の機能強化すると共に従来の劃一主義の弊を是正し進歩的體制整備を圖つたものである。なほこれに伴ひ現地事情に即應し牡丹江省、通化省の二省が新設され従来の十省から十二省となつた。

法制方面では帝制實施と共に、政府組織法を改めその他相當の改正があつたが、治外法權撤廢を前に司法整備の工作に準備を急ぎ劃期的法院組織は康徳三年一月勅令第一號を以て公布され同施行法も同五月公布され七月一日より實施された。治外法權撤廢問題に關しては附屬地行政の返還に就いては日本政府の聲明と共に滿洲國政府では行政權、課稅權、司法權、警察權、營業法規等全般に互る調査を進め、康徳二年春各關係官廳部を網羅する治外法權撤廢準備委員會を組織し關東軍、日本大使館、關東局、滿洲國、滿鐵の共同委員會たる現地委員會および中央日本政府委員會と協力これが準備を急ぎ、康徳三年六月（昭和十一年）

治外法權一部廢止に關する日滿條約が締結された。即ち日本國民が帝國全領域において自由に居住往來し、農工商を始め公私一切の職業に従事することを得せしめたること、及び土地所有權等に關する一切の權利を享受せしめたること及び日本國民に對して滿洲國の課稅、法令その他に關する行政法令を適用することを定めたもので右條約は同年七月一日から施行された。更に殘餘の警察、司法、營業法規並に附屬地行政權の移譲乃至調整に關しては引續き日滿兩國間に於て調査研究が進められた結果康徳四年十一月一日（昭和十二年）殘餘の治外法權の撤廢並に附屬地行政權の全面的移譲が實施され、建國後僅か六年にして友邦日本國政府の絕對的支持のもとに名實共に完全なる獨立國家として青史に不滅の巨歩を印することとなつた。

### 組織法

康徳元年三月一日天意に依り溥儀執政が帝位に即かれ民主制國家が君主制となると同時に從來の政府組織法は廢止され新組織法が制定せられた。而してこの組織法は滿洲國家の組織及作用に關する成文の基礎法であり勿論近代的意義における憲法とは言ひ得ないが現在の國家の基礎法として所謂

實質的な憲法を爲すと言ふべく、また本法は其制定の手續の上から欽定憲法でありその點日本憲法と軌を一にすると言ひ得る。唯この組織法と雖も暫行的のものであり、憲法制定の嚆には當然廢止さるべきものである。

左に帝制後の滿洲國と帝制前の滿洲國との體制上の主要なる差異を示せば

- 一、以前の民主制を廢して君主制となしたること。
- 一、君主を神聖不可侵とし別に輔弼機關を設けたること。
- 一、軍令事務を一般國務の外に獨立別に輔弼機關を設けたること。

### 憲法

憲法は一國の據つて以て立つ根本法で國家の組織とその機能とを規定する。滿洲國は大同元年三月九日、國家成立のその日に敕令第一號政府組織法、敕令第二號人權保障法、敕令第三號「暫ク從前ノ法令ヲ援用スルノ件」を發布した。しかし政府組織法の前文は、政府組織法を以て滿洲國を統制する國政の根本法となし、將來民意を採取し、滿洲國憲法を制定するを俟つて直に廢止すると明記した。

政府組織法は康徳元年三月一日帝制實施に當り廢止し、これに代つて組織法の制定發布を見、且つ人權保障法の法文が改めら

れた。しかしこの代替及び改正は執政即位に伴ふ當然の處置で、從つて原法の根本精神は依然として残つて居り、この二つの法が現在滿洲國の憲法の如き作用をなして居る。

しかし滿洲國が當然たる獨立國として内外に重きをなし、正常なる發展を遂ぐるためにには憲法制定は急務であるから溥儀執政は執政就任に當り一箇年内に憲法を發布すべきことを表明した。しかるに右一箇年間に遂に發布するを得なかつたので大同二年三月一日建國一周年記念敕書を出して草創の際として政務多端、且つ匪害水災等のため實現し得ざりし所以を述べ、今後速に憲法の事宜を籌備修訂すべきことを宣し同日「憲法制度に關する敕書」を以て憲法制度を調査するため憲法制度調査委員會を置き鋭意準備中である。

### 皇帝及輔弼機關

滿洲國は建國と同時に前清の廢帝たる溥儀氏を推舉して執政としたが、天命定つて康徳元年三月一日皇帝の位に即いた。執政と皇帝の相違は大同元年三月九日敕令第一號「政府組織法」と、康徳元は三月一日發布の「組織法」とによつて明かである。即ち執政は全人民の推舉により統制權を總覽する

ものであつたが、皇帝は天命に據り至極の地位に就き元首として統制權を總覽するもので、こゝに滿洲國は國體を確立して不動の道に就いたわけである。

皇帝の大權は廣く統制權の總體であるが組織法に特記されたものは、命令制定大權（第七條）、第八條）官制、官更、官免及び俸給制定大權（第九條）、宣戰、講和及び條約締結大權（第十條）、陸軍、海軍、陸軍大權（第十一條）、榮典授與大權（第十二條）、恩赦大權（第十三條）、立法院召集及び會期延長大權（第二十一條）、法律豫算の裁可の公布施行を命ずる大權（第二十五條）等である。

皇帝の國務上の大權を輔弼し其の實に任ずる國家機關を國務總理大臣と言ふ。國務總理大臣は國務と關聯せざる軍統率の大權及宮庭大權とを除く一切の國務に就き皇帝を輔弼其責に任ずる機關である。國務大臣を除き皇帝の輔弼機關としては宮庭事務に關しては宮内府大臣、軍令事務に關しては治安部大臣があるが國務に關し多數の國務大臣の輔弼を認めず國務總理大臣たる單獨の機關を認めた事は滿洲國組織法の顯著な特徴である。なほ皇帝の輔弼機關としてはこの他に參議府がある。

### 帝位繼承法發布



組織法第一條第二項に基く帝位繼承に關する大典は建國第五周年の佳辰康徳四年三月一日公布され、滿洲帝國は今上皇帝陛下を帝祖としてその御子孫が永世滿洲帝國帝位を御繼承遊ばされることとなり、茲に滿洲國に於ける君臣の大義、國家の大經が確立されるに至つた。

帝位繼承法全文左の如し。

- 第一條 滿洲帝國帝位は康徳皇帝の男系子孫たる男子永世之を繼承す。
- 第二條 帝位は帝長子に傳ふ。
- 第三條 帝長子に在らざる時は帝長孫に傳ふ、帝長子及其の子孫に在らざる時は帝次子及其の子孫に傳ふ以下同之に例す。
- 第四條 帝子孫の帝位を繼承するは嫡出を先にし帝子孫の帝位を繼承するは帝嫡子孫に在らざる時は嫡子孫に傳ふ。
- 第五條 帝子孫に在らざる時は帝兄弟及其の子孫に傳ふ。
- 第六條 帝兄弟及其の子孫に在らざる時は帝伯叔父及其の子孫に傳ふ。
- 第七條 帝伯叔父及其の子孫に在らざる時は最近親の若及其の子孫に傳ふ。
- 第八條 帝兄弟以上は同等内に於て嫡を先にし庶を後にし長を先にし幼を後にす。
- 第九條 帝位繼承の身體に不治の重患あり又は重大の事故あるときは參議府に諮詢し前條に依り繼承の順序を換ふることを得。
- 第十條 帝位繼承の順位は總て實系に依る。

本法は公布の日より之を施行す。

陸海軍の概要

沿 軍 滿洲は由來匪賊の淵藪と云はれ、舊軍閥時代はその數二十四、五萬にも上ると云はれたが、建國の當初に於て國內の治安維持確保は焦眉の急務なりとして執政就任式舉行の大同年三月九日最初の官制發布の中に陸海軍條例を制定し陸海軍に關する軍政軍令の中央統制機關たる軍政部を設け、同時に地方に散在せる地方軍隊を一律に中央機關に隷屬統合せしめた。即ち最初の編成は陸軍は奉天、吉林、黑龍江、洮遼の四警備軍と海軍は江防艦隊とし何れも執政統率下にあつた。大同年九月十五日新京に於て日滿議定書が締結され、その盟約により日本軍隊は所要の兵力を滿洲國內に永久駐屯することとなり、これによつて陸軍は非常な強味を加へると共に、これが協力指導に基いて漸々實力を備へ、建軍時代、整軍時代の淘汰を経て全く面目を一新し現在の皇帝陛下親率のもとに名譽ある國軍として支那事變に際しては日本軍と協力して武勳を誇る程の精銳となつた。

編 成 國軍は皇帝陛下に直隸し、平時は國內治安の維持、邊境及江海の警備に當り有時に際しては盟邦日本軍と共同して國防に任ずる。全兵力八萬、之を中央直轄軍と七箇の軍管區よりなり陸軍及び江防艦隊に分ち、陸海軍條例に依り其の任務、擔任警備區域を定められ、治安警備上の絕對責任を負ひ國民をして王道治下に安居樂業せしめるものである。陸海軍凡ての軍令、軍政に關しては治安部大臣全軍の區處權を有し軍事諸般を總括してゐる。

- 各部隊の編成單位は旅を最大單位とし旅(旅團)、團(團隊)、營(大隊)、連(中隊)より成り連内編成は排(小隊)、班(分隊)より成る。兵種は歩兵、騎兵を戰闘主兵とし砲兵、工兵、輜重兵、憲兵其他より成り旅、團中には山砲、野砲、迫撃砲、重機關銃、輕機關銃等の部隊が配屬される、なほ國軍の官階は
- 將 官 上將、中將、少將
- 校 官 上校、中校、少校
- 尉 官 上尉、中尉、少尉
- 准尉官 准尉
- 軍 士 上士、中士、下士
- 兵 上等兵、一等兵、二等兵
- 軍醫將官 軍醫總監
- 軍醫校官 一—三軍醫校官
- 軍醫尉官 一—三軍醫尉官
- 軍醫少尉官 一—三軍醫少尉官
- 軍醫尉官 一—三軍醫尉官
- 軍醫校官 一—三軍醫校官

- 軍醫尉官 一—三軍醫尉官(以下略)
- 軍醫校官 一—三軍醫校官
- 軍醫尉官 一—三軍醫尉官(以下略)
- 軍醫校官 一—三軍醫校官(以下略)
- 海軍は兵科、輪機科、軍醫科、軍需科、軍樂科の五科に分れ官科は陸軍と同様上は上將より軍士官は少士(陸軍の下士に當る)まであり兵科以外の科は官階の上に各科目の名前が附せられる、兵のみは上兵、中兵、少兵、練兵の四等級がある。
- 江防艦隊の勢力 建國當時の艦艇は舊式軍艦利綾、利濟、江平、江清、江通の五隻を有し極めて微々たるものであつたが爾後大同二年、六五噸軍艦(大同、利民)二隻、一五噸砲艇(恩民、惠民、普民)三隻、康徳元年二〇噸砲艇(濟民)一隻、二七〇噸軍艦(順天、養民)二隻、更に康徳二年二九〇噸軍艦(定遠、親仁)二隻、計十隻の最新式武器搭載の精銳艦を建造し總艦數數十有五隻を算するに至つた。

中央 政府

建國當時執政治下に強力なる中央統一政權を確立、その後地方行政機構の一部改革、

帝政の實施をみたが、治外法權の全面的撤廢および行政權の移譲をみると共に、第二期建設期を迎へ、一方國際情勢の緊迫化に對處せしむべく康徳四年五月八日國務院會議の結果、中央行政機構の大改革を行ふことになり、之に附隨する諸般の人事官制改正を漸次公布、七月一日より實施した。この結果従来の國務院九部の組織を改め外務、内務、興安の三局及び治安、民生、産業、經濟、交通、司法の六部となした。

即ち中央政府は皇帝陛下に參議府、立法院、國務院、法院、檢察廳を置き、參議府は參議を以て組織し、法律、帝室令、勅令、豫算及び豫算外國庫負擔となるべき契約を爲すの件、列國交渉の條約、約束及び皇帝の名において行ふ對外宣言、重要な官吏の任免等に關する皇帝の諮詢機關である。立法院は法律、豫算案を議決する機關であるが未だ憲法の制定をなしたため立法院は召集されない。従つてこれ等は現在國務院で立案、國務院會議で決定、參議府の諮詢を經た後、皇帝の陛下をもつて公布される。國務院は諸般の行政を掌理する機關で國務總理大臣は輔弼の責に任ずる。國務院は治安、民生、産業、經濟、交通、司法の六部を以て組織し各部に大臣を置く。この外官房並に企画、主計、法制、人事、統計、弘報の六處を直宰する總務廳を置き、總務長官が國務總理の命により行政を掌る。又外務局、内務局、興安局の三局を置き外務、内務は長官、興安は總裁を置く。法院は法律により民事、刑事の訴訟を審判し、中央には最高法院及最高檢察廳を置き地方には高等法院、地方法院、高等檢察廳及び地方檢察廳を置く。この外に審計局を置き審計局長官は審計に付ては國務總理大臣の干渉を受けることなく、毎年審計の成績を上奏し又會計に關し特に施設改良又は處理を爲すべき點を認めたる時は隨時意見を國務總理大臣に提出する。又官吏養成機關としては大同學院、資源に關する根本的調査機關として日滿の權威者を網羅した大陸科學院が置かれてゐる。現在の統治組織系統及び首腦者氏名は左の如くである。



政治—滿洲國の行政

政治統治組織一覽 (康德五年十一月一日現在)



地方機關

滿洲國では中央政府機關の確立と共に地方行政制度の確立を期し建國以來、従来の地方制度の殘滓毒弊の廢除に努めてゐる。即ち殘存の封建的地方政權を廢して中央集

權制度を根本方針とし從來紊亂せる行政系統の統一請負制度の廢止、善政の普遍化を圖るため、冗官の整理を斷行し又因習の變除に勉め、一方従来の傳統は充分尊重すると同時に諸先進國の地方制度の長所を斟酌加味して省及び特別市、市、縣、制度を確

立したが更に康德四年七月一日より斷行された地方行政機構改革によつて牡丹江、通化の二省を新設すると共に省公署の權限を擴充、組織の改廢を圖り全面的に整備を行つた。

大同元年三月一日、滿洲國の獨立に伴ふ新政府の組織と共に、従来の奉天、吉林、黑龍江、熱河四省から軍政、財政の特權を奪ひ、次いで康德元年十二月一日地方制度の劃期的改革を斷行、四省を分割して奉天、吉林、龍江、熱河、濱江、錦州、安東、開島、三江、黑河の十省及び他に内蒙を興安東、興安西、興安南、興安北の四省に分ち十四省となし、更に同四年七月一日牡丹江、通化の兩省を新設して現在十六省となつてゐるが、今後地方行政の浸透徹底を圖るため、地域別漸進主義によつて適宜統合を行ふ方針である、省の組織は省長の下に次長を置いて次長を輔佐せしめ、官房の外に原則として民生、警務、實業、土木の四廳を置くことになつるが、地方事務並に事務の繁閑を考慮し、官房を除く全部若くは一部を置かざることも得せしめて徒らに形式に流れることを避けてゐるのは注目に價する、康德五年十月末日現在に於

ける興安四省を除く各省公署の分科組織は左の通りである。

- △奉天省 官房(庶務科、文書科、經理科、警備科、地方科、計費科、市政科、土地科) 民生廳(高等教育科、國民教育科、社會科、衛生科、警察科、醫務科、教育科、衛生科、警察科、醫務科、教育科、衛生科、警察科、醫務科)
- △吉林省 官房(庶務科、文書科、經理科、地方科、計費科、土地科) 民生廳(高等教育科、國民教育科、社會科、衛生科、警察科、醫務科、教育科、衛生科、警察科、醫務科)
- △遼寧省 官房(庶務科、文書科、經理科、地方科、計費科、土地科) 民生廳(高等教育科、國民教育科、社會科、衛生科、警察科、醫務科、教育科、衛生科、警察科、醫務科)
- △黑龍江省 官房(庶務科、文書科、經理科、地方科、計費科、土地科) 民生廳(高等教育科、國民教育科、社會科、衛生科、警察科、醫務科、教育科、衛生科、警察科、醫務科)

政治—滿洲國の行政

- △熱河省 錦州省に同じ。
- △安徽省 官房(庶務科、經理科、地方科、七地科) 民生廳(衛生科、實業各廳は前に同じ)。
- △開島省 官房(庶務科、經理科、地方科) 民生廳(實業各廳は前に同じ)。
- △三江省 實業廳(農林科、殖産科、拓政科) 官房及び民生廳(衛生科は前に同じ)。
- △牡丹江省 官房(庶務科、經理科、地方科、計費科) 民生廳(衛生科は前に同じ、實業、土木兩廳なし)。
- △通化省 官房(庶務科、經理科、地方科) 民生廳(文教科、社會科、農林科、工商科、職務科、土木科) 實業廳(警務科、教育科、衛生科、警察科、醫務科、特務科、衛生科) 實業、土木兩廳なし。
- △瀋陽省 官房(庶務科、民生科、警務科) 民生、警務、實業、土木各廳なし。

**特別市及普通市** 何れも管内の一般行政を掌り、市民に對して課税權を有する自治團體である。特別市にあつては直接民生部大臣をはじめ各部大臣の監督をうけ、普通市にあつては第一次的に所轄省長の監督をうける他、兩者は實質的に差異がなく、特別市は從來新京、哈爾濱の兩市であつたが這般の行政改革により哈爾濱は普通市へ降格し、現在では國都新京のみに限定されてゐる、康德五年十月末日現在に於ける普通市は左の十四都市である。

哈爾濱、奉天、吉林、齊齊哈爾、牡丹江、錦州、佳木斯、安東、撫順、營口、四平街、鞍山、遼陽、瀋陽、

縣 市と共に地方自治團體として建國當初から最も力を注ぎ、舊幣の變換、治安の整備、財政の確立或は民衆教化等の唯一の單位となり、縣政の合理化改善によつて今や全く面目を一新した、すなはち最近に於ける改革の跡を辿るに

- 一、市の新設又は區域の變更その他地方の特殊事情に應じて縣を廢合した(營口縣の廢止、遼陽、興寧兩縣の新設等の如し)。
- 二、縣參事官の名稱を副縣長に改め、縣長の輔佐機關たることを明確ならしめた。
- 三、副參事官、經理官及び經理官等の職を廢し、右職に在る者はその官に應じ事務を分擔せしむることとした。
- 四、劃一的組織を廢し、地方の人口、文化、經濟、治安等の實情に即應せしむるため、小縣の機構を縮小すると共に大縣の組織を擴充した。

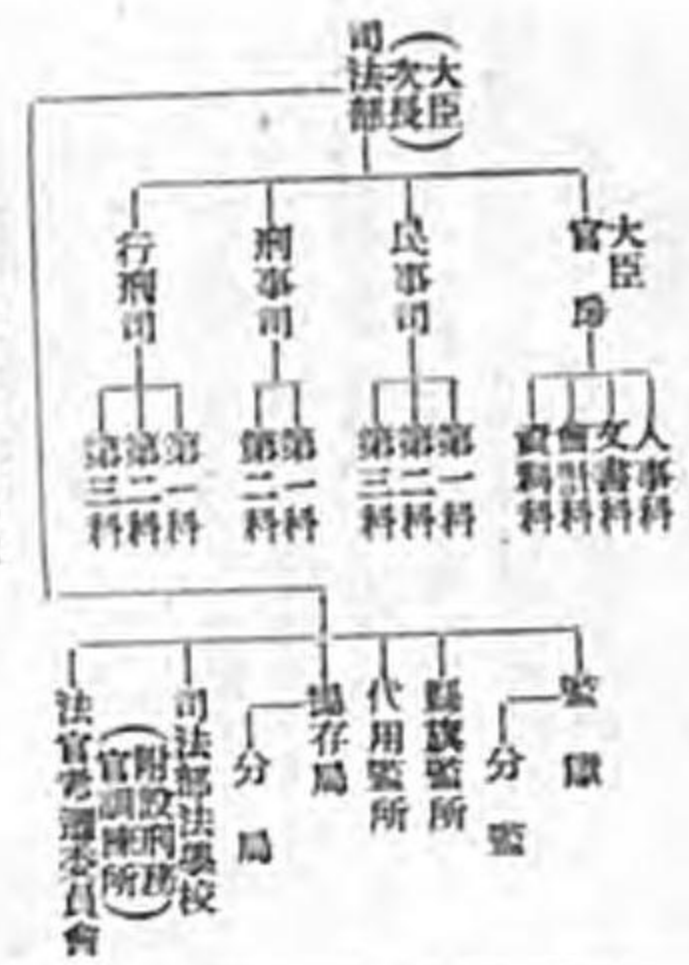
右のごとく地方自治の強化は刮目に價するものがある。

旗 旗は蒙古に於ける自治區域であり、又政治機關である。滿洲國は蒙人保護の趣旨に則り、旗制度を保存すると共に旗中に漢民族の侵入を防止するため、興安省各旗









司法機關系統表

裁判制度 現行判例制度は先進文明國と同じく強勁主義を採用し、法院を以て民事刑事の訴訟事件の審判並に法律の定むるところにより非訟事件及びその他の事件を管轄する機關とし、檢察廳を以て偵査及び公訴の實行、刑事裁判の執行指揮並にその他法令の定むる事項を掌掌する機關とし、裁判

は四級三審制に依據してゐる。四級とは區法院、地方法院、高等法院、最高法院の四階級を指し、三審制とは區法院を第一審とし地方法院を第一審とし高等法院を第一審とし最高法院を第一審とし高等法院を経て最高法院を終審とするものであるが、此の兩者の區分は前者を區事件と云ひ、後者を地方事件と云ひ共に法院組織法の定むる事物の管轄の規定によるものである。

法院 (一) 區法院 日本の區裁判所に該當、民事事件については訴訟物の價額に二千萬を超過せざる事件、建物の賃貸借に基く訴訟事件、占有權に基く訴訟事件等の第一審並に法律に別段の規定ある場合を除く外の非訟事件を、刑事事件については他の法院即ち地方法院、高等法院、最高法院の管轄に屬せざる事件の第一審を管轄するが、凡て審判は單獨の審判官により行はる。

(二) 地方法院及其の分庭 日本の地方裁判所に該當、第一審としては民事事件につき區法院の管轄に屬せざる訴訟事件及び破産事件とし、刑事事件については重罪に該當する事件及び輕罪中情節嚴重なる事情にして禁錮以上の刑に該當する事件を管轄し、また第二審としては區法院の判決に對する控訴

事件及び區法院の判決以外の裁判(高等法院の管轄に屬するものを除く)に對する抗告事件を管轄する。而してその審判は第一審は單獨審判官により第二審は審判官三人を以て組織する合議庭によりなされる。又地方法院の事務の一部を處理するため必要なる地方には部令により分庭を設けることが出来るが、その權限は地方事件の第一審を取扱ふに止り第二審は取扱はれない。

(三) 高等法院及其の分庭 日本の控訴院に該當する、第一審としては刑事事件の内亂罪背叛の罪を管轄し、第二審としては民事、刑事共に地方法院の第一審判決に對する控訴事件及最高法院の管轄に屬するものを除く地方法院の第一審として爲したる判決以外の裁判に對する抗告事件を管轄し、更に第三審即ち終審としては、地方法院の第二審判決及區法院の判決に對する上告事件、地方法院の第二審として爲したる判決以外の裁判に對する抗告事件及區法院の判決に對する上告事件を管轄するが、審判に際しては審判官は三人を以て組織する合議庭に於いて之を行ひ、その終審として爲したる裁判にして、法令の解釋を宣示したるものは當該事件につき下級審を驅束する。高等法院にも分庭がありその設置は必要により大臣これを行

ふもので地方法院分庭と同じく獨立の官廳ではなくその組織權限は第二審の場合と同様であり第三審は取扱はれない。

なほ高等法院の爲すべき所管事項中、縣司法公署、管理司法公署、承審廳等の爲したる刑事事件の覆判がある、上訴の取下りたるもの又は上訴不合法なる爲め第二審の實體上の覆判を經ざるものは凡て覆判を爲す規定であり、これによつて變則的の覆判の補救方法を設けてゐる。

(四) 最高法院 唯一至高の合議法院、日本の大審院に該當する。その裁判は常に終審裁判であつて通常手續では不服を申立てることは出来ない。故にその裁判を争ふ途は再審と非常上告(但し刑事のみ)があるばかりである。而してその事物の管轄は第一審(終審)として大逆罪に該當する刑事訴訟事件並に高等法院の判決及地方法院の第一審判決に對する上告事件、高等法院の第一審又は第二審として爲したる判決以外の裁判に對する抗告事件及地方法院の爲したる上告却下の裁定に對する抗告事件を管轄する。大逆罪を最高法院の管轄としたのは、犯罪それ自身が特別の大罪なるが故に迅速に裁判を確定する必要があり、且又上下法院に於いて國家の意思が二、三に表現せらるるのを防止せんとする趣旨に出たものである。審判は普通五人の審判官を以て組織する合議庭に於いて行ふことになつてゐる

が、此の外に最高法院特有の審判權行使方法として聯合審判制度がある、之は最高法院が法令の解釋に關し前に爲したる裁判と異なる裁判を爲さんとするとき開くものであつて、事件の性質に従ひ民事聯合庭、刑事聯合庭、民事刑事聯合庭の三庭に分れてゐる、而してその終審として爲したる裁判にして法令の解釋を宣示したるものは、當該事件につき下級審を驅束する。

檢察廳 彈劾主義に於ける檢察廳は檢察權行使の主體を爲す官廳として、審判權を行使する法院と對置の關係に於かれてゐる、日本に於いては檢察局は各裁判所に附置されてゐるが、滿洲國に於てはこれに倣はず獨立の官廳として區法院に對して區檢察廳を、地方法院に對して地方檢察廳を、高等法院に對して高等檢察廳を、最高法院に對して最高檢察廳を夫々對置せしめ檢察一體の原則により檢察權の完備を期してゐる。

變則的司法機關 茲に所謂變則的司法機關とは法院組織法の適用を受けない縣司法公署、兼理司法公署、承審處、縣旗公署審判署を總稱するものであるが、是等の制度は法制上又は事實上行政官たる縣旗長の制肘を受くる點に於いて制度上の一缺陷と云はなければならぬので、司法部に於いて

もこれが正式司法機關への早急改組計畫を進め、重點主義により康徳四年度以降四箇年を以て完了すべく之が改組に着手し、康徳四年度分第一次の改組は既に終了し五年度に於いては三十箇所の縣旗司法機關を改組し新に區法院二〇、地方法院分庭(分庭)七を設置したので、斯かる變則的司法機關も遠からずその影を没して名實共に完備なる司法制度たらしめ得る日も近きにありと期待されてゐる。因にその制度の概略を示せば次の如くである。

(一) 縣司法公署 民國六年公布の「縣司法公署組織章程」に依り正式法院設置前の過渡的辦法として比較的重要な縣の縣公署内に設置されたものであつて、その縣内に於ける區及び地方事件の第一審を管轄する。即ち正式法院にては區及び地方事件は夫々別箇の機關に於いて審理されてゐるが縣司法機關に於ては兩者とも審理する。但し審判事務は審判官之を掌り、檢察事務は法制上は縣長が行使する定めであるが、事實上は縣長補佐の任にある檢察官が之を行使してゐる。

なほ檢察事務に關しては康徳三年六月二十六日勅令第四百二號「檢察事務處理章程」に依り日人職務指掌官をして檢察官の職務を處理せしめ得る特別があり、その成績極めて優著なるものあるので改組完了す



此の制度は擴大化する方針である。

(一) 兼理司法事務 民國十年公布「修正縣知事兼理司法事務暫行條例」に依り、法院又は縣司法公署の設けなき各縣の縣公署内に設置せられ、其の縣内に於ける區及地方事件の第一審を管轄する。審判、檢察事務とも縣長に委任せられてゐるもので、此の點未だ民間主義の殘存を有してゐるが、事件の審理に付ては助理者として承審員を置き、區事件に限りその責任の下に獨自の審判を行ひ得る定めである。

(二) 承審處 遼寧河省管内に於ける制度である。即ち民國十九年の「熱河省各縣承審處暫行規程」に依るもので、その縣内に於ける區及地方事件の第一審を管轄し審判事務は承審により、檢察事務は縣長により夫々處理せられてゐる。

(三) 興安省縣旗公署審判署 康德四年九月一日、勅令第二百六十號の「暫行興安省審判署條例」に依り、興安各省の旗又は縣に設置せられたものであつて、その旗又は縣内の區及地方事件の第一審を管轄し、審判は審判員に依り行はれ、檢察事務はその對置の檢察官に於ける檢察官により處理せられてゐる。元來蒙古には正式司法機關の設置なく裁判は概ね蒙古王公の專断に委ねられてゐた。之は該地に於ける蒙古民族

が部族を以て單位とする社會生活様式を採り、滿漢兩族とは著しく異り、特別の法域として大同二年勅令第八十一號の「興安省處理司法事務暫行辦法」により特殊の取扱ひをなしたつたが、その後種々調査の結果、別箇の取扱をなす必要なしとの結論に達し、且將來は全部正式法院に改組する前提の下に、前記の如き「暫行興安省審判署條例」を公布し以て審級の關係に於いて正式法院に關聯せしめたものである。

行刑制度 監獄は監獄法の規定に従ひ司法部大臣の監督下に於いて、受刑者の教化保護に努めてゐる。監獄法は康德四年十一月二十九日公布、同年十二月一日より施行せられたがその骨子は次の如くである。

一、未決刑務所及び刑務場は區を設けて之を監獄内に附設する。  
二、刑の執行に付ては勸導を主とする教育刑主義を基調とする。  
三、行刑に於ける懲行主義は規律保安に當る限り適當に緩和する。  
四、處罰方法に彈力性を加味する。  
五、受刑者の自治的精神を養成せしむるに當るなる罰則を規定せらる。但し受刑者の自治は女性に適用しない。少年及婦女受刑者に對する處罰に付特別に考慮する。  
六、刑罰方法は主として補償を採り之に罰則を配する。

ト、教育は倫理を基礎として行ふが、信教の自由は之を確保する。  
チ、教育は社會生活に必須な知識及技能の付與を以て目的とする。  
リ、衛生施設を改善する。  
ニ、書翰及視聽の權利に付ては特に教化及再教育の保護に關する點を考慮する。  
ハ、監獄及刑務所に於ける非人道的若くは非衛生的な手段を排除する。

而して現在全國に於ける監獄は、監獄及其その分監、縣監所、代用監獄の四種に區別せられてゐる。即ち監獄は地方院の所在地に設置し、區法院の所在地には分監を設置するを原則としてゐるが、區法院の所在地と雖も事件數少く専任檢察官の配置なき箇所は、警察留置場を以て監所に充當する。又縣監所は未だ改組を經ざる縣旗に残存するもので興安省管内に於ける分は近く改組の豫定であるが、其の他のものは縣司法機關の改組と共に當然廢止せらるべき運命にある、結局將來は監獄、分監代用監所の三種に統一されることになる。

司法制度整備

審判機關の整備 部分的には建國直後より

り實施されて來たが本格的に整備に着手したのは康德三年度の法院組織法(日本の裁判所構成法に該當する)實施以後である。由來滿洲國に於ける司法機關には法院編制法及北滿特別區法院編制條例による正系法院、並に「縣司法公署組織章程」による縣司による縣司法公署(縣知事司法事務暫行條例)による兼理司法公署、高等法院の權限によつて設けられた舊吉林省管内の承審處及「熱河省各縣承審處暫行規程」(何れも民國以來の法令なるも滿洲國は大同元年勅令第三號を以て暫く之を援用した)に依據する舊熱河省内に於ける承審處、前清時代の大清會典、刑部院則例等を援用しつゝあつた興安各省審判機關等の審判機關があり、内容に於いても極めて複雑多岐、刷新整備せらるべき多くの缺點を包蔵して居たもので之が整備統一は司法制度確立上最も急を要する問題として直に研究に着手せられ部分的には、法令に據らず設置されて居た舊吉林省内の承審處を廢し、根本的には法院組織法の改正を企圖し關係各機關の十數次に亘る審議の結果、成案を得て康德三年一月四日勅令第一號を以て法院組織法を公布、更に此の組織法附屬の各種法規も相次で公布せられ並に本法實施の準備全く整つたので、勅令第八十五號を以て康德三年七月一日より

り實施する旨公布され、同時に正系法院の第一次改組が行はれた。その改組の要旨は  
一 正系法院二省(熱河省及遼寧省)の設置  
二 北滿特別區及興安各省の司法機關は翌年度以降に於いて改組する。  
三 従来の地方法院及その分庭所在地には概ね新法院組織法に即する地方法院及その分庭を置く。  
四 北滿特別區なる特殊區域制度の廢止。  
五 縣司法機關及興安各省の司法機關は翌年度以降に於いて改組する。  
此の法院組織法實施による最も顯著なる變革は、從來簡易案件と稱して居た初級案件(新法では區事件と稱してゐる)の事務の管轄が著しく擴大せられ、且これを審理すべき區法院が獨立の官廳として新設せられたことである。次で康德四年、變則的司法機關たる縣旗司法機關の改組が實施せられた。これ等は行政官たる縣長、旗長等が審判事務に關與すると云ふ特點を有する點に於いて司法制度の缺陷を云々せられて居るのでは是等の變則的司法機關を早急に正式法院に改組することは完全なる法治國たらしむる必須條件たるのみでなく、治外法權撤廢の前提條件でもあつた。故に司法部當局は建國直後よりこれが可及的速かなる改組を企圖し先づ地方の民衆、風俗習慣、經濟事情等を詳細に調査し、最も適正妥當なる計畫を立案する必要があるから數人を以て一組と

する調査班數組を組織し、程度に互つて全國各地に派遣し凡ゆる角度よりこれが詳細なる調査を實施した。殊に蒙古地帯に於ては理藩院則例等の如き全く異なつた法令が適用せられて居たので、之を廢止して全國劃一的に統制することの可否に付き調査せしめた結果、之を區別する必要なしとの結論に到達、茲に全國の特殊の司法機關を一舉に改組し名實共に法治國として確かしからぬ形態を遂げんと企圖したが豫算の關係上遂に四箇年計畫に變更するの止むなきに至つた。  
即ち康德四年度に於いては人事費五十二萬圓、物件費三十一萬二千圓餘、更に興安省の分として別に三萬九千圓、合計八十七萬一千圓を以て改組を實行することにした。而もその改組は治外法權の撤廢を目途とし重點主義による改組、即ち外國人の最も多し居住する地方、鐵道沿線の重要都市、近き將來に於いて急激なる發展を豫想せらるる地方、事件數の多い地方等を優先的に改組することとした。結果同年九月一日を以て司法公署一〇、兼理司法公署三五、承審處五、縣監署五、五縣監署を改組し四〇區法院を新設した。更に地方法院の管轄區域の合理化を圖つて開原、海龍、遼源、呼蘭、海倫、依蘭、拜泉の七地方法院を廢止し、新に四平街、黑山、赤旗、牡丹江、佳木斯、克山、開河、海拉河、扎蘭屯、通遼、開山の十一箇所に地方法院を設置し且つ興安各省の地方法院所在地、並に檢察院の遷移、牡丹江兩省公署所在地にも高等法院の分庭を増設した。



これにより康徳四年來に於いて改組せらるべき縣裁判法機關は合計九十八箇所並に省外蒙旗二箇所の計百箇所となつたが康徳五年に於いては更に三箇年計畫を以てこれが改組に着手、同年度は物件費十三萬五千圓、人件費廿六萬圓計三十九萬五千圓の豫算を以て民族關係の錯雜せる地方、移民地區、重要な國境地帯、その他鐵道沿線の重要地區に改組目標を置き、司法公署四、兼理司法公署二〇、承審處四、省外蒙旗二合計三〇を改組新に區法第二〇地方分庭(處)七を設置したが六年度以降に於いては更に殘されたる縣裁判法機關を引續き重點主義により改組する方針である。

行政機關の整備 建國前の滿洲に於ける監獄は、勸導懲戒の所謂懲報主義に依り單に犯罪者の自由を束縛し苦痛を與ふるを以て足れりとして居た、從つて監獄の建築、設備、教育、衛生等の如きにも考慮せられず、隘隘たる牢獄であつた。故に司法部では司法制度の改善と併行して鋭意之が整備に努力した。由來滿洲に於ける行刑機關に新監獄、舊監獄、新看守所、縣監獄等種々の名稱を有し且各異なる規則を有したもので、統制上に於ても妙からざる支障を來して居た。故に先づ之を統制する爲に、新に監獄官制を公布したが、本官制は當初新監

獄にのみ適用し、その他の行刑機關には及ばなかつた。

その舊監獄司法機關の改組と同時に、將來監獄司法機關の改組により廢止決定の場所、及び與安各省内の監獄官制を除く地方の監獄は一律に改組して分監とし、監獄官制の適用下に置くことになつた。故に前述の如く刑の執行は勸導を主とする教育主義を基調とし、それに強制力を加附せる處遇方法により受刑者の自治的精神を醸成せしめ、社會生活に必須なる知識技能等を受け以て釋放後の生活を考慮し、更に衛生施設を完備し、懲罰及戒護に於ける非人道的苦くは非衛生的手段を排除して、改組監獄の實地を改善することに至り行刑制度の整備にも著しい進展が認められる。

右の内作業教育及び衛生施設の改善に付ては建國當初より特に意を用ひ工場の新設、作業技上の配置を行ひ、受刑者の保健に資し且刑期満了後に度ける社會生活に不安なからしめんことを期し、既に二十二監獄一分監には相當大規模の作業教育が實施されてゐる。また治外法權撤廢後、外人を收容すべく奉天に新築された奉天第二監獄には木工、印刷、洋裁等の機械作業を實施すべく既に諸般の設備を完了し以て受刑者の釋放後に於ける生活に就き充分なる考慮が拂はれて居る。因に康徳元年以降各年度別の監獄作業生産高を示せば、次の如く飛躍的な數字を示してゐる。

年度別監獄作業生産高

Table with 3 columns: 年度別 (Annual), 生産高(單位) (Production High (Unit)), 備 (Remarks). Rows include 康徳元年 (1931), 康徳二年 (1932), 康徳三年 (1933), 康徳四年 (1934), 康徳五年 (1935).

法規の整備 滿洲國はその建國直後に於いて教令第三號により「暫く從前の法令を援用するの件」を公布し建國の主旨、國情及法令に抵觸せざる條項は一律に之を援用して來たが、之は云ふ迄もなく建國早々の際既に於ける已むを得ざる一時的應急辦法であつた。故に滿洲國固有の法典を制定し以て滿洲國建國の主旨並に國民生活に適合せしむることは司法制度の確立と相俟つて最も急を要する問題であつた。そこで司法部では立法の可及的速かなる完成を企圖し大同二年春、部内に法令審議委員會を設置し委員を任命してその準備に着手したが、最も進歩せる法律、最も國情に適應せる法律を制定せんとするには廣く専門の人材を網羅する必要ありとし、參事官制度の設置を見、新進の人材を日本司法省に求め、司法部及在京各機關日滿職員協力の下に各その専門的部門に關つて、法院組織法、民法、商法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の主要法規を始め、親族相續法及び人事訴訟手續法の一部を除き其他凡ゆる法規の制定立案を擔當せしめ、更にその完備を期する爲に日本に於ける斯界の權威を審核に委嘱して、新興國家の法典として斯界に誇り得る

ものたることを目標とした。審核の諸氏及其の擔當部門は次の如くである。

滿洲國司法機關總數

(康徳五年九月一日現在)

Table showing the total number of judicial organs in Manchuria as of September 1, 1935. It lists various courts and their counts.

區司法機關一覽

(康徳五年改組九月一日現在)

Table listing judicial organs by district (區). It includes names of districts and the types of courts established there.

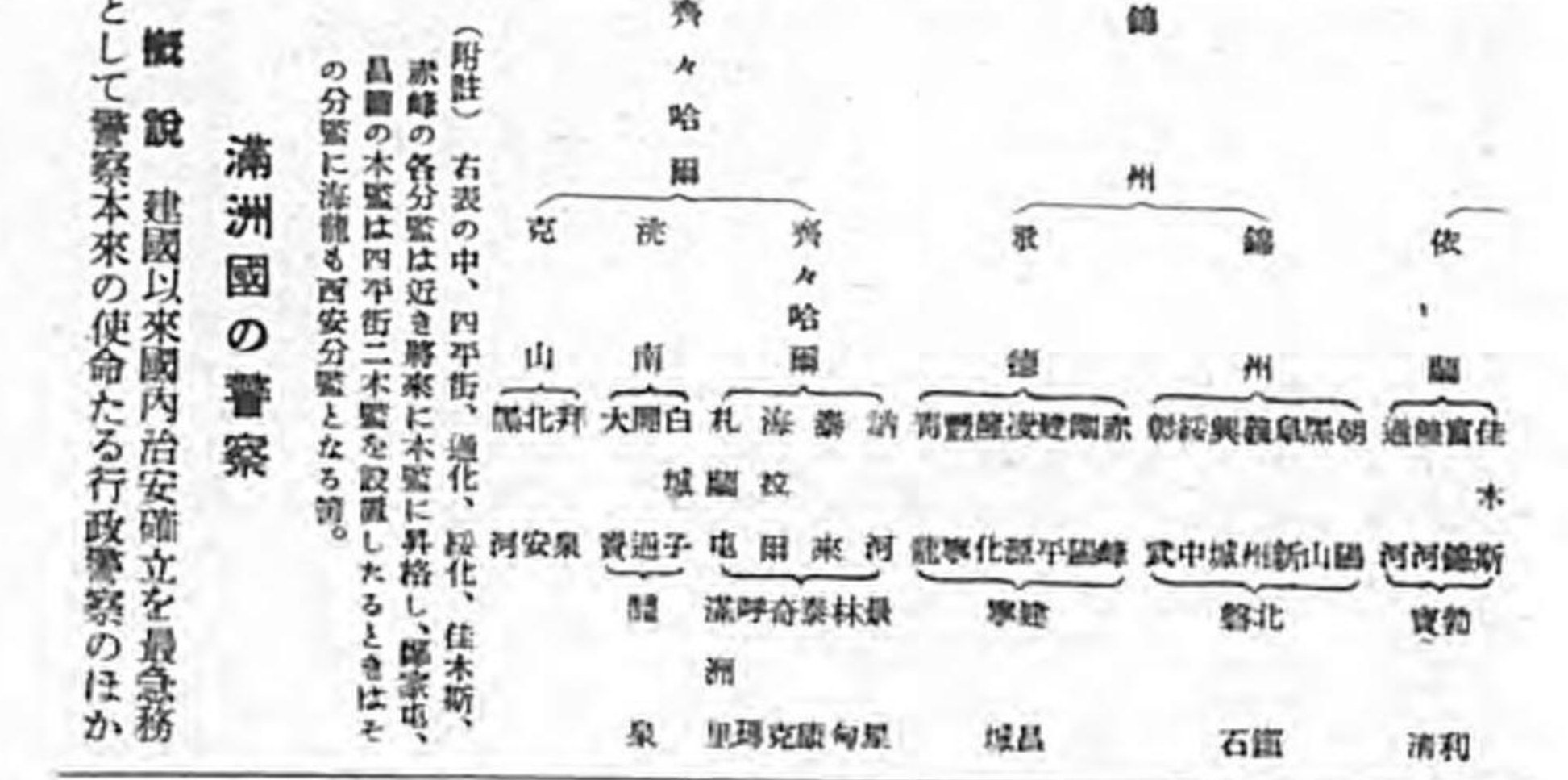
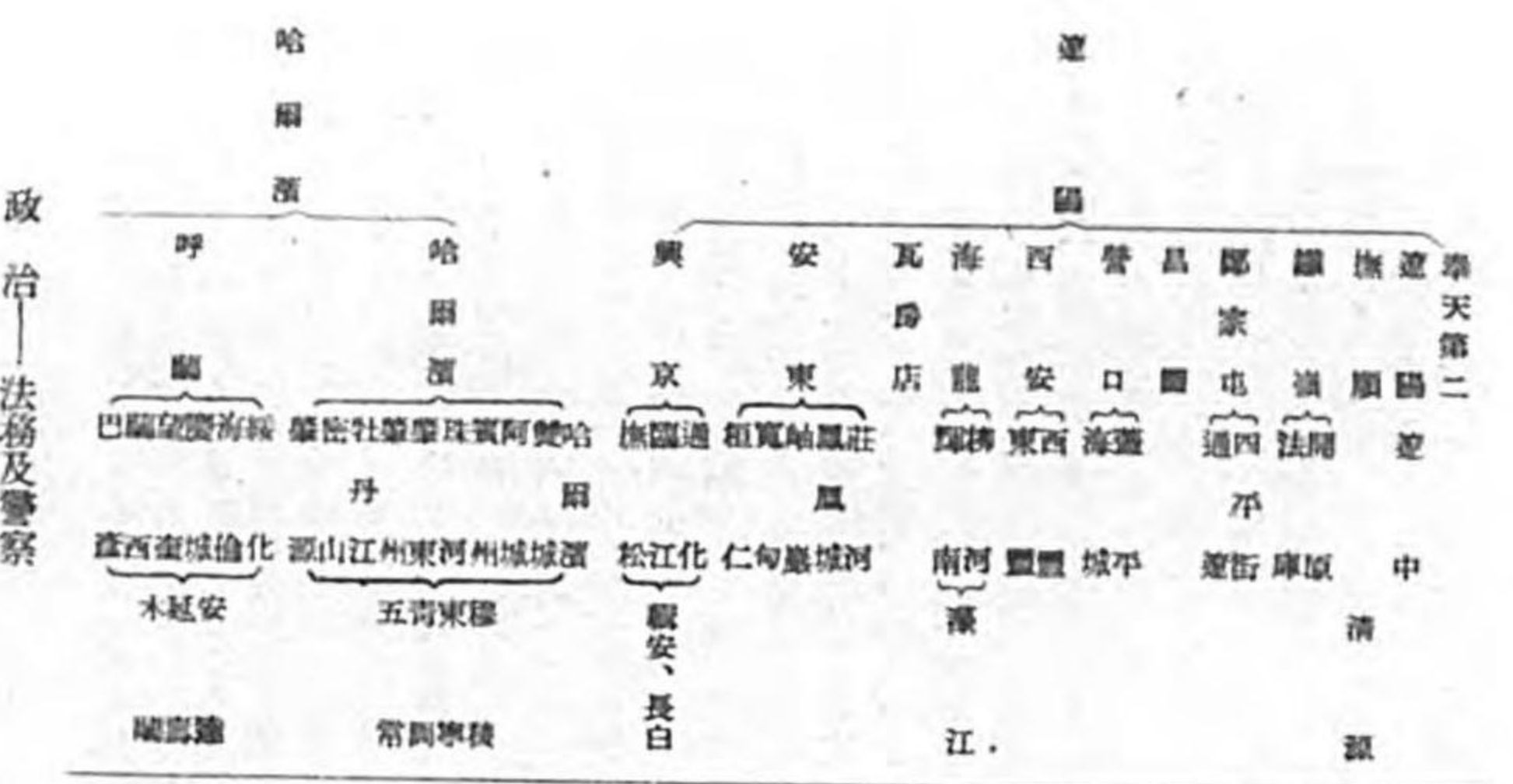
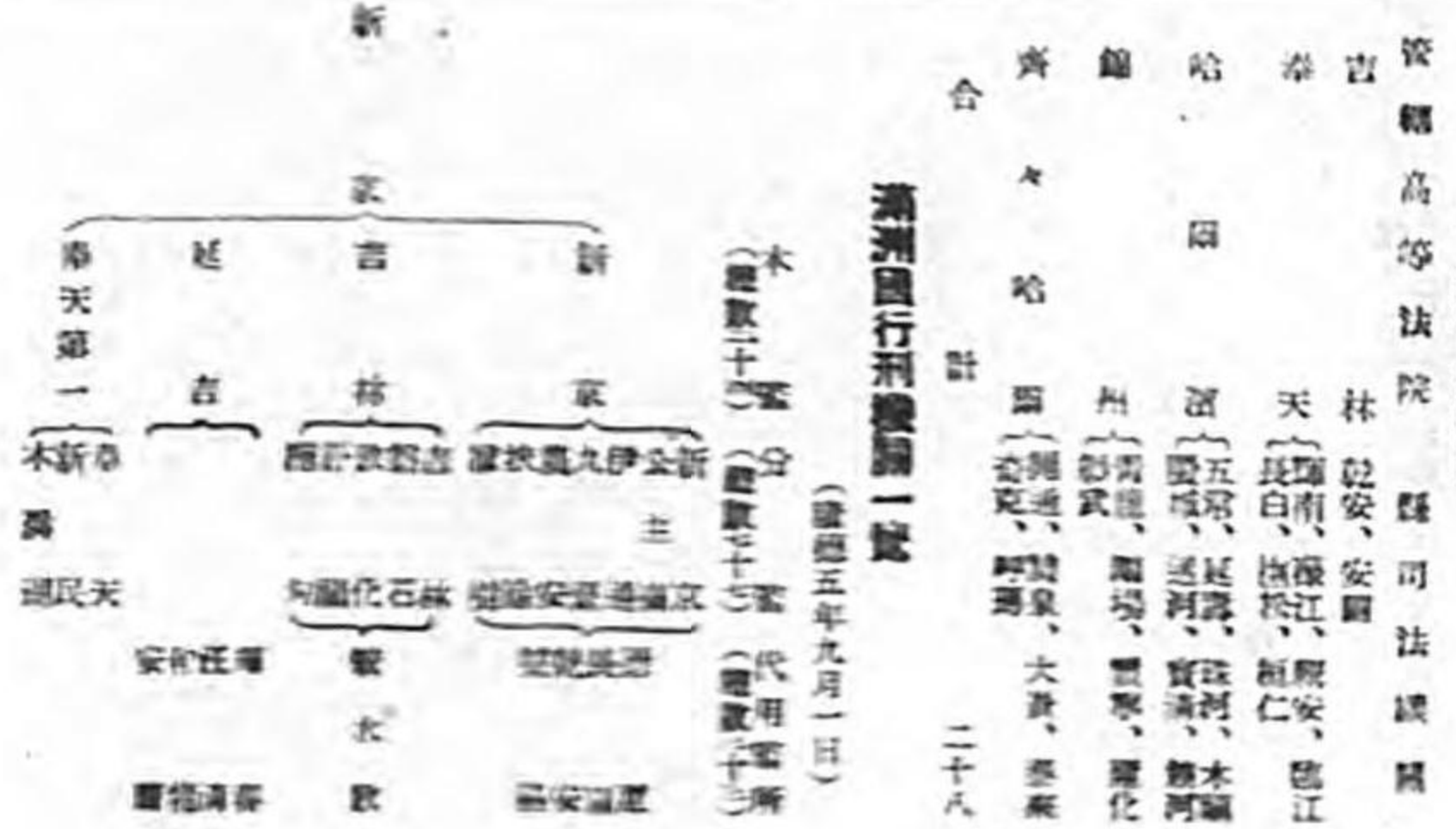


政治—法務及警察



註一、軍地法院は軍地方法院の管轄區域に變更す、  
 二、克山區法院の管轄下に在る他縣は龍巖區法院の管轄に變更す。

康徳八年度内改組總定の縣司法機關



國境、游動、特殊各警察隊を民政部に併置し、康徳三年四月之を時の軍政部の所管に移し、本来の行政警察に還元、更に治外法權撤廢附屬地行政權の全面的移譲に備へて中央、地方の警察機構の整備充實を圖り治安の確立、警察行政の刷新に必須の要素たる人的、物的の面目一新策を樹て適材適所主義の下に幹部の異動、日系警察官の増補、下級警察官吏の教養訓練、舊制度の改革、警備機關の新設充實、法令の改廢等諸懸案の實施に努力、康徳三年十一月治廢並に行政權移譲の時期決定するや日本側諸機關と連絡、警備力の配備其他の施設狀況等詳細なる調査を開始し、接收時に於ける各般の準備に遺憾なからしむるの外、同四年七月國內警備機構の統一強化を圖るため軍警を統合して治安部となし陸軍武官を長官とせる二位一體制を實施、次で十二月一日日本側警察機關の全面的接收を完了、茲に初めて全滿一貫せる強力なる警察機構の整備を見、現在に至つてゐる。

**警察機關 (一) 中央機關** 建國以來國務院各部官制により全國の警察に關する事務は民政部大臣之を掌理し(但興安各省を除く)警務司に於いて之を掌理して居たが、康徳四年七月一日の全面的行政機構の大改



政治—法務及警察

革により全国の警察に關する事務中衛生に關する事務は民生部大臣の其他全警察事務は治安部大臣のそれ、掌理するところとなり(興安各省も含む)警務司に於いて一般警察行政事務を、民生部保健司で衛生事務を管掌してゐる、警務司は更に警務司、警備科、特務科、檢問科、保安科、刑事科、督察科、兵事恩賞科の八科に分れてゐる。

(一)首都警察廳 康徳四年七月一日の行政機構改革により國務院直轄の警察行政機關として治安部大臣の指揮監督を受けつゝ、専ら新京特別市區域の警察事務を掌つてゐる。建國以來國都新京並に哈爾濱は一は國都としての重要性により他は北滿唯一の大都市にして政治、外交、經濟、交通の中心地たるに鑑み此の兩地に特別市制を實施し民政部直轄の警察廳を設け前者に新京特別市及長春縣、後者には哈爾濱特別市を管轄せしめて警察事務を掌ることになつてゐたが、康徳四年七月の行政機構改革により特別市制は國都新京にのみ實施、同時に哈爾濱は普通市に改められ省長の直屬となり首都警察廳は治安部大臣の指揮監督下に入ることになつたのである。

に鑑み民政部直轄の特殊警察隊を設け、國境及海邊に於ける警備、不正入國密輸取締りを行ひまた主要地區の急速なる治安恢復を計るべく之れ亦民政部直轄の游動警察隊を設け管内の游動警戒を行つたが、逐次その必要性も薄らぎたるため、後者は軍部に移管し前者もたゞ治安部直轄の海上警察隊を營口に存置せるほか特殊警察隊に改編し夫々縣警察官として如上の目的を遂行現在に至つてゐる。

に準すべき地、及康徳四年七月一日行政機構大改革により普通市となりたる哈爾濱は政治外交經濟交通の中心にして治安政策上の重要性あるに鑑み省直轄の強力なる警察廳を設け夫々警察事務を掌らしめて居るが、同年十二月一日の治外法權撤廢行政機構により新に撫順、遼陽、鞍山、四平街、鐵嶺、營口の六地に省直轄の警察廳が設けられた。

滿洲國警察の組織系統表



警察官吏の教育訓練 (一) 警察訓練 警察官の教育訓練として地方警察學校並に中央警察學校あり、中央警察學校は最高の警官學校で現職警察官の下級幹部(警佐、警尉)中優秀なる者を選擇しこれに警察訓練に關する高等學術並にその運用を教授し修業年限は一年とし地方警察學校は新任用者を收容して警察官として必要な警察、消防、衛生等に關する學術及び運用を習得せしめ、その教育課程は四年である。その他特種教育としては滿洲國警察官中成績特に優秀なる者を選り日本の最高警察教育機關たる内務省警察講習所に一ケ年間の留學せしめ警察制度及警察法令の研究をなしてゐる。

と共にその服務規律を厳正ならしむるため、不正行為あるもの、國民政府、憲政に内通する者を除いては濫りに免職することなく、且つ服務規則を公布これに準らしてゐる。

治安關係保護 (イ) 留問工作 日滿軍警協力に成る對面留問工作の繼續と實施工作の徹底に依り匪類は漸減し、三江省木都嶺地帯游動警戒地、間島省、東邊三角地帯の一部に少數の匪類を殘すのみとなつたが、これ等は屢時の討伐に依り漸次分散し多く各都府地に流入せる傾向あり、この方面の警察官の活動に就ては常に各警察官を奮勵し保安の萬全を期してゐる。



政治—法務及警察

せしめ内務省を行ひ、取締を履行してある、輸入出... 他に警察官もまた同種重要な職務を行つてある。

(3) 活動フィルム取締 活動フィルム取締に就ては地方官に於いて行つたが、映画の発展に伴ひ利用... 之が濫用防止の制定と共に中央に於いて統一實施してある。

(4) 外事警察 国内進出開港場の保護と共に、經濟上の發展は漸次列國の注視を受け、各種投資の用... 査を行ひ獨逸の外人の國內視察旅行を歓迎する一方、不良外人の國內視察阻止を期して、居り且下瓦房、安東、營口、山海關、古北口、瀋陽、瀋陽、綏芬河、赤峰、圖們等の各開港場に於いて視察査査を實施中である。

保安警察關係 (1) 保安事務の改善 近時一般警察官の素質著しく向上し、加之治外法權保護を期し、諸取締法令の制定に伴ひ、舊來の慣習法令は漸次撤廃され、保安事務の改善は飛躍的の進歩を遂げるに至つた。

(2) 交通取締 各都市人口の急激なる増加と近代交通網の發達、交通量の増大は是れを以て交通事故頻發の虞あり、中央に於ては道路交通取締基準を制定し、暫行的取締を履行しつ、あつたが交通取締規則の制定を見るに至り之が徹底と諸施設の完備促進に努めてある。

(3) 消防警 官設消防の制度を採用し既に常設消防署を各都市に設け漸次他の都市に對しても之が新設完備に努めてある。

治外法權保護と警察行政 治廢と同時に

從來の鐵道附屬地警察行政權と領事館警察行政權は滿洲國に移讓され、之に伴ひ關東局警察官の大部分は滿洲國入りとなし三十二年間に互る光輝ある歴史を終幕を告げたのである。その引繼状況は左の如くである。

警察機構 (1) 新京附屬地の日本側警察は首都警察廳の轄下警察署ならしめ附屬地外市内所在のものはその地所轄の滿洲國警察署に既ね現状の體之を統合し、滿洲消防隊は新京消防署に統合した。

(2) 奉天附屬地日本側警察署と滿洲警察署とは統合して奉天警察署とし、その下に附屬地を管轄する警察署を置くことにした。附屬地外市内所在の日本側警察署はその地所轄の滿洲國警察署に既ね現状のまゝ之を統合し滿洲消防隊は奉天消防隊に統合した。

(3) 左記附屬地内所在の日本側警察署は新設設該市區域内の日本側警察署と合併せしめ警察署として直轄の警察機構とした。安東、營口、撫順、鞍山、遼陽、四平街、鐵嶺、これ等警察署の管轄區域は市の區域と一致せしめ、新警察署下には安東及營口に水上警察署を置くの外警察署を設けず、而して引繼員の配置は既ね引繼當時の現狀に依りて之を定めた。なほ上記各附屬地の滿洲消防施設は夫々該市公署に引繼した。

(4) 左記附屬地所在の日本側警察署は原則として當該附屬地滿洲國警察署と合併せしめ、警察署となし歸に管轄せしめ引繼員の配置は既ね引繼當時の現狀に依りて定めた。龍泉、公主嶺、木蘭湖、瓦房店、海城、鳳凰城、蓋平、龍家屯、開原、遼寧、遼陽、鄭家屯、右等警察署の管轄區域は治安維持その他

の必要により當該區域の外その他の附屬地を含み、その區域は既ね附屬地に接續する滿洲國警察署の管轄區域が擴張される。前記の各附屬地に於ける日本側消防施設はそれら當該街公署にこれを引繼した。

(5) 前記各項以外の附屬地内及附屬地外所在の日本側警察署は原則としてその地所轄の滿洲國警察署の機構中に合流した。

警察職員引繼配置 關東局及び大使館より警察關係への引繼職員は總計四千八百八十三名(職員備入を除く)でその引繼配置は次の如くである。

(1) 職員は原則としてその總滿洲國側に引繼いた。(2) 在住日本人の保護の程度を低下せしめざることを、引繼職員に不安の念を興へないこと等のため引繼職員配置は原則として現状のまゝとした。また附屬地内派出所勤務員は日系警察官を基項としたのであるが、尚若干の滿洲國職員を配し附屬地に接續する附屬地外派出所には居住日本人の多寡により若干の日系警察官を配して之に充てて萬全を期した。尙警察官の引繼により上級警察機關を強化擴充するため必要限度の配置をした。

(3) 關東地方警察官署との連絡調和を保持するためには適宜引繼職員との交流を旨すこともあつた。又引繼に依り生ずべき地方警察署の配置の重直は適宜之を調整した。

(4) 警察機構移遷に於ける警察官職階には必要の限度に於いて日本人を以て充てた。(關東州の警察に就ては關東州警察の項參照)

滿洲帝國協和會

協和會生成

發達の過程

協和會は政府と表裏一體となり五族の協和、百業の振興を圖るために建國と同時に國家機關としてその結成を見たのであるが、その母胎となり前身をなしたものは自治指導部である。自治指導部は滿洲事變の數年前より滿洲及び東亞の諸問題を解決すべく結成された日滿人有志の大團結で、事前には關東軍の影響下に滿洲獨立の機運促進に努め、事變當時より滿洲國の創建に際しては軍の軍事工作と相呼應して政治的工作を擔當し、建國の大業に重要な役割を果した歴史的な組織である。この自治指導部は建國後二つに分れ一は滿洲國政府を組織し他の一つが即ち民間團體としての協和會に轉化發展し遂に大同元年七月二十五日その結成を見るに至つたのである。爾來協和會は滿洲國の發展と共に成長の一途を辿つて來たのであるが、その歩んで來た過去

は大體三つの時期に區分することが出来る。

(一) 第一期萌芽時代 滿洲國政府が官治行政機構の創設に専念して居た時代で、彼を顧みざる餘なく、従つて協和會は全く獨自の力で發育せねばならぬ時代であつた。

(二) 第二期低迷時代 滿洲國政府が官治行政機構の充實に専念して居た時代であるが故に動もすれば協和會を對立勢力視する傾向があり、従つて協和會の會務遂行上多少の低迷を見た時代である。

(三) 第三期飛躍時代 滿洲國の行政機構も充實し、産業機構もその緒に就き滿洲帝國としては總て第二次五箇年計畫に入つたので政府と表裏一體となつて國家とその飛躍を共にする時代である。以上三つの經過を辿り、康徳三年全般的機構大改革、康徳五年の中央本部機構改革を経て、現在の組織が確立した。

協和會の組織

概説 協和會は建國精神體得者の組織體であり、その使命は建國精神の勵揚と實踐にあり、その依つて行はんとする方針は綱領の中に明示されてゐる。國際情勢の急迫せる環境の中に誕生し、嘗てなき偉大なる建國の理想を達成せんと

する滿洲帝國が健全なる發達を遂げんがためには、三千萬民衆の各自がすべて建國の行者としての熱意に燃えて、獻身的なる建設に當らねばならぬのであるが、この目的遂行のために協和會は民衆に理想を啓示し使命を自覺せしめて、國民意識を培養すべく努力するものである。對象は官吏たる軍人たるを問はず、教育家、商人、農民、勞働者、その何たるを問はない。あらゆる階級層に建國精神を注入浸透せしめ、この中より眞に建國の同志的なるものを會員として獲得し、更に薰陶鍛錬して建國の精兵たらしめ、これを統合統一、打つて一丸として強力精緻なる國民的組織體を完成し國家理想の實現を期するのである。協和會機構の單位は分會である。すべての會員は分會に所屬して會活動に従事してゐる。分會の種類は從來一様ではなく、自然的發生に應じて地域別、職業別、宗教別または民族別に組織されてゐたが、康徳四年八月一日制定された分會規則により、すべて地域別に組織されることとなつた。分會はその地域に於て協和會精神の普及實踐を圖るものであり、協和會全機構の基礎であり實體である。分會の自主的積極的活動が活潑旺盛となつたとき協和會運動が全國に澎湃噴溢するのであり、會運動は軌道に



乘るものとされてゐる。協和會はその創設以來治安まだ確立せざりし時代より不斷に會員の獲得、分會の組織工作を續け來つたが、今日では百萬の會員を超え二千九百の分會を擁するに至り、外形的には一應國民組織體としての形體を整備した。然し百萬の會員が全部前に述べた會員獲得法によつて得た眞の協和會員とは言へない。殊に康徳三年の機構改革以來の急激な擴大工作で形式的機械的に結成された分會も尠くないので、分會の充實變化が主力を注ぐべき會當面の急務となつてゐる。これがため各省縣本部では分會役員訓練、中堅會員訓練を實施し來つたが、更に全滿的規模に於て一層徹底的に實施されつゝある。

組織系統 全國に互る分會を組織し指導統制する機構としては中央本部、省本部、縣本部、市本部がある。各級本部はそれ／＼官民中識見高邁にして、最高熱烈なる會員を以て本部委員會を組織し、常時それ／＼の立場に於て會運動の變化に努めてゐる。縣旗市本部は直接的に管内の分會活動の指導統制に當り、指導機關中最も鋭き工作力を有する。理想的には國內の各縣旗市に本部が設置されるべきであるが、徒らに普遍網羅主義に墮するを避け、重點主義に基き着實な

漸進的擴大を企圖してゐる。縣、旗、市、地區本部數

Table showing the number of branches and members in various provinces and cities. Columns include province names (e.g., 奉天, 吉林, 遼寧) and counts for branches and members.

中央本部機構改革

協和會中央本部では内外情勢の進展變化と舊機構による會務の遂行上に多大な支障を來したため、康徳五年八月二十七日機構の改革を斷行、左の如く分科規程を發表施行した。

中央本部分科規程

- 第一 企画局に左の六班を置く
第一班 第一班
第二班 第二班
第三班 第三班
第四班 第四班
第五班 第五班
第六班 第六班

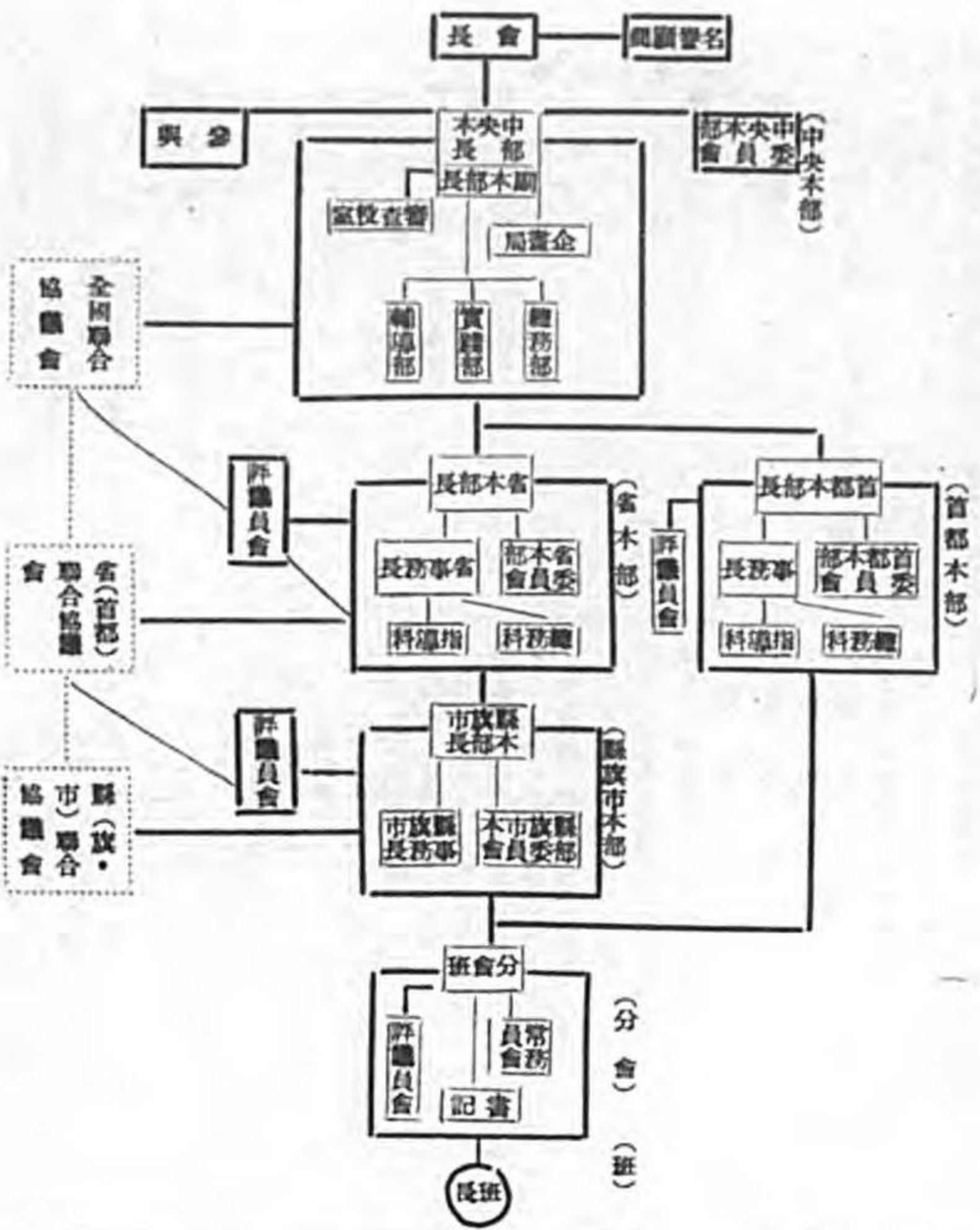
- 三、他班に屬せざる事項
第三 第一班は左の事項を掌る
一、民族協和の根本研究に関する事項
第四 第二班は左の事項を掌る
一、厚生工作の根本研究に関する事項
第五 第三班は左の事項を掌る
一、食糧製造運管の根本研究に関する事項
第六 第四班は左の事項を掌る
一、思想宣傳の根本研究に関する事項
第七 第五班は左の事項を掌る
一、國民動員の根本研究に関する事項
第八 警務保安は左の事項を掌る
一、會の動向に関する事項
二、重要工作の考査に関する事項
三、特に命ぜられたる事項の監査
第九 總務部は左の四科を置く
一、整理科
二、庶務科
三、文書科
四、會務科

- 十、役員その他の任命に関する事項
十一、役員其の他の表態に関する事項
十二、他の部局科に屬せざる事項
第十三 經理科は左の事項を掌る
一、預算並決算に関する事項
二、收支に関する事項
三、用度並費務に関する事項
四、財産管理に関する事項
五、會計の監査に関する事項
第十四 弘報科は左の事項を掌る
一、弘報機關の輔導連絡に関する事項
二、弘報資料の蒐集整理並週報に関する事項
三、編輯並刊行に関する事項
四、對外宣傳に関する事項
五、文化事業の助成に関する事項
第十五 整理科は左の事項を掌る
一、文書の整理保管に関する事項
二、圖書の管理並記録に関する事項
三、會史の編纂に関する事項
四、會館の整理保管に関する事項
第十六 實地科は左の四科を置く
一、實地科
二、實地科
三、實地科
四、實地科

- 一、分會の實地指導に関する事項
二、民族協和並社會協和に関する事項
三、國民生活の法定向上に関する事項
四、拓植に関する事項
第十七 訓練科は左の事項を掌る
一、會務職員の訓練養成に関する事項
二、分會役員並中堅會員の訓練指導に関する事項
第十八 聯合協同科は左の事項を掌る
一、聯合協同會の計畫並遂行に関する事項
二、聯合協同會の總事務作成並整理に関する事項
三、聯合協同會の總務處理に関する事項
四、理事處に関する事項
第十九 輔導科は左の三科を置く
一、輔導科
二、輔導科
三、輔導科
第二十 訓練科は左の事項を掌る
一、青少年團の結成指導に関する事項
二、青少年團の結成指導に関する事項
三、青少年團訓練資料蒐集並編纂に関する事項
四、部内庶務に関する事項
第二十一 勸導科は左の事項を掌る
一、勸導科
二、勸導科
三、勸導科
第二十二 輔導科は左の事項を掌る
一、國防婦人會の輔導連絡に関する事項
二、軍人後援會の輔導連絡に関する事項
三、其の他諸團體の輔導連絡に関する事項



滿洲帝國協和會機構略圖 (康德五年九月一日現在)



滿洲帝國協和會綱領

滿洲帝國協和會は唯一永久、舉國一致の實體組織として政府と表裏一體となり、建國精神を發揚し、民族協和を實現し、國民生活を向上し、宣傳感情を徹底し、國民總動員を完成し、以て建國理想の實現、建國世界の創設を期す。

**工作方針** 本會は綱領に基き次の工作方針を定む。

- 一、精神工作 東方道徳の眞義、日滿不可分關係の眞實を全國民に理解借仰せしめ建國精神を徹底し國民思想を統一す。
  - 二、協和工作 國民中に核心的指導力を確立し是に依り民族相互間の軋轢、摩擦を根絶し、各民族をして各其の處を得せしめ、以て其の福祉を増進し、國民的融合を図る。
  - 三、厚生工作 建國の精神理想を經濟生活、社會生活の上に實體化せしめ、百業の振興、國民生活の安定向上を図る。
  - 四、宣傳總務工作 國民の眞意を洞察して之を上諭し、上意を下諭して國民をして衷心より國政に悅服せしむ。
  - 五、組織工作 全國民を動員し訓練し組織し、官民一致上下一體の渾然たる國民的組織體を結成す。
  - 六、興亞工作 建國精神を擴充して汎く東亞に及ぼし、亞細亞諸民族を覺醒興起せしむ。
- 分會宣言** 本分會は、國體國民習書の聖旨を奉

照し滿洲帝國協和會綱領に基きて行動し、本分會の理想的運籌實を期し、以て帝國運の隆昌と滿洲帝國協和會の向上發展に努むべきことを宣言す。

**分會宣言** 本分會員は滿洲帝國協和會綱領に基き、章程に遵ひて行動し、滿洲帝國協和會員たる本分を盡し、一致結束して本分會の發展に献身すべきことを宣言す。

滿洲帝國協和會章程

- 第一章 名 稱 第一條 本會は滿洲帝國協和會と稱す。
- 第二章 目 的 第二條 本會は政府と表裏一體となり、建國理想の達成、建國世界の創設を以て目的とす。
- 第三章 會 員 第三條 本會は滿洲帝國人民及本會の目的を達成せんとする者を以て構成す。
- 第四章 會長副會長及理事 第四條 會長副會長及理事 本會に會長、副會長及理事を置く。
- 第五條 會長に國務總理大臣を推戴す。
- 第六條 會長は本會を統轄代表す。
- 第七條 副會長は會長を輔佐し、會長事故あるときは之を代理す。
- 第八條 理事は理事會を組織し會長の諮問に應ず。

第五章 中央機關

- 第七條 新京に中央本部を置き左の役員を設く  
中央本部長 一名  
中央本部委員 若干名
- 第八條 中央本部長は會長之を任命す
- 第九條 中央本部長は會務を總理す
- 第十條 中央本部委員は中央本部長の推戴により會長之を任命す
- 第十一條 中央本部委員會は中央本部委員を以て組織し中央本部長之を主宰して重要會務を審議す
- 第十二條 左の各件は中央本部委員會の議を経ることを要す  
一、綱領及章程の變更に關する事項  
二、重要規則の制定改廢に關する事項  
三、豫算、決算に關する事項  
四、全國聯合協議會に關する重要事項
- 第十三條 參議は會長之を任命す
- 第十四條 參議は中央本部長の諮問に應ず
- 第十五條 參議は重要な會務に關し中央本部長に意見を具申することを得
- 第十六條 省に省本部を新京に首都本部を置く
- 第十七條 省本部及首都本部は中央本部に直屬す
- 第十八條 省本部及首都本部に關する規則は別に之を定む
- 第十九條 縣(旗)に縣(旗)本部を省公署所在地及其他

第七章 分 會

- 第二十條 縣(旗)本部及都市本部は省本部に直屬す
- 第二十一條 縣(旗)本部及都市本部に關する規則は別に之を定む
- 第二十二條 首都本部、縣(旗)本部、都市本部に支部を置くことを得
- 第二十三條 本會の組織單位を分會とす
- 第二十四條 分會は首都本部、縣(旗)本部、都市本部若しくはその支部に隸屬す
- 第二十五條 分會に班を設くることを得
- 第二十六條 分會規則は別に之を定む
- 第二十七條 本會に聯合協議會を置く
- 第二十八條 聯合協議會は之を分ちて全國聯合協議會、省聯合協議會、縣(旗)、市聯合協議會及び支部聯合協議會とす
- 第二十九條 聯合協議會に關する規則は別に之を定む
- 第三十條 本會の經費は會費、國庫補助金、事業収益等を以て之に充つ(第三十一、二條省略)

協和會の精神

**協和會に對する執政訓詞** 民ヲ植ンテ國ヲ成ス、民ハ國ノ木タリ、衆志齊一ナレハ強ク、入其心ヲ各々ニスレハ亂ルコト歴史ニ具在シテ警ブ取ルニ











經濟大觀——經濟開發の基本原理

農産物製造業、植物性油製油業、石油製油業、木材  
アルコール製油業、セメント製油業、製糖業、ソー  
ダ製油業、硫酸アムモニヤ製油業、火薬製油業、  
マツチ製油業、糖漿製油業

特殊會社

經濟建設綱要によつて設立されたる特殊  
會社及準特殊會社は、康徳四年四月迄に社  
數三十、公稱資本五億八千萬圓に及び全滿  
會社合計社數八百、公稱資本二十億圓に比  
し、資本合計に於ては實に四割強の大部を  
占め、産業統制の骨格部分を形成してゐた  
のであるが、四圍の情勢に迫られて樹立し  
て産業五ヶ年計畫遂行の必要は、さらに重  
要産業統制法の規定となつて現はれたので  
ある。即ち、重要産業統制法により五ヶ年  
計畫の總に編成強化された滿洲國統制經濟  
は、かくて特殊會社、準特殊會社を核心と  
し、重要産業統制法關係會社を外圍に、さら  
に自由企業部門を外圍に繞らし以て所謂準  
戰時經濟體制への嚮進を始めたのである。  
故に五ヶ年計畫の實施第一年に入ると、  
もに、これら特殊會社、準特殊會社のうち、  
それに應じて擴張に着手されたもの、或は  
新に設立されたもの數多を算するが、それ  
らが各の部内について樹立した企業又は具  
體案を見るに先だち康徳五年四月一日現在

に於ける特殊會社及準特殊會社の現狀を一  
覽しよう。

特殊會社及準特殊會社一覽表

康徳五年三月一日現在(單位千圓)

業種	會社名	類別	公稱資本	實收資本
金融	中央銀行	特	10,000	10,000
	興業銀行	同	10,000	10,000
商業	日滿商會	同	10,000	10,000
	滿洲商會	同	10,000	10,000
化學工業	滿洲合成肥料	同	10,000	10,000
	滿洲化學工業	同	10,000	10,000
礦業	同和自動車工業	同	10,000	10,000
	奉天造船所	同	10,000	10,000
電力	滿洲電力	同	10,000	10,000
	滿洲電氣	同	10,000	10,000

業種	會社名	類別	公稱資本	實收資本
交通運輸	滿洲航空	同	10,000	10,000
	大安汽船	同	10,000	10,000
倉庫保險	滿洲電信電話	同	10,000	10,000
	滿洲生命保險	同	10,000	10,000
土地建物	滿洲林業	同	10,000	10,000
	滿洲林業	同	10,000	10,000
拓殖興業	滿洲拓殖公社	同	10,000	10,000
	滿洲拓殖公社	同	10,000	10,000
新聞印刷	滿洲印刷	同	10,000	10,000
	滿洲印刷	同	10,000	10,000

對滿投資

外國の對滿投資 英國初め各國は滿洲國  
建國後、多少は會社企業その他を引揚げ、  
企業を縮小した所もあるが、大部分はその  
儘にしてゐる。而して最近では例へば英米  
烟草會社の如く、滿洲國法人に合組したも  
のある位で、新しい情勢に應じてその投  
資事業を有利に轉換して行かるとする傾向  
が見受けられる。併し建國後の新規投資を  
見るに殆んど重要なものなく、僅にブラ  
ンスタグ議定と合體して日佛對滿事業公司を  
設立した位で、これも今ではあるのかない  
のか分らない有様である。建國後の外資は  
康徳四年末締結されたオワトロー・ウォルフ

財團と滿洲國政府間の四百萬ポンドのクレ  
ジットがある位で、これも完全な意味の投  
資では無論なく、滿洲國は今や建設過程に  
入つて外資を待つや切なるものがある。最  
近の日本以外各國の對滿投資額は次の通り  
である。

滿洲國(關東州を含む)に於ける  
各國投資現在額

(康徳二年現在單位千圓)

國名	單位	投資額
英	BA	10,000
米	BA	10,000
日	BA	10,000
佛	BA	10,000
伊	BA	10,000
太	BA	10,000
利	BA	10,000
關	BA	10,000
設	BA	10,000
チエツロ、スロワア	BA	10,000
キア	BA	10,000
計	BA	10,000

經濟大觀——經濟開發の基本原理

國名	單位	投資額
白	BA	10,000
瑞	BA	10,000
瑞	BA	10,000
丁	BA	10,000
ル	BA	10,000
ギ	BA	10,000
ベ	BA	10,000
ト	BA	10,000
ラ	BA	10,000
リ	BA	10,000
印	BA	10,000
國	BA	10,000
計	BA	10,000

(備考) Aの括弧内は件數、Bは未計算の原數その  
他投資確定を%とせるもの。

日本の對滿投資 事變前の對滿投資額は  
十六億千六百圓に達し、うち證券投資のみ  
でも八億三千七百圓に上つてゐる。事變  
後昭和十年未までの投資は證券及びこれに  
準ずるもののみで九億二千萬圓を超え、そ  
の他投資約六千萬圓を加へれば九億八千萬  
圓以上になる。日本が滿蒙に資本を投下し  
て以來今日に至る間の投資額總計を知るこ  
とは極めて重要であり、同時に興味ある問  
題であるがこの正確な數字を知ることは固  
より困難である。次に掲げる表は經濟部金  
融司の作製せるものを基礎とし、中銀、滿  
鐵等の調査資料と突き合せて適當なる補正  
を行ったものであるが、これを以て對滿投  
資の全部と見ることは誤謬を免れないので  
あらう。例へば株式會社企業の自己蓄積資  
本による再投資をどう見るか。又借款中の  
例へば西原借款の如きものの滿洲國歸屬分  
を如何として考慮するか等々未だ明確を缺  
くものが若干含まれるのである。然し乍ら  
次表は現在の調査能力を以てしては最も信  
頼し得る數字なので、これ以上は何とし致  
し難い。



修正五箇年計畫の指針原理は固より原案のそれと變りはないが、修正を要するに至つた事情を考慮したの點が特に強調されてゐる。

Table with multiple columns and rows, likely a financial or statistical table related to the economic plan. The text is very faint and difficult to read.

修正五箇年計畫の指針原理は固より原案のそれと變りはないが、修正を要するに至つた事情を考慮したの點が特に強調されてゐる。

ある。  
一、石炭 原案では五箇年計畫最終年度に二千五百萬噸產出の豫定であつたが、今回の修正で一千萬噸を増し三千五百萬噸となり、第五年度の對日供給高は六百萬噸に上る筈である。  
一、電力 第一年度百二十萬キロワットの廠、修正案では二百六十萬キロワットに擴張され、水力、火力相半ばする筈である  
一、パルプ 木材の外に藁、豆稈等をも原料に使用し原案より十萬噸を増加、四十萬噸と修正。  
一、産金 原案では五箇年計畫を通じて二億圓の豫定であつたが、修正案に依れば今後四年間に三億圓產出されることとなつた。

農産物は差當り第二年度、即ち本年度を目標とし。  
米 千噸 3,000  
小麦 千噸 1,500  
大豆 千噸 1,000  
高粱 千噸 1,000  
玉蜀黍 千噸 1,000  
一、交通通信部門  
産業開發の補助的部門として既定方針通り政府、満鐵、電々等各機關協力實行に當り、他部門に於ける計畫の規模擴張に對照して更に積極的修正を行ふべく、この部門の改正は改めて協議されることとなつた。

千萬圓、移民二億二千萬圓と見られて居るが、これ等資材購入の爲の資金調達に日本が中心となり約二十億圓、滿國內十七億、特殊設備資材等の爲め第三國に依つものが大體十三、四億圓と、略ぼ三分に於ける資金調達は日本政府の全面的援助が約束されて居るので問題はなく、従つて資金計畫の中心問題は産金の増産、輸出の振興及び外資導入の三點に歸着し、就中外資導入問題は計畫内容の充實と相俟つて頗る重要性を帯び、之が解決は喫緊の課題とされて居る。而して物價昂騰その他の事情により當初四十八億圓は更に六十億圓に近い内容を有つた至つた。  
滿鐵の設立 滿洲重工業開發會社の設立は日滿各層をアツと云はせた驚天動地の出来事であつた。康徳四年十月二十九日、日滿兩國政府は突如として、滿鐵の持つてゐる昭和製鐵所、滿洲輕金屬等重工業關係會社持株のマチュリテイを新設される滿鐵に移譲せしめて鐵道と撫順炭坑のみを残し、それに滿鐵と本溪湖煤鐵公司、同和自動車を含んで滿鐵をして滿洲の重工業を一手に開發せしめることにした。それだけならばさして異とするに足らないが、滿鐵を日産と滿洲國政府の等額出資による四億五千萬圓



經濟大綱——經濟開發の基本原理

の資本金とし、船川日産社長をその總裁に  
置、經營を一任した點は、船川氏の軍  
工業を擴張の手からも取つて船川氏に渡  
したことになるので内外の財界は勿論、各  
方面に異常なシヨツクを興へたものである  
滿洲の金融を同社管理法を以て示すに次の  
如くである。

- 一、滿洲は滿洲國に於けるイ鐵礦業、ロ金銀工業、ハ自動車製造、ニ航空機製造ハ石炭の各工業及び金、銅、鉛、錫その他の礦業に投資し、その經營の指導に當る。
- 二、銀行は年七分五厘に達するまでの利率に對しては政府特一に對し民間株二の割合で配當することが出来る。七分五厘以上の場合は兩者同率とする。
- 三、政府は滿洲國內に於ける投資が年六分で利益に達する時は六分不足する部分を補助する。但しこれは建德四年十二月二十七日より前十年間である。

滿洲貿易協定の改訂

滿洲貿易協定は九月十四日新京に於て兩  
國全權委員により調印され、康德三年四月  
三十日締結、同年六月一日から效力を發し  
た滿洲貿易協定(康德四年五月二十一日三  
國年延長同意書調印)に代ることとなり批  
准書交換以前に於て康德五年六月一日に遼  
及して適用された。當初の協定は兩國元首  
によつて批准された正式の條約ではなく、  
ドイツ爲替管理局と滿洲國の關係官廳(當

八四

夕拂の輸入に追加する(第三條)  
而して新協定に右の基本貿易額の上に一對  
一の基礎に於て相當多額の貿易を追加し、  
これに對して特別の支拂協定を行つてゐる  
點に新協定の特異性が見出されるのである  
その骨子は次の二點である。

- 一、輸入の品目表を交換し該表各條に記載された以外の物品をC I D價格の基礎に一年期間中一定額を下さざる額まで輸入することを約した(第五條)
- 二、基本貿易額より小なるか又は大なる場合にはその均衡をとる事とし(第十一條)輸入が大なる場合はその差額に相當する取極めをなした(第十一條)而して右取極め第一條により滿洲國の對獨輸入支拂が特別協定に據込まれるライヒスマルクの額を超過する場合、ドイツ政府は一九三三年五月三十日までの期間に於て、匯率正金銀行出先支店がドイツ銀行より四千五百萬ライヒスマルク(邦銀約六千三百萬圓)までの輸入をなし得ること。

因に新協定締結によりて兩多は次如き利  
益を享有するものである。  
一、ドイツの場合  
ドイツの對滿輸入主要品目は大豆であり  
大豆が油料子實としては含油率一五%程  
度なるためその價值は比較的少なるも、  
大豆油粕は同國にあつてゾヤシエロト  
Zoyasiroto と稱され、家畜の濃厚飼料  
として最上位にありこの方面の需要が最  
近額に増大しつゝある折から、これが原  
料たる大豆を外國爲替を節約しつゝ、マ

ルク拂による事實上の割引輸入をなし得  
るわけである。更に右の輸入引當として  
滿洲國に對しては同國生産品の輸出を確  
保し、滿洲國がドイツ國內軍需工業の生  
産力補充に對し好個の商品市場たるのみ  
ならず、殊に新協定によれば寫眞機及び  
材料類等の通常貿易品の輸出も一定限度  
保證されることとなり、これがドイツの  
産業編成の上に通商的好影響を齎し得る  
わけである。なほオーストリー合邦によ  
るドイツの對地家畜飼料移出を必要とす  
る立場に對しても、大豆油粕を積極的  
に充當し得る利益がある。

二、滿洲國の場合

滿洲國農作物の大宗であり且つ輸出依存  
度の強い大豆の歐洲における最大顧客は  
ドイツであり、同國に對する大豆輸出の  
増大及び確保が滿洲經濟全般に對して及  
ぼす好影響は重大視さるべく、また大豆  
以外の滿洲國生産品(主に農作物及び畜  
産物)の對獨輸出を促進し得る事情にあ  
る。他方對獨輸入は修正五箇年の計畫の  
下にあつて、對外期待物資調達中もつと  
も緊要なる部面をなしてゐる。即ちドイ  
ツが重工業並に精密機械製造にあつて歐  
洲の最高峯を占め、滿洲國の緊急物資を  
擧げてドイツより輸入され得ることとな

經濟大綱——經濟開發の基本原理

時の外交部、財政部、實業部)との間の協  
定で、これが出先官廳代表たるドイツ東洋  
經濟使節オットー・キープ博士と滿洲國駐  
日大使謝介石氏との間に調印されたもので  
ある。然るに新協定はその前文に明示して  
ある如く、兩國政府は全權委員を任命し、  
各全權委員は互にその全權委任狀を示し、  
これが良好妥當なるを認めたと協定調印と  
なつたのであつて正式に兩國政府間の協定  
である。而して新協定は次の基本的三點  
に於ては相違してゐない。

- 一、ドイツは一箇年滿洲國生産品をC I F價格一億圓を最高限度として輸入す(第一條)
- 二、右輸入の支拂は四分の三を外國爲替(ポンド貨)にて他の四分の一をライヒスマルクにて充當する(第二條)
- 三、ドイツ側が前記一億圓の四分の三額たる七千五百萬圓の爲替準備不能なる場合は、右一億圓の限度を六千五百萬圓を下らざる額まで減少し得ることとし、又この場合日本とドイツとの貿易が一箇年六千七百七十五萬圓以上ドイツが受取協定となるときには、その超過額だけ前記ドイツ側の前記準備額に追加して外國爲替拂の對滿輸入に振向けなほその三分の一の額をライヒスマル

つたが、右の對獨輸入決済は對獨輸出に  
伴ふライヒスマルク受取協定及びこれを  
超過する場合四千五百萬マルクに達する  
までの決済資金タレゼットにより、而も  
このタレゼットに對獨物資輸出によつて  
返済し得る建前が採られてゐるため、こ  
の間滿洲國は外貨の節約をなし得ること  
となる。今次の新協定を見込み、滿洲國  
が對獨輸入においてすでに協定成立前一  
千萬マルクの右タレゼットを、ドイツ政  
府の好意により設定したことを知り、一  
方日滿物資動員の現態勢下にあつて對外  
物資期待の緊迫性を認識すれば、對獨期  
待の重要性を窺知し得るのである。

日、滿、伊貿易協定

康德四年十一月イタリ帝國が列強に率  
先して滿洲國を承認して以來滿、伊兩國間  
の親善友好關係は防共輻輪の強化と相俟つ  
て額に増進しつゝあつたが、更にこの關係  
に永續的基礎を置き、併せて兩國間經濟提  
携を益々緊密化せしめんとする滿、伊修  
好通商航海條約及び右經濟提携を具體的に  
表現すべき日滿伊三國間の貿易協定につ  
いては四月以降日滿兩國政府と駐日伊大使と  
の間に種々折衝を重ね、更にコンテイ伊經  
濟使節團長と兩國代表との間に細目に亘る

具體的検討を行つた結果、三國間の意見が  
完全に一致し七月五日午前十一時東京外務  
省に於て前者は駐日滿洲國大使とイタリ  
一經濟使節團長コンテイ大使間に後者は右  
兩氏及び宇垣外相三者間に夫々商議を完了  
午後五時半批准條項を附し正式に調印の成  
立を見た。この結果二十四日宇垣外相と既  
滿洲國駐日大使の間に寄託調書の作成を完  
了滿洲國政府では二十七日附公報を以て公  
布九月一日より施行することになつた。  
日、滿、伊貿易協定が滿伊修好通商航海條  
約と同時に調印を了したことは曩に滿伊兩  
國間に正式相互承認が行はれ、修好條約と  
貿易協定が併用して審議された結果による  
もので、同條約が滿伊兩國元首の批准を了  
した後貿易協定もまた直ちに效力を發生す  
ることになつてゐる。而して今回の貿易協  
定が滿洲國建國後嚆矢の貿易協定たる滿獨協  
定と異なる點は協定が批准に基づくもので、滿  
獨貿易協定の如く兩國出先官廳による締結  
たる形式を持つてゐないこと、及び日滿を  
對外的に一プロツクと見做し、日滿一體と  
なつての對伊貿易協定であるといふ二點で  
ある。  
協定内容 而して同協定の内容は協定價  
格一ヶ年分を最高一億五千萬圓リラ(邦貨  
換算二千七百萬圓)としイタリ側は右價



經濟大觀——經濟發展の一年

額内において年次割當を行ひ、日滿兩國政府また右と同額までイタリ生産品を買付けることになつており、日滿兩國の割當額は滿洲國一億二千萬リラ、日本三千萬リラで滿洲國の輸出品の主なるものは大豆、落花生、及びその他農産物の一億リラ、炸薬、マグネシア、クリンカー、豚毛、大豆油、ペタリ油等合計二千萬圓リラである、一方日滿兩國の對伊輸入總額は滿洲六千萬リラ、日本九千萬リラとし滿洲の主要輸入品は機械類、三千四百萬リラ、自動車二千五百萬リラ、石膏その他百萬リラである。決済方法は割當許可額の限度内における決済は爲替送金をなさず、清算制度を以て行ひ輸出超過となつた場合は超過額だけ相手國より買進めを行ふ方針で、協定期間は一九三八年六月三十日を以て満了とされてゐる

經濟産業の一年

滿洲國資源調査法 滿洲國政府が國內の人的及び物的資源の統制運用計費の設定及び遂行に必要な調査資料を蒐集整備するための基礎的立法で國家總動員計畫、産業年次計畫と緊密な關係を有するもので康徳四年十二月一日より施行された。 治權に關する條約調印 日本政府は日滿兩國の不可分關係をより一層強化すべく昭

和十年八月滿洲において享有する日本の特權、即ち治外法權撤廢並に滿洲附屬地行政權の移讓調整を遂行して滿洲國の完全獨立の體勢を整へしめることに決定、康徳三年既にその一部の撤廢移讓を行つたが更にその全部撤廢を遂行することとなり同五年十一月五日午前十時新京においてこれに伴ふ條約の歴史的調印式が嚴肅に擧行された。かくて十二月一日より帝國の滿洲において保有する治外法權及び附屬地行政權はこゝに全面的に撤廢移讓されることとなつた。

蒙疆銀行設立 康徳四年十一月二十二日成立した蒙疆聯合委員會はこれを機會に元の察南銀行を蒙疆銀行と改め資本金を従来の百萬圓から一億一千二百萬圓に増加した。而して察南銀行の資本金は察南自治政府が滿洲中銀から借款して出資してゐたので聯合委員會で肩替り蒙疆銀行に貸下げ察南同業日本會圓並に滿洲國幣と等價を保つ新紙幣と發行することになりこゝに三者相互間の物資の移動と資金の融通の圓滑化を見るに至つた。

滿洲國關稅の全面的改正 過去三次に亘り暫行的改正を加へて來た滿洲國關稅定率はその大部分が舊海關時代より踏襲したものであり政府ではその後の經濟情勢の

變化に適應するため豫てその全面的根本改正を斷行、康徳四年十二月十三日國務院會議で正式決定同二十日公布、一月一日より實施した。新稅率は建國以來の財政、産業、貿易の實情を基礎とし産業開發計畫遂行の助成、國際北支の適合、消費稅としての負擔の均衡、財政收入の確保、日滿貿易の圓滑化等の根本方針に従ひ關稅政策遂行の完備を期し分類も従来の輸入十六類六百四十七品目、輸出六類二百七十五品から新定率は輸入十二類七百四十七品目、輸出二十品目に改正、同時に稅率も全面的に改正を加へられた。

中國臨時政府天津、秦皇島海關接收 十二月二十四日北京店仁堂に於て華々しい成立式典を擧げ誕生した中華民國臨時政府では財政上の重要且つ通商産業上極めて樞要機關なる關係を持つ關稅稅務司に同政府の指揮監督に服すべく勸告欣然その接收を了した。從來天津の關稅收入は平時に於て年額四千五百萬圓以上に達し財政經濟上極めて重要な立場を占めてゐたものであるがまた反面國民政府の不當な關稅引上げ及び日本商品を目撃とする不合理な稅率は邦品の進出を阻む一大障礙となつてゐたが、この接收並に改正により日滿よりの對北支

貿易は非常な活況を見ることになつた。

康徳五年第三次滿洲國產物收穫總額 本年度全滿(松花江及び興安嶺を除く)主要農産物收穫總額は約一、六五九萬噸と前年度に比し〇・一%約二萬噸の増收を豫想されたこれは前年度に比し天候順調であつた結果で主なる品目の收穫高は大豆は四一三萬噸、高粱約四〇〇萬噸、粟約三一四萬噸、玉蜀黍約三〇〇萬噸、蕎麥約一〇七萬噸、水稻約五二萬噸で前年に比し大豆約二萬噸、白米約八千噸、玉蜀黍約五萬噸、蕎麥約一萬噸、水稻約八萬噸と孰れも増收した。 臨時政府の第一次關稅改正 天津及び秦皇島兩海關の接收を敢行した中國臨時政府は國民政府の不當な高率關稅及び日本品を目撃とする不合理な稅率を改訂すべく着々準備昭和十三年一月二十二日より現行輸出入稅率を改正實施することに決定した。改正稅率は従来の差別的待遇は全部撤廢するとともに輸入部門に於ては支那民衆の生活の安定を第一義とし、衣食住に於ける大衆の必需品や主要資材を委く減免稅し、また輸出部門については我國が必要とする原料就中棉花、羊毛、麻類、鐵礦等の稅率を減免輸出振興に伴ふ民衆の購買力増大につとめた。

經濟大觀——經濟産業の一年

特別會計豫算案は同四年十二月二十五日の臨時國務院會議において通過し二十七日開催の參議院會議の諮詢を経て公布されたが、豫算編成にあつたのは非常時局に即應し國防施設の急進なる整備充實を圖り生産力の飛躍的發展を期し、合理的積極財政主義によつた結果、一般會計總豫算は三〇四、五〇〇、〇〇〇圓で前年度總豫算額二四八、〇九八、七六〇圓に比較して五六、四五六、二四〇圓の増加となつた。

康徳五年第三次滿洲國の計畫經濟方針 滿洲の重工業は滿洲國の新設により統一整備されたが、これに次ぐものとして水力發電の完成と同時に豊富な電力を基礎に化學工業の勃興すべきことは必至と見られ、産業部では化學工業に對しても重工業同様全體を統轄して、各企業家に有機的な綜合連繫を有するシステムを形成せしめる方針の下にバルブ、人造石油、人造肥料人造ゴム等の近來將來滿洲に興るべき動向を豫定してゐる (一) バルブ工業 是建國當初の方針として四社を平等に分立せしめこれが合同合併を許可しないこととし各社一萬五千噸製造を目標としてゐたが事變後の情勢の變化は可及的大量バルブの產出を急務とされるど事態に即應する増產計畫を圖てたる。 (二) 人造ゴム工業 平壤兩時共に自動



よつて康徳二年三月以來四回に亘つて北債公債を發行し來つたが、右買收の代金支拂期限は三月末日を以て満了するので、政府は種額五千萬圓の發行につき交渉の結果、資金調整局の内認可を得、國債引受シンヂケート國との日契約も成立を見るに至つたので二月二十五日日本において發行し、これによつて合計一億七千萬圓に上る北債公債發行による對支拂ひを完了し、歴史的に重要意義をもつ北債買收も遂に最後の解決を見るに至つた。

中國聯合準備行開業 新生支那の經濟建設、金融安定の大使命を帯び、昭和十三年二月十一日創立總會を了し、總意開業準備を急いでゐた中國聯合準備行は三月十日西交民巷大四眼井角の舊中銀跡で盛大な開業式を開き、同日より業務を開始した。同行發行の新國幣は約六千萬圓に達する現銀及び相當額の外に爲替を以てその準備とし、且つ健全通貨主義を堅持して進む方針で、多年北支に行はれた弱點な軍閥的封建的通貨制度に代つて、ここに初めて價の定立された近代的通貨制度の出現を見るに至り、更に新法幣は國との間に等價維持を進むことに決定、日滿支經濟の緊密な一體化に對する根本條件を完成した。

員法案は康徳五年二月二十五日開催の臨時參議府會議の御諮詢を経て二十六日勅令を以て公布實施された。日滿經濟協同會議 日支提携北支經濟開發の最高指導機關として昭和十三年三月二十六日正式に成立、會長には王克敏氏副會長には平生鈺三郎氏が就任し、北支産業資源の総合的開發計畫は同協同會議で企業決定されることになつた。滿洲國の鐵鋼類供給統制 鐵鋼類の供給統制に關しては從來日滿商事をして礦石、鐵鑛および一切鋼材について行はれてゐたが、更に今年五年計畫に基き日滿兩國鐵鋼供給現況に即應せんとする見地からこれが統制をより強化して圓滑なる供給と價格の適正を期すべく統制法を制定、康徳五年四月一日これを公布、即日實施した。滿洲國の暴利取締令實施 滿洲國政府は康徳四年八月三日經濟部令第九號治安部令第八號を以て暴利取締令を公布したが、最近の物價暴騰の趨勢に鑑み經濟部令第十九號、治安部令第二十六號、産業部令第二十五號を以て、同五年四月十二日新暴利取締令を公布即日實施した。

修正五年計畫決定 五年計畫は第一年度たる昨年度下期支那事務の勃發に伴ひ、更に飛躍的擴張促進を要請されるに至り、實に現地案について協議を遂げその積極的大修正案を提へ、政府關係者が上京日本政府關係方面と協議するところあつたが漸く意見の一致を見、日本の生産力擴充計畫の進路も明確となつた、滿洲國では直ちにその實行に入るため計費部内各事業直接の権に當る滿洲重工業開發その他特殊會社及び關

係會社の首腦部を招致し五月十四日午後一時から新京日滿軍人會館に於て今後の方針に就き協議を遂げ關東關係各事業は勿論金融、交通その他各部門においても協力提携を密にし一致團結實現に邁進することになつた。

中を設定、康徳五年十一月一日より實施した。この結果滿鐵では初年度約一千萬圓の積性を拂ふことになつた。滿洲國糧穀、飼料の管理統制實施 滿洲國政府は滿洲國內(關東州を含む)の糧穀自給を目標として米穀の生産統制を期し、豫てこれが供給調節と價格の安定維持及び軍需に備へるため日滿米穀政策の調節と米穀生産の雙方利益を調和なさしむる見地から糧穀管理制度の實施を考究中であつたがこの程成案を得たので康徳五年八月二十二日の國務院會議に上程可決を見た。尙ほ同時に對日飼料原料の供給調節を確保するため日本の統制に對照して包米、高粱等の輸出飼料原料の統制法案をも可決したが左記の如く糧穀管理配給機關として滿洲國の特許會社たる滿洲糧穀會社の設立を見ることになつた。

局長井上乙彦氏が就任した。華中鐵道公司創立 北支支を道し新政府下に發生する第一の合辦事業として、た日支經濟提携による産業開發のトツプを切つた華中鐵道公司創立總會は四月八日午後一時から上海日本人俱樂部で開催、常務取締役谷光興(日鐵取締役)白石元治郎(日本鐵道)遠山寛三氏以下監事役は選任、當分の開社長、副社長は候補の儘とすることに決定した。同公司は資本金一千萬圓、維新政府監督下の法人たる日支合辦であると共に中支振興の子會社で取敢ず日本側より第一回拂込二百五十萬圓を現金出資し、支那側は現物出資することになり日本側第一回拂込はその半額を中支振興會社より出資した半額の大部分を日鐵より出資殘餘を日本鐵道、淺野鐵道、中山製鋼、小倉製鋼、中日實業、興中公司等が分擔出資する管で第二回以後は特に事業に出資せる軍人、軍屬及在支邦人の應募に便宜を與へる方針で、同社は中支の鐵道統制、開發を事業とし初年度百萬圓その後五箇年間に五百萬圓の増産をなす計畫である。

關東州内電氣事業の經營一元化 關東局では州内電氣事業の經營一元化を期するため旅順、金州、普蘭店及び貔子窩の官營電氣事業一切を電業に譲渡すべく折衝をすゝめてゐるがその施設一切を二百餘萬圓で譲渡すること、決定昭和十三年五月三十一日限り官營を廢止することとなつた。この結果電力並に事業費の低廉、電力利用普及發達等を従し以て州内電氣事業の健全な發達を期し得ることとなつた。

華北電信電話會社開業 北支に於ける電氣通信の綜合發達を計る華北電信電話會社は昭和十三年八月一日から北支開發會社に先立ち開業することになつた。資本金三千五百萬圓、中國法人であるが開業會社が設立されぬため、株式の分割發行の方法をとり日本側一千二百萬圓(日本電信電話、國際電氣通信、滿洲電氣、各四百萬圓)支那側一千萬圓(現物六百萬圓現金四百萬圓)出資残り一千三百萬圓は開發會社公券に過し分割發行する、當分の開正副總裁を置かず總代として現華北電政總

支那の排日關稅是正 中華民國臨時政府の第一次關稅改正は總に六十品目に亘つて行はれたが、これは品目的にも地域的にも部分的なもので、確定的措置に過ぎず必然的全般的改正が要望され、殊に五月六日の上海海關接收以來かゝる要望が痛切となつたかくて中國臨時政府では國府の不合理な



關稅定率の改正施行を意圖し、臨時政府と  
慣習協定を進め六月一日改正新稅率を實施  
した新稅率は一九三一年を基準としてな  
り、これは國府が列國の承認により關稅自  
主權に基いて制定した最初の定稅率で排外  
色のない和協的で従つてこゝに基礎をおい  
たことは當然肯定される。

日滿伊貿易協定 日滿伊貿易協定は三國  
間の意見完全一致し、昭和十三年七月五  
日東京に於て正式調印を了したが右貿易協  
定は日滿對伊の求價取引を原則とするもの  
で骨子は大陸左の如くである。

一、總額五千萬リタとす。  
二、日滿兩國の對伊輸出總額一億五千萬リタの日滿兩  
國に對する關稅額は滿洲一億二千萬リタ、日本百千  
萬リタとす、而して滿洲國の輸出品の主なるものは  
大豆、落花生、及びその他農産物約一億リタ、炸藥  
外、マダネシヤラリシカ、羊毛、大豆油、ベリラ  
油、等合計二千萬リタである。

一、日滿兩國の對伊輸入總額一億五千萬リタの滿洲國  
に對する關稅額は滿洲六千萬リタ、日本九千萬リタと  
す。滿洲の主要輸入品は關稅額三千四百萬リタ、自  
動車二千五百リタ、石膏その他百萬リタである。

關東州漁業令公布 關東州漁業令は五月  
二十三日勅令第三百六十三號を以て公布さ  
れた。

關東州の漁業は施政以來順調なる發達を  
遂げ、その漁獲高の如きも昭和十二年數量  
千五百九十一萬八千貫、金額七百二十萬  
五千七百圓に達したが、滿洲における魚類  
の需要逐年増加し、やゝもすれば供給不足  
に陥らんとし魚價また従つて昂騰の途上に

あり、當州漁業の飛躍的生產擴充を要望せ  
らるゝの狀況に在る。而して現行關東州漁  
業規則(局令)は大正十四年の制定に係りそ  
の内容は主として警務取締の方面よりの規  
定多く、水産業の發達助長に關する方面は  
ほとんど見るべき規定なくかつ漁業取締、  
魚族の繁殖保護に於てさへも完璧を期し難  
い實情に立至つたに鑑み、軍中のあるところ  
遂に今回勅令を以て公布されるに至つたの  
である。

滿洲國の物價對策進む 暴利取締令では  
到底所期の効果を期待し難い滿洲國の物價  
騰勢に對し經濟部當局では對策の基礎的要  
件たる物資の合理的配給に積極的統制に乗  
出すことになつて、即ち小麦粉、綿布、綿  
織物、毛織物、などの生活必需品を初め木  
材、セメントなどの時局商品價格は暴騰し  
つゝあるのみならず大陸國內生産不足のた  
め今後輸入に俟つ外なき實情なので、こ  
れら商品に對する國內配給機構を整備確立  
することを建前にその商品業者をメンバー  
とする商品別地域別配給統制組合を結成せ  
しめる方針で第一着手として小麦粉の配給  
統制組合を設立自主的統制を行はすことに  
なつた。

滿洲國の上半期對外貿易額 六月中の國  
外貿易總額は一億六千九百九十五萬八千圓で輸  
出五千四百六十六萬九千圓、輸入一億五百七  
十八萬九千圓、差引五千二百六十二萬圓の  
入超である。前年同期に比較すると輸出三

百五十四萬圓、輸入三千九百九十五萬三千圓と  
それぞれ増加となつてゐる。康徳三年一月  
より六月に至る上半期對外貿易總額は輸出  
三億九千二百四十九萬一千圓、輸入五億四  
千三百五十四萬七千圓、合計九億三千六百  
三萬八千圓で前年同期に比し輸出は三千四  
百二十一萬九千圓、輸入は一億三千五百七  
十八萬二千圓のそれぞれ増加を示し輸入の  
増大により貿易總額は昨年度上半期に比し  
一億七千萬圓約一分八分方の躍進を示現し  
たことは注目される。なほ對第三國貿易に  
おいては上半期出超額は三千七百四十二萬  
六千圓となつた。

貿易統制品に二十品目追加 滿洲國政府  
では必要物資の確保重要輸出品の統制に  
よる國際收支の適合を圖ると同時に、日本  
における貿易統制と歩調を合せるため現行  
貿易統制法中に高粱ほか二十品目の輸出制  
限品追加を行ふことになり七月十四日勅令  
を以て公布即日施行した。現行貿易統制法  
は輸出二品目(玉蜀黍、燕窩子)輸入五品目  
(小麦及び小麦粉、米、砂糖、葉煙草、製  
造煙草、曹達灰)であるが新たに輸出二十  
品目を追加許可制とした。

關東州輸出制限品増加 關東州では二十  
九日關東局令第七十四號を以て關東州臨時  
輸出許可規則を改正し麻、螢石、モリブデ  
ン、タンクステン、小麦及び小麦粉、高粱  
皮革、馬毛、羊毛類、大材、麻袋等十二品  
目を新たに輸出制限品に加へた。

本館 國産インキ製造株式會社

粗悪なインキは  
金ペンさへも  
クサらせませ  
ライトは  
鐵ペンでも  
錆させません!!!

品一下天  
瓶一家一

（大阪小坂各種文具店にあり）  
全國の文具店にあり



颯爽と

イツツの  
整髪感



井筒は

頭髪養素ウイタミンA Dが  
豊富に含まれてゐるから整髪  
と毛髪養の二つの條件を完  
全に充たす。洗髪の際は石鹼  
でたやすく落ちる。

有名映画、化粧品店、デパートに有り

優雅な香り  
純良な植物性



井筒ポマード

本館東京人形町井善

營業品目

製氷(日産能力二二〇噸)  
冷藏業(冷藏能力二六〇噸)  
清涼飲料水製造  
物品販賣業  
倉庫業及家屋賃貸業

大連市常盤町二三番地

大連製氷株式會社

電話三一五四八〇番

支店 青島寶山路二號

電話二〇二三番

出張所 旅順市殿島町二番地

電話一一〇番

新京吉野町六丁目三番地

電話二七八六番



# 日清製粉株式會社

東京市日本橋區小網町

# 康德製粉株式會社

奉天市大和區浪速通 ミヤコビル

# 朝鮮製粉株式會社

京城府長谷川町富士ビル

## 滿洲工場

牡丹江・四平街・哈爾濱・新京

### 營業科目

土木建築  
機械据付鐵骨組立  
煖房衛生其他附帶工事  
設計及施工請負

奉天市浪速通四六大倉ビル内



# 大倉土木株式會社出張所

電話代表局本局(二)三五二番

常務取締役

加

藤

眞

利

技師長

牛

島

蒸

本社 東京市京橋區銀座三丁目四番地一  
管内詰所

大連、鞍山、營口、撫順、本溪湖、太子河、南坎、新  
義州、新京、哈爾濱、齊々哈爾、嫩江、牡丹江、佳木斯  
小綏芬、錦縣、壺盧島、阜新、老頭溝、通化、天津、青島







滿蒙支開發の先驅  
日滿支貿易の連鎖



# ◎國際運輸株式會社

本社：大連市山縣通三二一  
本社：奉天市千代田通二二

### □營業種目

- 海陸、河川運送
- 倉庫營業
- 通關轉送代辦保險代理船
- 船代理其他ノ代理業
- 埠頭驛積卸其他勞力請負
- 委託 販賣
- 運送ニ關係アル金融、保證行為
- 其他以上ニ關スル一切ノ業務

### □營業網

- 滿鐵本支線
- 滿洲國有線(奉山、大鄭、營口、北票、奉吉、西安、京圖、朝開、濱北、拉濱、圖寧、齊北、訥河、平齊、洮泰、榆樹、京濱、濱洲、濱海、各線)
- 各河川(松花江、黑龍江、嫩江、遼河、淮河、閩門江)
- 以上各沿線沿岸及背接地
- 主要地並天津、瀋陽、雄基、新義州、天津、北京、石家莊、太原、濟南、徐州、青島、上海、神戶、東京、浦沙

フォード自動車全滿特約販賣店



# 株式會社 滿洲モーターズ

代表取締役 高橋 協

本店 大連市 秋月町四番地 電話四一九一八五番

支店 奉天 千代田通三八番地 電話三一六五二五番

支店 新天 八島通三二番地 電話三一五四五六番

支店 哈爾濱 埠頭區新城大街五號 電話 四九九五番

出張所 錦州市 正陽區吉野町二ノ三 電話 二四二八番

出張所 天 吉林市 商埠地南大路 電話 二七一一番

出張所 張家口 日本租界伏見街一八 電話 〇〇五〇番

出張所 寶善街大同市場 電話 二四四五番



業務  
物品販賣業、問屋業、運送業、保險  
船三船代理業、造船及附帶事業  
營口、奉天、新京、哈爾濱、齊々哈  
爾、牡丹江、圖們、安東、錦州  
滿洲出張所  
所在地

大連市山縣道百八十二番地



# 三井物産株式會社大連支店

電話(代表)(二)七二〇一番

## 取扱品目

滿洲特産物、石炭、ガソリン其他石油製品、鐵道用品、電氣用品  
電線、機械、金物、麥粉、砂糖、麻袋其他、麻製品、小野田セ  
ント、木材、建築材料、糸織物類、硫安其他化學肥料、礦石類  
鹽、紙類、燐寸、ゴム原料、酒精其他工業藥品、染料、醫藥品、  
海産物、罐詰類、日東紅茶、ブラジル珈琲、其他食料品

## 資本金 壹千萬圓

本社 奉天市鐵西區南一路十四  
出張所 東京市日本橋區通一ノ一  
鑛區 間島省琿春  
奉天省、海城、鳳城、開原

# 大同産業株式會社

取締役後 理事長 川本 靜夫

營業課目  
農業鑛業經營土地建物  
鑛山森林等ノ仲介賣買  
管理、委任經營並ニ投資

## 資本金 壹百五十萬圓

本社 奉天市鐵西區南一路十四  
工場 奉天市鐵西區南一路十四  
農場 大鄭線錢家店

# 大同生藥工業株式會社

取締役社長 川本 靜夫  
取締役總務部長 赤塚 眞清  
取締役營業部長 東 則正  
營業課目(農場藥草農園經營  
醫藥工業藥品製造販賣)

## 資本金 五百萬圓

本社 新京 康德會館  
鑛區 間島省琿春

# 間島鑛業株式會社

專務取締役 石川 留吉  
常務取締役 赤塚 眞清  
監査役 川本 靜夫  
營業科目 砂金採取事業



キイキイ・スデ イダジ ノ ダハス  
 ガ ダハス ノ イルカア ト  
 タツナ ニ シウチ ノ ビイダジ



セン 63 セン 95 セン ☆ 店商源近 社合式株

# 財政



## 滿洲國の財政

### 國庫 歲計

概況 滿洲國は建國以來六年の短期間において、財政的には二つの時期に明瞭に區分される。即ち一は國家體型整備時代の財政である、他は國力増進開發時代の財政である。

國家體型整備時代の財政とは、近代國家としての體型を整へるために國內治安を肅清し、政治産業等各部門に亘り國家の各機關を整備充實すると同時に、他方また財政の基礎を確立し、對外信用を確保するために努力した時代の財政をいひ、これがため同期間の財政方針は終始消極的健全主義を標榜した。

國力増進開發時代の財政とは、政府の各部門において産業開發、民力涵養のため積極的に建設計畫を樹立し、これに要する巨額の經費を支辨し、またかゝる要求に應じ得らるる財政で、これに對する財政方針は

所謂合理的積極主義である。而して建國年度より康徳三年迄が前者に屬し、康徳四年度及び五年度或は五年度を含めて後者と見做すことが出来る。

年度別概要 一、建國年度(大同元年三月より七月) 歳出のみ月別豫算を計上し財源は舊政權より抑留せる鹽稅及び吉黑權運署利益金九百萬圓のほかは滿洲中銀よりの借入金で充てた。同年十月に至つて滿洲國最初の大同元年度(大同元年七月より同二年六月) 歳計豫算を發表、即ち會計年度は從來の中華民國のそれを踏襲して七月より翌年七月迄とし、同年度決算は歳出總額一億二千九百六十三萬餘圓、歳入總額一億五千二百九十二萬餘圓、差引二千三百餘萬圓の歳計剩餘を示した。

二、大同二年度(大同二年七月より康徳元年六月) 歳出は前年に比し三千五百八十四萬圓に膨脹し、歳入また増加を來し、結局差引二千九百餘萬圓の歳入超過を來した。

而して同年度豫算より治外法權撤廢の準備を開始し、一方稅制整理も第一次關稅改正出產權石稅の全國的統一を行つた。

三、康徳元年度(康徳元年七月より同二年六月) 歳出は前年に比し二千七百七十餘萬圓歳入また二千三百餘萬圓の膨脹を來したが、特に日滿共同防衛の見地より國防分擔金九百萬圓が計上されたこと、條約令の改正等留意すべく、更に同年度内に第二次關稅改正が發表され、また新省制度、石油專賣制等が實施された。

四、康徳二年度(康徳二年七月より同三年六月) 會計年度の改正に應ずるための過渡期的半箇年分である。同年度にあつては、新規事業は主として自然増收と既定經費による財源を以て行ふ方針の下に編成された。歳入總額九千九百八十三萬餘圓、歳入總額一億三千二百七十六萬餘圓、差引三千二百九十餘萬圓の歳入超過を示してゐる。なほ康徳二年十二月には滿洲國の新會計法の制定公布を見た。

五、康徳三年度(康徳三年一月より同三年十二月、以下曆年制) 曆年と一致せる新會計年度による豫算が編成され、その方針は依然國防並に治安の維持に重點を置くほか、産業經濟の基礎を強固ならしめ、國際收支の圓滿を圖つて國幣の價值を安定せ



しむることに留意し、次年度以降におい  
て治外法権の撤廃に附屬地財政権の授受  
を圓滑容易ならしむるやう努めて緊縮方針  
によつた。即ち依然健全財政主義を踏襲し  
緊急已むを得ざる經費のほかはその計上を  
厳禁へ、赤字公債の發行を嚴にこれを避け  
た。かくて歳入總額二億六千三百六十一萬  
圓、歳出總額二億二千七百八十八萬餘圓、差引  
四千二百八十餘圓の歳計剩餘を示した。  
六、康德四年度 滿洲國は第二期建設計

一般會計歳出入 (單位千円)

Table with columns for year (大正, 康德, 大同), department (臨時部, 經常部), and financial items (歳入, 歳出). It shows a general trend of increasing income and decreasing expenditure over the years.

一般會計歳入内譯 (單位千円)

Table detailing the breakdown of general accounting income by department (e.g., 臨時部, 經常部) and specific items (e.g., 國庫金, 特別會計歳入金).

一般會計歳出内譯 (單位千円)

Table detailing the breakdown of general accounting expenditure by department (e.g., 臨時部, 經常部) and specific items (e.g., 國庫金, 特別會計歳入).

特別會計歳出入 (單位千円)  
會計年度 大正元年 大正二年 康德元年 康德二年 康德三年 康德四年 康德五年  
歳入 歳出

各特別會計歳出入内譯 (單位千円)

Large table showing detailed breakdown of special accounting income and expenditure across various categories like '地方財政調整資金' and '國庫金' for each year from 大正 to 大同.







### 滿洲國の租税

税制整備事業 滿洲國では建國後税賦そのものの内國税制度を改善せんとし、建國の精神、民衆の生活程度、國民經濟の狀態

#### 内國税制度

##### 現行内國税體系表



を參照し且つ將來の發展を考慮して、租税制度の原則に照し(一)收入の確保(二)課税負擔の公平(三)國民經濟發展の障礙除去(四)國稅地方稅制度間の關係合理化(五)徵收機關の整備統制施行(六)外國人(治外法權享有國)特に日本人に對する課税問題の關聯調整の目的を以て漸進主義に上

税種	單位	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年
酒税	千圓	1,000,000	1,200,000	1,500,000	1,800,000	2,000,000	2,200,000	2,500,000	2,800,000
糖税	千圓	500,000	600,000	700,000	800,000	900,000	1,000,000	1,100,000	1,200,000
煙草税	千圓	300,000	350,000	400,000	450,000	500,000	550,000	600,000	650,000
鹽税	千圓	200,000	220,000	240,000	260,000	280,000	300,000	320,000	340,000
炭税	千圓	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000	150,000	160,000	170,000
油税	千圓	80,000	85,000	90,000	95,000	100,000	105,000	110,000	115,000
紙税	千圓	60,000	65,000	70,000	75,000	80,000	85,000	90,000	95,000
印刷税	千圓	40,000	45,000	50,000	55,000	60,000	65,000	70,000	75,000
郵便税	千圓	30,000	32,000	34,000	36,000	38,000	40,000	42,000	44,000
電話税	千圓	20,000	22,000	24,000	26,000	28,000	30,000	32,000	34,000
電報税	千圓	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	21,000	22,000
航空税	千圓	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000	17,000
船舶税	千圓	8,000	8,500	9,000	9,500	10,000	10,500	11,000	11,500
汽船税	千圓	6,000	6,500	7,000	7,500	8,000	8,500	9,000	9,500
汽車税	千圓	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	6,500	7,000	7,500
馬車税	千圓	3,000	3,200	3,400	3,600	3,800	4,000	4,200	4,400
人力車税	千圓	2,000	2,100	2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700
自転車税	千圓	1,500	1,600	1,700	1,800	1,900	2,000	2,100	2,200
自動車税	千圓	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400	1,500	1,600	1,700
船舶税	千圓	800,000	850,000	900,000	950,000	1,000,000	1,050,000	1,100,000	1,150,000
汽船税	千圓	600,000	650,000	700,000	750,000	800,000	850,000	900,000	950,000
汽車税	千圓	400,000	450,000	500,000	550,000	600,000	650,000	700,000	750,000
馬車税	千圓	300,000	320,000	340,000	360,000	380,000	400,000	420,000	440,000
人力車税	千圓	200,000	210,000	220,000	230,000	240,000	250,000	260,000	270,000
自転車税	千圓	150,000	160,000	170,000	180,000	190,000	200,000	210,000	220,000
自動車税	千圓	100,000	110,000	120,000	130,000	140,000	150,000	160,000	170,000
合計	千圓	3,000,000	3,500,000	4,000,000	4,500,000	5,000,000	5,500,000	6,000,000	6,500,000

(備考) 一、唐德四年度より鹽專賣制度開始。二、唐德五年度より糖專賣を地方に移譲す。三、内國稅中その他は唐德三年度迄は糖稅を、唐德五年度は炭稅及び不動產稅を指す。

稅務監督 經濟部の管理に屬し、國內稅に關する事務を監督する機關である。即ち租稅行政の最高機關たる經濟部と租稅行政の執行機關たる稅務局其他徵稅機關との間に位し、經濟部大臣の監督の下に稅務局

#### 稅務監督名稱位階及び管轄區域表

名稱	位階	管轄區域
奉天稅務監督署	奉天市	奉天省、錦州省、遼寧省、興安南省
吉林稅務監督署	吉林市	吉林省、開通省、新賓特別市
遼江稅務監督署	哈爾濱市	遼江省、三江省、牡丹江省
熱河稅務監督署	齊齊哈爾市	熱河省、遼寧省、興安東省、興安北省
稅務監督署出張所及び管轄區域		
奉天稅務監督署出張所	通化	通化省、通化縣通化
吉林稅務監督署出張所	安東	安東省、安東市
遼江稅務監督署出張所	錦州	錦州省、錦州市
熱河稅務監督署出張所	牡丹江	牡丹江省、牡丹江市
	三江	三江省、佳木斯市

所管徵收機關の事務を指揮監督し以て賦課の均衡を圖り、租稅行政の通正を期することとを職務とするほか、管内稅務局の人事會計等に關する事務を管掌する。

の管内の縣には、分所を置き分所の數は五百三十三である。

阿片專賣 滿洲國では國內阿片制度の改善統一を前提とし、大同元年十月一日から十一月十九日迄四十六日間を限り暫行阿片收買法を制定、同二年度から阿片收買期前

り整理改善を行ふこととなり、これを三期に分ち第一期にあつては應急的整理改善を行ひ、第二期は第一次稅制整理、第三期は第二次稅制整理を行ひ、目下のところ第一次稅制整理は殆んど完了し第二次稅制整理に着手してゐる。

から實施し完全に統一を圖つてゐる。なほ專賣監督による滿洲國阿片制度十箇年計畫の概要は左の如くである。

- 第一期施設
    - 阿片專賣機關の設置、二、原料阿片の收買、三、阿片專賣の製造、四、阿片專賣の單純賣、(徵稅の下附)五、糖專賣防止施設、(徵稅)六、鹽專賣の施設、七、阿片供給施設、八、糖專賣の施設、九、阿片吸食器具の製造、取引、分配に關する統制
  - 第二期施設
    - 阿片專賣の禁止、(販賣機關官營の第一歩として第一期に指定せる卸賣人を禁止し之を政府の專賣とする)二、糖專賣の認可賣、單純賣を制限し糖專賣及糖專賣の調査を要す、三、糖專賣施設の擴張整備、四、第一期施設事項の整備充實
  - 第三期施設
    - 阿片煙灰の使用禁止、二、小賣人の禁止(阿片の一切取引分配の全部を官營とする)三、第一期及第二期施設の整備充實
- 而して阿片專賣制度の施行のため專賣法施行以來地方官廳の協力を得て生阿片の生産收納に關し努力してゐるが、特に罂粟の栽培區域を指定し需要に應じ生産方面の統制を行ひ、密栽培は極力これを取締つてゐる。尙從來の收買人に依る收買方法は將來は農事合作社の利用による直接收買法を採用し、收納の統制力を強化すると共に、現在政府買下の規格阿片は康德六年末迄には煙膏に統一せられる筈である。







# 通貨・金融



## 通貨

### 概説

滿洲國臨時に於ける滿洲の幣制は露國の極に達し、各省の官銀號によつて濫發される各地各様の不換紙幣に加ふるに商務會發行の私帖や評量銀塊、更に日本通貨や露國紙幣が雜然と流通し、而もその價值は常に動搖を續ける等、想像を絶した紊亂状態に置かれ、産業經濟の堅實なる發展は全く期し得べくもなかつた。

滿洲中央銀行がその創立の當初引繼いだ舊紙幣は十五種類、券種百三十六に達し、同一銀行の發行紙幣であり乍ら種類により換算率を異にした例乏しからず、その發行額は天文學的數字と稱される程莫大な數字に達してゐた。滿洲國政府は經濟建設並に國民生活の安定を期するにはかかる阻礙を極めた幣制の統一が最大急務なりとして建國間もなき大同元年六月十一日貨幣法、同

月二十七日貨幣整理辦法を公布、續いて七月一日唯一の發券銀行として滿洲中央銀行を創設し、新紙幣即ち國幣及び鑄貨を發行せしめると共に舊紙幣の回收に着手せしめた。仍ち舊紙幣整理辦法に基き大同元年五月一日舊紙幣の流通期間を滿二ヶ年間とし中銀をしてこれが回收と新國幣の流通を圖つた結果非常な好成績を收め、國幣は全國に普及を見るに至つた。然し乍ら政府は未回収分に對し所持者の利益を保護する爲め、期間満了に先たつ康徳元年五月二十三日財政部會を以て更に交換期間を一ヶ年間延長回收に努めた結果舊紙幣の國幣換算引換額一億四千二百二十三萬四千八百八十一圓に對し一億三千八百二十一萬四千二百二十圓の回收を見、その回收率實に九七二といふ驚異的好成績に幣制統一の大業を完了した。ロンドン・タイムズは幣制の統一は世界のミラクルだと驚嘆し、例のリース・ロスをして支那の幣制改革を斷行せしめる有力な示唆を與へたのであつた。

## 貨幣制度

かくして國幣は獨立國家の法貨として信用愈々厚く、日常商取引にも極めて円滑に授受されることとなつたが、特に康徳二年十一月四日の「日滿通貨の等價維持」に關する日滿兩國政府の重大聲明は國幣價值安定に決定的役割を果したもので、國幣の信用を磐石の泰きに置き、爾來國幣は完全に日本金圓にリソタするに至つた。右の聲明に關聯して滿洲中央銀行と朝鮮銀行間に業務協定が結ばれ、鮮銀券は漸進的に滿洲國より撤收されることに決し、翌三年十二月五日滿洲興業銀行設立に伴ひ鮮銀の在滿支店が同行に繼承されるに及んで鮮銀券は急速に撤收され國幣がこれに代つた。幣制統一の大業は茲に最後の終了符を打ち、國幣は名實共に唯一の通貨として國內津々浦々に普く、その基礎は愈々確固不拔のものとなつた。

二三九一分(ゲラム)を以て價格の單位とし、之を圓と稱す」とあるのは銀本位制を規定したものである。然し乍ら同法の何處にも紙幣に對する兌換規定も、本位銀貨も存せず銀本位制と稱しても聊か趣を異にしてゐる。

同法第四條は貨幣の種類を紙幣(百圓、十圓、五圓、一圓、五角の五種)、白銅貨(一角、五分の二種)、青銅貨(一分、五厘の二種)の九種とすと規定し、貨幣の計算は十進法により一圓の十分の一を角、百

分の一を分、千分の一を厘としてゐる。(同法)然し乍ら所謂本位銀貨の鑄造は行はず、紙幣を以て完全なる法貨とし、鑄貨はその額面の百倍迄強制通用力を與へてゐる。(同法)

發券銀行は滿洲中央銀行一行に統制されてゐることは謂ふまでもない。而して滿洲中央銀行は紙幣發行高の三割以上に相當する銀塊、金塊、確實なる外國通貨又は外國銀行に對する金銀預け金を保有しなければならぬ。所謂正貨準備である。而して右正

貨準備を控除した餘餘の發行高に對しては公債證書、政府の發行又は保證せる手形其の他確實なる證券或は商業手形の保有を必要とする。これ即ち保證準備である。正貨準備と謂ひ保證準備と謂ひ何れも紙幣の濫發を未然に防止し貨幣價值の安定を圖る見地より出でたものである以上發行準備の充實に就ては發券銀行として特に心すべきことは謂ふまでもないこと、滿洲中央銀行では創業以來特にこの點に留意しその充實を期してゐる。

## 滿洲中央銀行貨幣發行高及準備高

(單位國幣千元)

發行高	發行高	正貨準備	正貨準備	保證準備	保證準備	發行高	發行高	正貨準備	正貨準備	保證準備	保證準備
大同元年七月一日	一三、一〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	四年一月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 十二月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 二月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 二年六月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 三月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 十二月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 四月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
康徳元年 六月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 五月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 十二月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 六月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 二年六月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 七月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 十二月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 八月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 二年六月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 九月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 十二月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 十月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 二年六月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 十一月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 十二月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 十二月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 三年三月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 五年一月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 六月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 二月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 九月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 三月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 十二月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 四月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 二年六月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 五月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 十二月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 六月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 二年六月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 七月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 十二月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 八月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 二年六月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 九月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 十二月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 十月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 二年六月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 十一月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八
同 十二月末	一三、八〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	同 十二月末	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八	三、九八八



通貨・金融——通貨

の散逸を防止し、産金買上の徹底を期するため、康徳四年五月十三日改正産金買上法を公布六月一日より実施し、同時に舊法は廢止された。改正の要點は産金買入人中央銀行の外政府指定の買入を加へ、民間商人の産金自由買取りを一切禁止すると共に正常なる金地金必要者に對しその買入を許可とした點等である。

産金買上法は經濟部(舊財政部)大臣の決定するところ、初期は時價を基準として、毎週土曜日、翌週中の買上値段を決定公表してゐたが、康徳四年五月の改正産金買上法公布を機に日滿一體の立前から日本政府と歩調を合することとなり五月十五日より瓦二十七錢の引上を行ひ、更に翌五年四月三十日一瓦三圓八十五錢と八錢方の再引上を斷行し今日に及んでゐる、右再引上の際に特筆すべき一時は従来の買上値段は倫敦金地相場を基準としてこれより稍下幅に置かれてゐたのであるが、新買上値段は米國政府の買上値段(一オンス三五五)を基準に對米爲替相場(二九弗)に換算算定して決定したことで右改正により買上値段は全く國際的水準に達するに至つた。

滿洲中央銀行産金買上價格表  
買上價格  
大正二年六月二十四日—七月八日 二・三九

Table with columns for date (e.g., 七月九日, 八月十三日) and price (e.g., 二・三一, 二・四〇). It lists daily gold purchase prices over time.

Table titled '累年産金買上狀況' (Annual Gold Purchase Status) with columns for year (e.g., 大正二年(下半年), 康徳元年) and amount (e.g., 三〇,〇〇〇, 三〇,〇〇〇). It shows cumulative gold purchase amounts.

國幣の發行狀況

滿洲國の貨幣の製造及發行は政府に歸屬し、滿洲中央銀行をしてこれを發行はしめてゐる。

建國の當初は取敢へず日本の内閣印刷局に對し紙幣の印刷を依頼し、これが到濟まで尙東三省銀號の現大洋票を改造使用したが、大同元年九月十日、五角券、同十一月十日十圓券、同十二月二十日一圓券、大同二年四月十日百圓券、同六月一日五圓券が夫々發行された。又鑄貨即ち補助貨は奉天の鑄幣廠を應急修理し機械を増設し、大同二年五月一日より作業を開始し、同月二十日より白銅貨、同八月一日より青銅貨の發行が行はれ、今日では紙幣と共に全國に普く日常取引に貢獻してゐる。

經濟の繁榮に翌四年十二月には最高發行高三億一千八百萬圓と更に新記録を作り國幣は全國に普きに至つた。

Table titled '國幣發行高內幕' (Domestic Currency Issuance Details) with columns for year (e.g., 大正二年十二月末) and amount (e.g., 三,〇〇〇,〇〇〇). It details the issuance of various types of currency.

各般の基礎的工作は一應完了、應々第二段の積極的擴充時代に入つた。これを金融部門より見ても産業開發、經濟活動の根本的條件たる幣制統一及貨幣價値の安定は既に實現し、金融機構また一體整備して産業開發、經濟建設への體格は完了し、今や第二の飛躍時代に入つてゐる。



通貨・金融—金融

し、同月五日滿洲興業銀行の創設を見るこ  
ととなつたかくて滿洲國の金融機構は一應  
の整備を見るに至つたのである。即ち滿洲  
國金融機構の總元締として建國多々の際、  
滿洲中央銀行が創設され、これを中心に産  
業開發に必要な長期低利の産業金融機關と  
して滿洲興業銀行が臨時乍ら設立され、更  
に普通銀行の補充、金融合作社の張大強  
化策が進み長期産業金融、一般商業金融、  
農業金融、融底民金融等各方面に亘り、第  
一の金融機構の確立を見るに至つた。

極めて高く、而も各省各々獨立の立場に在  
つて地方により甚しい差異が存してゐた。  
よつて政府並に滿洲中央銀行では先づ金利  
の統一を圖り、更に漸進的にその低下に努  
めた。滿洲中央銀行創業當初の金利は舊官  
銀のそれを踏襲したものであるが、先づ  
金利水準低下の第一石として大同元年九月  
一日預金及貸出の兩部門に亘り大幅の金利  
引下を斷行、續いて大同二年七月一日及康  
德元年五月と矢繼早に再引下を行つた。尤  
も翌二年四月に至り幣價維持及支那の高金  
利に鑑み預金利率の引上を行つたが、康德

三年一月一日より朝鮮銀行との協定に従ひ  
定期預金の引下を行ひ、更に同年五月十日  
日本の低金利政策に呼應して國內金利水準  
低下の爲め預金利率の再引下を行つた。滿  
洲興業銀行が創立されるや同行と提携、低  
金利政策を一段と強化し日滿一體の實を擧  
げるべく四年一月一日より預金貸出共に更  
に引下を行ひ今日に至つてゐる。  
一般普通銀行其他に於ても滿洲中央銀行  
の低金利政策に順應して逐次引下を行ひ來  
つたが、滿洲經濟の特殊事情より未だ相當  
高率たるは免れない。

滿洲中央銀行標準金利

改正年月日 大元九二 大七一 康元二 康三二 康三二 康三二 康三二

定期預金 六箇月 六〇 四八 三五 二五 一五 一〇

一箇年 七三 六〇 四〇 三〇 二〇 一五

常座預金 〇・五 〇・七 〇・七 〇・七 〇・七 〇・七

特別常座預金 〇・五 〇・七 〇・七 〇・七 〇・七 〇・七

通知預金 一・〇 一・〇 一・〇 一・〇 一・〇 一・〇

出 大元九二 大七一 康元二 康三二 康三二 康三二

改正年月日 大元九二 大七一 康元二 康三二 康三二 康三二

滿洲國公債 二・五 二・五 二・五 二・五 二・五 二・五

手形割引 二・五 二・五 二・五 二・五 二・五 二・五

國庫券 二・五 二・五 二・五 二・五 二・五 二・五

債券 二・五 二・五 二・五 二・五 二・五 二・五

商 品 擔 保 二・五 二・五 二・五 二・五 二・五 二・五

不 動 產 擔 保 二・五 二・五 二・五 二・五 二・五 二・五

其 他 擔 保 二・五 二・五 二・五 二・五 二・五 二・五

定期預金は年利歩其他に日歩分(%)

1 康德三年一月及同年五月改正預金利率中預金内は利率は新京、奉天、  
哈爾濱、安東、營口の五大都市に限る。

2 康德四年一月四日改正預金利率中預金内利率は前記五大都市並に大連  
及滿鐵沿線都市に限る。

滿洲興業銀行標準金利

定期預金 四・〇(三・八) 國債證券擔保 一・三

特別常座預金 〇・二 手形割引 一・五

通知預金 〇・七 長期貸付 七・〇

3 定期預金及長期貸付利率は年利歩、其他は何れも日歩分。  
括弧内利率は滿鐵沿線沿線及哈爾濱、吉林所在各店に適用。

主要都市普通銀行預金利率 (康德五年六月)

都市	六箇月		十二箇月		定期預金		特別常座預金		通知預金	
	内國	日本	内國	日本	内國	日本	内國	日本	内國	日本
新 京	六・五	五・〇	七・〇	五・五	五・〇	四・五	一・五	一・〇	一・〇	一・〇
奉 天	五・〇	四・〇	五・五	四・五	五・〇	四・五	一・五	一・〇	一・〇	一・〇
哈 爾 濱	四・五	三・五	五・〇	四・〇	四・五	四・〇	一・五	一・〇	一・〇	一・〇
大 連	四・〇	三・〇	四・五	三・五	四・〇	三・五	一・五	一・〇	一・〇	一・〇
安 東	三・五	二・五	四・〇	三・〇	三・五	三・〇	一・五	一・〇	一・〇	一・〇
齊 齊 哈 爾	三・〇	二・〇	三・五	二・五	三・〇	二・五	一・五	一・〇	一・〇	一・〇

(註) 内國：内國普通銀行、日本：日本系普通銀行、中國：中國系普通銀行の略利率は定期預金は年利歩其他は日歩分(%)。

主要都市普通銀行貸出利率 (康德五年六月)

都市	六箇月		十二箇月		定期預金		特別常座預金		通知預金	
	内國	日本	内國	日本	内國	日本	内國	日本	内國	日本
新 京	六・五	五・〇	七・〇	五・五	五・〇	四・五	一・五	一・〇	一・〇	一・〇
奉 天	五・〇	四・〇	五・五	四・五	五・〇	四・五	一・五	一・〇	一・〇	一・〇
哈 爾 濱	四・五	三・五	五・〇	四・〇	四・五	四・〇	一・五	一・〇	一・〇	一・〇
大 連	四・〇	三・〇	四・五	三・五	四・〇	三・五	一・五	一・〇	一・〇	一・〇
安 東	三・五	二・五	四・〇	三・〇	三・五	三・〇	一・五	一・〇	一・〇	一・〇
齊 齊 哈 爾	三・〇	二・〇	三・五	二・五	三・〇	二・五	一・五	一・〇	一・〇	一・〇

(註) 内國：内國普通銀行、日本：日本系普通銀行、中國：中國系普通銀行の略利率は定期預金は年利歩其他は日歩分(%)。

通貨・金融—金融







全國銀行勘定調 (經濟部銀行科調査) (昭和五年六月末現在)

資産之部 (金額單位千円)		負債之部 (金額單位千円)	
内國銀行	外國銀行	内國銀行	外國銀行
現金	1,250	現金	1,250
預金	1,250	預金	1,250
貸付	1,250	貸付	1,250
有價証券	1,250	有價証券	1,250
其他	1,250	其他	1,250
合計	5,000	合計	5,000

金融政策

概況 滿洲中央銀行の創設に際しては、發行の準備は完全に解決し、舊官銀は之に過水されたが、金融統制は漸くその第一歩を踏み出したに止まり、尙ほ解決すべき重大案件は山積し、而も何れも極めて困難なるを思はせるものがあった。その第一は所謂普通銀行の育成である。銀行や當舗は中小商工業者の金融に重大な役割を演じてゐたのであるが、極めて原始的な機關で、内容も至つて貧乏なるを免れなかつた。また普

通銀行と稱し得べきもの無いではなかつたが、經營方針の放漫と世界不況に加ふるに事變後の一時的經濟界の混亂等により銀行としての機能を喪失し、我國直後銀行の機能を發揮せるものは皆無の状態にあつた。茲に於て政府は金融統制第二段の工作として普通銀行の再建及びその健全なる發展を指導誘致すると共に適當な取締りを加へ、産業經濟の發展を促し併せて預金者の保護を圖ることが緊急の對策なりとして、政府はこれが基礎的法規として銀行法を公布、實施することとなつた。

銀行法の制定 滿洲國銀行法はかくの如き経緯により大同二年十一月九日公布實施され、その施行細則も同日附を以て公布實施された。銀行法は全文二十二箇條(後に二箇條追加)より成り、その第一條に於て預金の受入、金銭の貸付又は手形の割引、爲替取引等を行ふものはその名稱の如何に拘らず凡て銀行とするとして銀行の範圍を規定し、新規營業は勿論從來この種營業を行ひ來つたものも凡て政府の許可を要することとした。而してその營業許可期限を康徳元年十二月末日右許可申請書の提出期限

を同年六月末日迄とした。

これに基づき法定期限迄に營業許可の申請を爲したものは總數百六十九の多きに及んだ。これらは従來銀行と稱してきた者は勿論儲蓄會と稱したものと並に錢舖と稱してゐたもの等も銀行法第一條の銀行業に該當する業務を営み來つたもの凡てを含んでゐる。而して右營業許可の證に當つて政府は逐一現地調査を行ひ、地方經濟界の状況に當該銀行の資産内容の實態を慎重検討し、内容の比較的良好的なるものに對しては許可を與へることとし認可期限たる康徳元年十二月末までに左の如き處置を決定した。

營業許可限令を與へたるもの	營業不許可限令を與へたるもの	合併により減少したるもの	申請取下を爲したるもの
八八	五九	一五	一六九
申請數	許可數		
既存の中國銀行	二九		
従來の内國銀行	一一		
従來の儲蓄會	四		
従來の錢舖	一六九		
計	五一		八八

通貨・金融—金融

弱少銀行の整理 かくして普通銀行の第一次の基礎的整理は終了したのであるが、是等の許可を與へた銀行の大部分も従來の金融機關に急激な變化を來させないやう寛大な態度を以て臨み、比較的内容の良好なものを選んで許可を與へたに過ぎず、その組織に於て、その資本金額に於て遺憾の點無しとなつた。即ち右八十八行中中國人組織のもの四十行、資本金十萬圓未満のもの三十五行を算した事實によつても如何に貧弱なものであつたかと窺はれやう。依つて政府は今後の圓滑なる運営を期する爲め康徳二年十月弱少銀行と目される四十行に對し組織の合理化及資本増加に關する指針を與へ、之に順應する實力無きものは合併若くは廢業を勸奨した。

監督指導方針として新設銀行は凡て株式會社形態を採らしめ、その資本金も既設新設銀行を通じ、新京特別市、哈爾濱市、奉天市等の大都市は四十萬圓以上、齊齊哈爾、吉林、營口、安東等は三十萬圓以上、其他縣公署所在地は二十萬圓以上、以上の何れにも該當しないものは十萬圓以上といふ大體の基準を定めその改善強化を圖つた結果、普通銀行は漸次近代的形態を備へ、内容的にも改善の跡顯著なるものがある。元來普通銀行に對する經濟部(財政部)當局の方針は主要都市に於ける中小商工業者に對する短期金融であつて、地方小都市及農村に於ける金融は金融合作社をして當らしめ、その業務の觀合及廢業を防止し以て夫々の分野に十分な活動を行はしむるにある。従つてその普通銀行の整理及強化策も自らこの方向に向つて進んでゐる。即ち第二次整理後殘存すべき普通銀行の殆んど大部分は新京、奉天、哈爾濱、安東、營口、吉林等の主要都市に存在するものであり、各地地場銀行の強化策もこれらの主要都市に於て行はれてゐる。かかる地場銀行主義の強化は大銀行主義の資本偏在の弊を可及的に防止するの目的に出でたものである。



の下に主として農村に重点を置き全国的に普及化する方針を採った。尤も主要都市に於て都市合作社の設立を見たが、これは決して政府の強制方針の矛盾からではない。即ち普通銀行と合作社は夫々その対象を異にし、合作社は所謂庶民大衆である。都市に於て金融機關を持たない庶民大衆の機關として都市合作社を設立したものであつて普通銀行と競合するが如きことは全く在り得ないことである。

尙ほ滿洲興業銀行の創設組織に就ては後に詳述する。  
治外の撤廃と日本系機關の改組 滿洲國內に營業を行ひつゝあり乍ら治外法權を有する日本系銀行に對しては政府の統制の觸手は伸びず、たゞ自發的協力に俟つの外なき状態であつたが、日本の大乗的見地に基く治外法權の撤廢の期が決定し康徳三年七月一日決行された第一次的撤廢に伴つて附屬地外金融行政權が移譲されるや、附屬地外の日本系銀行にも銀行法が適用された。然し乍らこれら銀行に對し直に關係法令の適用を強制することは好んで急激な變化を與へることとなるので過渡的辦法として唯屈出により従来の假營業繼續を認め日本則金融業者の營業上の既得權を尊重するの方策に出づた。その結果同年七月一日現

在に於て附屬地外銀行は三十一行五十五店を算してゐたが、八月三十一日の法定期限迄に悉くその手續を了し、極めて順調に移管が行はれた。

越へて康徳四年十二月一日の治外の全面的撤廢により附屬地内の日本系銀行にも政府の監督權が及ぶこととなり茲に國內の日本系銀行は全く滿洲國の銀行法が適用されるに至つた。然し乍らこの全面的撤廢に際しても三年七月一日の一部撤廢に際して行はれた如く、銀行法中改正の件を公布し只十二月三十一日迄に届出ることにより營業繼續が認められ、各銀行は夫々所定期日迄にその手續を了したのであつた。かくして獨立國家として滿洲國の金融行政權は完全に政府の掌握する所となり國內金融統制も一段と推進されるに至つた。

利息制限法公布實施 法外高利を貪るの弊を除去する爲め、滿洲國政府は治外法權撤廢の康徳四年十二月一日利息制限法を公布した。同法は私法上の金錢の消費貸借によつて生じた債權の利息に對し、最高限度を一率に年二割(實業に對しては別に實業取締法に據る)とし、日本の如く金額の多寡は問題としない。若し右の制限を越へて利息の支拂を爲した時はその超過分に對しその返還を請求し得ることと規定し、そ

の時効期間を五箇年としてゐる。國內の日本人間消費貸借にも適用を見ることは謂ふまでもない。

滿洲銀行協會 康徳三年十月銀行業者の連絡を緊密にし、相互の意思の疎通を因り以て業務の圓滑なる運行を期するため、新京、奉天、哈爾濱の三大都市銀行家懇談會を開設したのが、抑々の發端で、翌四年三月更にその範圍を三大都市より主要都市に擴大し奉天に各主要都市銀行業者の懇談會を開催した際全滿に互る銀行業者の懇談會を組織するの方針が決し、康徳五年三月奉天にその開催を見た。この席上全滿銀行業者の連絡機關として滿洲銀行協會創設の議が決定し、議決の準備を遂げて同年九月十六日新京に於て創立總會が開會され、規約其他を決議した、同協會は本部を新京に置き、國內普通銀行を會員とし外に滿洲中央銀行を名譽會員、滿洲興業銀行を特別會員とし國內銀行作業の健全なる發展を圖り産業の興隆を期せんとするものである。

一、銀行業者の聯絡を更に緊密にする爲め臨時に召集するものなり  
二、其他銀行業者の使命遂行上特に必要と認めらるる事項  
が擧げられてゐる。初代會長には王荊山氏

(符通商業銀行前理事長)副會長には方覺恩氏(奉天商工銀行前理事長)が選任された。

滿洲中央銀行

組織 滿洲中央銀行は大同元年六月十一日公布の滿洲中央銀行法及同日附滿洲中央銀行組織辦法に基づき設立された株式會社である。

(一) 資本及株式 資本金國幣三千萬圓三十萬株一株の額面國幣百圓である。設立の際半額十五萬株は政府に於て引受け、残部半額は後日これを募集することとし第一回拂込一株は付五十圓即ち總額七百五十萬圓、大同二年七月一日更に第二回拂込七萬五千圓を徴收し、現在拂込額は一千五百萬圓である。

株式は總て記名式とし特に政府の許可を受けた者以外は株主たり得ず、又政府は同行の株式五萬株以上を引受ける義務あり、右限度の株式に就ては譲渡又は處分を爲し得ない旨規定されてゐる。

(二) 業務 中央銀行の營業は(イ)貨幣の製造及び發行(ロ)一般銀行業務である。一般銀行業務及附屬業務の内容を列擧すれば次の如くである。

(イ)政府發行の券形、爲替券形、其他券形の割引又は買入(ロ)金融機關間通貨を擔保とする貸付(ハ)金

融國外國通貨の買入(ニ)預り金及當座貸付(ホ)金銀、外國通貨、貴重品並に諸國券類の保管預り(ヘ)公債證券、政府發行の券形其他政府の保證に係る各種の證券を擔保とする貸付(ト)確實なる擔保ある貸付(チ)平常取引約定ある諸會社銀行又は商人の爲の券形取立(リ)信託及爲替(ス)營業の都合により國債證券、地方債證券其他政府の指定する確實なる有價證券の買入並に經濟部大臣の認可を受け公共團體及び金融合作社聯合會對する無擔保貸付(ル)政府の許可を得て借入金を得ること(レ)豫め政府の許可を得たる銀行への預け金(ワ)國庫金の取扱及地方團體の公金取扱業務の代理(カ)政府の許可を得て他の銀行の代理

(三) 營業期 一箇年を二期に分ち一月より六月迄七月より十二月迄を各一期としてゐる。

(四) 利益金處分と納付金制度 利益金處分に際し(イ)資本の減損を補ふ爲め純益の百分の八以上を積立て(缺損補填準備金)(ロ)利益金配當の平均を保つ爲め純益の百分の二以上を積立て(配當平均準備金)(ハ)以上兩積立の外純益の百分の二十以上を積立て金融外國通貨又は金勘定預け金として保有することを要する。

更に株主に對し配當し得べき利益金額が拂込資本に對し一年一割を超へる時はその超過額の四分の三を政府に納付するを要する。

(五) 監理官制度 政府は中央銀行監理官を置き中央銀行一般の事務を監理せしめ

てゐる。監理官の身分、權限等に關しては別に滿洲中央銀行監理官章程を以て規定してゐる。

本支店所在地 總行を新京に置き東京に支店(別項參照)奉天、吉林、哈爾濱、齊齊哈爾の四地に分行を、其他の各樞要地に支行又は辦事處、出張員事務所を置いてゐる。

更に北支の新情勢に伴ひ、滿支間の連絡を緊密ならしむる爲め康徳五年九月一日より北京に辦事處、天津に支行を開設した。康徳五年九月末現在營業所在地を擧ぐれば左の如くである。

○總行 新京(○)  
○分行 奉天、吉林、齊齊哈爾(○)、哈爾濱(○)  
○支行及辦事處

- (新京特別市) 新京北大街
- (奉天省、三〇) 奉天小西門、同千代田(○)、撫順、清源、山城鎮、海龍、錦州鎮、西豐、西安、東豐、興京、木溪湖、遼陽(○)、海城、營口、蓋平、瓦房店、遼中、新民、鐵嶺(○)、開原、開通、法庫、昌圖、八面城、四平街、郭家店、輝南、雙山、大石橋
- (吉林省、一五) 吉林東關、敦化、樺甸、磐石、伊通、公主嶺(○)、長嶺、農安、扶餘、三岔河、德惠、懷德、九臺、蛟河、雙陽
- (龍江省、一五) 昂々溪、泰來、大賚、白旗子、洮南、林甸、拜泉、訥河、拉哈、慶安、克山、通榆、北安(○)、明水、嫩江



通貨・金融——金融

(浙江省、一八) 哈爾濱道外、雙陽、五常、一面坡、寶興、巴彥、呼蘭、綏化、興山、通遼、海倫、遼寧、青島、甜水崗、安東、豐鎮、臨西、(牡丹江省五) 梨樹鎮、崇山、寧安、牡丹江(〇)、(熱河省、五) 承德(〇)、平泉、凌源、赤峰、開場、(龍州省、一六) 錦州(〇)、興城、中、山海關、瀋陽、遼寧、北鎮、瀋陽、新立屯、鳳山、(安東省、六) 安東(〇)、莊河、岫巖、鳳城、寬甸、(通化省、七) 撫河、輝南、柳河、通化、臨江、長白、撫松(辦事處)、(遼寧省、四) 延吉、開通、柳河、輝南、(三江省、八) 佳木斯(〇)、鶴崗、依蘭、通河、富錦、勃利、林口、寶清(辦事處)、(興安省、七) 海拉爾(〇)、通遼、扎蘭屯、滿洲里、開通、王爺廟、林西

(北支) 張家口(辦事處)、天津、北京(辦事處)、(關東州) 大連(日本銀行支店) (註) 地名上(〇)は日本銀行代理店

的工作等幾多の重要問題を處理し來り、内容は創業當時に比して面目を一新した。業績も従つて毎に擧り來つたが、配當は初期以來六分配當に抑制極力内容の充實を期してゐる。主要業務につきその概況を示せば左の如くである。

Table with columns for '各期末預金' (各期末預金) and '各期末貸出' (各期末貸出). Rows include '定期預金', '活期預金', '貸出' with sub-categories like '政府預金', '民間預金', '政府貸出', '民間貸出'. Data spans from 1914 to 1917.

貸出内譯 (單位千円)

Table showing '貸出内譯' (貸出内譯) with columns for '三年下期', '三年上期', '四年下期', '四年上期', '五年下期', '五年上期'. Rows include '政府貸上金', '付金', '貸付金', '貸付金', '貸付金', '貸付金', '貸付金', '貸付金', '貸付金', '貸付金'.

(一) 爲替 (イ) 内國爲替 滿洲中央銀行は創業以來鋭意幣制の統一、貨幣價値の安定を圖ると共に、舊官銀號より繼承した業務の整理を行ひ、金融の疎通、産業開發に努めてゐる。即ち支行分行の聯合並に新設による營業網の整備充實、附屬業務の分離、引當資産の整理業務の刷新擴充國庫金の取扱、幣制の建設

Table showing '内國爲替取組高' (内國爲替取組高) with columns for '受入高' and '支拂高'. Rows include '大同元年下期', '大同元年上期', '大同二年下期', '大同二年上期', '大同三年下期', '大同三年上期', '大同四年下期', '大同四年上期', '大同五年下期', '大同五年上期'.

通貨・金融——金融

(ロ) 外國爲替 舊政權當時の外國爲替は外國銀行の取扱ふところとなり國內に廣く外國爲替を取扱ふものは皆無の状態にあつた。茲に於て滿洲中央銀行は業務の整備に伴ひ次第に外國にコルレス網を張りその擴充強化に努めた結果日本の主要都市は勿論歐米諸國とも取引を爲し得るに至つた。尙ほ康徳四年九月東京支店を開設、從來朝鮮銀行を通じて行はれてゐた日滿爲替は直接同行が取扱ふこととなり日滿間の送金は非常に便利となつた。主要なるコルレス先銀行を擧げれば左の通り。

ととなつたので、同行は新京、奉天、安東、哈爾濱、佳木斯、龍井、大黒河等に産金買上所を開設これに従事してゐる。因に産金買上値段は數次に反つて引上げられ現在は一瓦三圓八十五錢と完全に國際的水準に達してゐる。(通貨)の産金買上の項参照











社員の相互扶助を根本精神とし、社員の經濟を發達せしむる爲めに社員に對し金融を關する一つの社團法人でその業務は

(イ)社員に對しその經濟的發展は必要なる資金の貸付(ロ)社員に對し預金及積金の受入、(ハ)經濟部大臣の認可を受け社員外の者より預金及積金の受入。

初期は未だ試験時代であつた爲め據るべき法が存しなかつたが、全國的に普及せしめる政府の方針が決定するや、康徳元年九月十七日金融合作社法を公布實施、續いて同月二十九日施行規則を公布實施し、積極的な保護監督を加へ、その健全なる發展を促進しつゝある。而して金融合作社に對する政府の指導方針としては(イ)組合精神の發達、(ロ)監督權の一元化、(ハ)一縣一社主義、(ニ)金融重點主義、(ホ)貸付嚴査主義等が擧げられやう。

貸付限度 貸付業務はその性質上社員に限らるべきことは言を俟たないが、その無制限な貸出は却つて社員の經濟的發展を危殆に導くのみならず、合作社の基礎を危くし、更に又資金の利用が一部社員に偏する虞があるため、貸付限度に就ては一定の制限を加へ、限度以上の貸出を禁じてゐる。當初村落合作社は無擔保貸二百圓迄、擔保貸五百圓迄、都市合作社は前者一千圓迄後者三千圓迄としてゐたが、康徳五年五月十

金融合作社一覽

Table listing financial cooperatives by province (e.g., 吉林省, 遼寧省, 山東省) with columns for name, location, and status.

金融合作社概況

は昭和三年五月公布の金融組合會の適用を受けつゝあつた。治外法權撤廢を前にして附屬地内組合はその中央機關たる滿洲金融組合聯合會を脱會し、新に聯合會(新滿洲金融組合聯合會)を組織し新に本部を置き滿洲國への移管に備へた。之と同時に關東州内のみの聯合會となつた、舊滿洲金融組合聯合會は關東州金融組合聯合會と改稱し、法權撤廢と共に完全に二分され、一は滿洲國、他は從來通り關東局の監督を受けることとなつた。

Table showing financial data for 康徳元年六月末 (June 1934), including 預金及積金 (Savings and Reserves) and 貸付 (Loans).

貸出高用途別

Table showing loan disbursement by purpose (用途別) for 康徳元年六月末, including 農業資金 (Agriculture), 工業資金 (Industry), and 其他 (Others).

其他の金融機關

金融組合 治外法權撤廢と共に舊附屬地内の金融組合は金融合作社法の適用を受け、滿洲國政府の監督下に入つた。元來金融組合は大正十三年以降關東(關東局)の











通貨・金融——金融

行の活躍分野を概然展開することとなり、又金券の統一に就ては大正六年十二月一日よりその流通を朝鮮銀行券に限ることとした。然るに昭和七年三月満洲國が成立し滿洲中央銀行に依りて幣制が統一されるに及んで國幣發行高の漸増に反比例して朝鮮銀

在滿邦人銀行一覽 (昭和十三年六月末)

銀行名	本店	設立年月	資本	支店出張所、置出所、所在地
朝鮮正金銀行	大連	1907.03.01	100,000	大連、奉天、哈爾濱、新京、營口
朝鮮銀行	京城	1907.03.01	100,000	大連
朝鮮銀行	北平	1907.03.01	100,000	大連
朝鮮銀行	大連	1907.03.01	100,000	大連
朝鮮銀行	安東	1907.03.01	100,000	大連
朝鮮銀行	安東	1907.03.01	100,000	大連
朝鮮銀行	安東	1907.03.01	100,000	大連

行券並に正金銀行券の流通範圍は縮小され遂に正金銀行券は昭和十一年十月その發行を停止され朝鮮銀も十二年一月を期して滿洲國內より撤退するに到つた、尙ほ普通銀行としては正金、滿洲の他十有餘の銀行があり正金銀行の如きは創立明治三十九年の古

日本側銀行預金及び貸出高

預金	内關東州内	貸出	内關東州内
昭和十三年一月	1,121,750,000	1,020,000,000	1,121,750,000
二月	1,101,010,000	1,020,000,000	1,101,010,000
三月	1,101,010,000	1,020,000,000	1,101,010,000
四月	1,101,010,000	1,020,000,000	1,101,010,000
五月	1,101,010,000	1,020,000,000	1,101,010,000
六月	1,101,010,000	1,020,000,000	1,101,010,000

鮮銀正金銀券發行高

昭和十二年六月	鮮銀券	正金銀券	總額
六月	1,500,000	1,000,000	2,500,000
七月	1,500,000	1,000,000	2,500,000
八月	1,500,000	1,000,000	2,500,000
九月	1,500,000	1,000,000	2,500,000
十月	1,500,000	1,000,000	2,500,000
十一月	1,500,000	1,000,000	2,500,000
十二月	1,500,000	1,000,000	2,500,000

三大都市手形交換高 (單位千円)

年	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	合計
昭和十一年	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	3,000,000
昭和十二年	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	3,000,000
昭和十三年	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	3,000,000
昭和十四年	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	3,000,000
昭和十五年	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	3,000,000
昭和十六年	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	1,000,000	100,000	3,000,000



建國後の概観

概説 滿洲國の海外貿易は建國の初期に於ては國內治安の混亂に加へるに打撃く各種の災害によつて招來された農産物の減收、更に世界的不況の深化に伴ふ農産物特價の暴落と海外市場の萎縮沈没等、各種の事情から著しく減退し、殊に輸出貿易は深刻な不振状態を示した、その後治安の恢復に伴ふ各種建設工作の進展、交通網の整備充實による産業の振興、更に海外市場の好轉等から康徳二年後半より漸く立直りの兆を見せ、同三年度以降は輸出、輸入共に著しい飛躍發展を辿つてゐる。就中輸入貿易は國內産業の開發、鐵道外各種建設工事の加速度的進捗と共に輸出貿易に先じて恢復し、車輛、機械工具類、鐵材、木材その他各種建設材料は際立つて増加し、これら建設關係材料は一躍輸入品的主要部分を占めるに至つた。勿論輸出貿易に於ても、農産物價の目覺しい恢復に兩三年來頗るその金額を

貿易——建國後の概観

増大してきた。然し乍ら輸入貿易の躍進が輸出に先んじ、而もその増加率に於ても輸出のそれを遙かに凌ぐものがあつた爲め、貿易収支は累年の出超より大同二年遂に入超に轉じ、而もその入超額は年々増大し、貿易収支は巨額の支拂超過を示現するに至つた。從來滿洲は農産物を輸出し、この代金で工業製品、食料品等日常必需品を輸入し貿易収支は從つて年々巨額の出超を示すのを常態とし、貿易収支が入超を示したことは三十餘年の貿易史上僅か數年に過ぎず、寧ろ特殊の事情に基く例外的現象であつた。然るに大同二年以降突然入超を常態とするに至り、輸出貿易の不振もさることながら輸入貿易が如何に旺盛を極めたか思ひ半に過ぎざるものがある。

建國後の經過 大同元年即ち建國第一年度は總貿易額九億五千六百萬圓で前年に比較し一億二千五百萬圓(一・六%)の増減を示し、就中輸出貿易は前年より一億二千五百萬圓(一・六%)の増減を示し、翌二年は輸出は更に前年より二七%の減少を辿つた。然るに一方輸入貿易は建設材料の著増から果敢激増し、輸出貿易の不振を補つて總貿易額は稍増加するに至つた。かゝる輸出減、輸入増の爲め貿易収支は六千七百萬圓の入超に轉じた。大同元年の出超二億八千萬圓、その前年の出超三億九千萬圓に比すれば非常な逆轉である。翌康徳元年以降輸出貿易に尙ほ不振の域を脱しなかつたが輸入は益々増大の一途を辿り、康徳四年は輸入のみで八億八千七百萬圓と空前の巨額に上つた。一方不振の極にあつた輸出貿易も康徳二年の後半期より漸く増勢に向ひ、康徳三年度は二年度より一億八千二百萬圓(四三%)の著増、翌四年は更に四千二百餘萬圓増(七%)の六億四千五百萬圓と、輸出貿易も建國以來の肥後的好調を示し、かくて輸出入總額は十五億三千二百萬圓と更に新記録に躍進した。建國初年度に比すれば金額の上では五億七千七百萬圓増(六〇%)の著増で非常な躍進と稱さねばならぬ。而して貿易収支は年々入超額を増し、四年に於ては二億四千八百萬圓とこれ又空前の記録の入超である。

一二七

今建國前後の輸出入貿易の推移を示せば左表の如くである。



貿易—建國後の概観

全滿輸出貿易年比較

(單位: 國幣大元元年)  
一、五、六を以て換算す

年	輸出	輸入	合計
民國十一年(一九二二)	2,250,000,000	2,250,000,000	4,500,000,000
同十二年(一九二三)	2,700,000,000	2,700,000,000	5,400,000,000
同十三年(一九二四)	2,800,000,000	2,800,000,000	5,600,000,000
同十四年(一九二五)	3,000,000,000	3,000,000,000	6,000,000,000
同十五年(一九二六)	3,200,000,000	3,200,000,000	6,400,000,000
同十六年(一九二七)	3,500,000,000	3,500,000,000	7,000,000,000

輸出超過 (▲印輸入超過)

十七年(一九二八)	3,800,000,000
十八年(一九二九)	4,200,000,000
十九年(一九三〇)	4,500,000,000
二十年(一九三一)	4,800,000,000
二十一年(一九三二)	5,200,000,000
二十二年(一九三三)	5,500,000,000
二十三年(一九三四)	5,800,000,000
二十四年(一九三五)	6,200,000,000
二十五年(一九三六)	6,500,000,000
二十六年(一九三七)	6,800,000,000

全滿純輸出貿易 (單位: 千円)  
▲印輸入超過

年	輸出超過	輸入超過
十七年(一九二八)	1,000,000,000	0
十八年(一九二九)	1,200,000,000	0
十九年(一九三〇)	1,400,000,000	0
二十年(一九三一)	1,600,000,000	0
二十一年(一九三二)	1,800,000,000	0
二十二年(一九三三)	2,000,000,000	0
二十三年(一九三四)	2,200,000,000	0
二十四年(一九三五)	2,400,000,000	0
二十五年(一九三六)	2,600,000,000	0
二十六年(一九三七)	2,800,000,000	0

全滿純輸出貿易

年	輸出超過	輸入超過
十七年(一九二八)	1,000,000,000	0
十八年(一九二九)	1,200,000,000	0
十九年(一九三〇)	1,400,000,000	0
二十年(一九三一)	1,600,000,000	0
二十一年(一九三二)	1,800,000,000	0
二十二年(一九三三)	2,000,000,000	0
二十三年(一九三四)	2,200,000,000	0
二十四年(一九三五)	2,400,000,000	0
二十五年(一九三六)	2,600,000,000	0
二十六年(一九三七)	2,800,000,000	0

がある。前掲表の輸出貿易の躍進も再輸出の増加が與つて力あることが知られる。輸入貿易に於ても略同様で建國前五ヶ年平均基準指数は一九四となり。二倍弱の増加に止まり、輸出合計に於ては指数一三〇と三割方の増加に過ぎない。關東州就中大連

年	輸出超過	輸入超過
十七年(一九二八)	1,000,000,000	0
十八年(一九二九)	1,200,000,000	0
十九年(一九三〇)	1,400,000,000	0
二十年(一九三一)	1,600,000,000	0
二十一年(一九三二)	1,800,000,000	0
二十二年(一九三三)	2,000,000,000	0
二十三年(一九三四)	2,200,000,000	0
二十四年(一九三五)	2,400,000,000	0
二十五年(一九三六)	2,600,000,000	0
二十六年(一九三七)	2,800,000,000	0

輸出貿易の構成内容 滿洲は産業的に未開發であつて、尙ほ原始農業國の域を脱しない。従つて輸出品は農産品が大部分を占め、輸入品は全製品、主として工業製品が重要な割合を占めることは當然と謂はねばならぬ。最近の輸出入貿易内容を生産工程別に分類、表示すれば左表の如く輸出部門に於ては原料品及原料用製品が八〇%以上を占め、全製品は僅かに三、四%を占めるに過ぎない。然し乍ら百分率に於ては

輸出貿易生産工程別構成内容 (單位: 千円)

類別	康徳元年	康徳二年	康徳三年	康徳四年
食料品	1,000,000,000	1,200,000,000	1,500,000,000	1,800,000,000
原料品	8,000,000,000	8,500,000,000	9,000,000,000	9,500,000,000
原料用製品	10,000,000,000	10,500,000,000	11,000,000,000	11,500,000,000
全製品	3,000,000,000	3,500,000,000	4,000,000,000	4,500,000,000
合計	22,000,000,000	23,700,000,000	25,500,000,000	27,300,000,000

輸入貿易生産工程別構成内容 (單位: 千円)

類別	康徳元年	康徳二年	康徳三年	康徳四年
食料品及嗜好品	2,000,000,000	2,200,000,000	2,400,000,000	2,600,000,000
原料品	1,500,000,000	1,600,000,000	1,700,000,000	1,800,000,000
原料用製品	1,000,000,000	1,100,000,000	1,200,000,000	1,300,000,000
全製品	5,000,000,000	5,500,000,000	6,000,000,000	6,500,000,000
合計	9,500,000,000	10,400,000,000	11,300,000,000	12,200,000,000

僅かとは謂へ全製品が年々その事を昂め、金額に於ても年々著しい飛躍を示しつつあることは注目されるべき現象である。一方輸入部門に於ては全製品が壓倒的なことは前述の如くで、康徳元年の四五%より累年その事を昂め、同四年には五三%と過半を占めてゐる。原料用製品が康徳元年の一六%より同四年には一三%に減じ、反對に原料品が五%より七%に増加してきたことは國內工業の勃興を反映したものと

して興味深い。また食料及嗜好品が康徳元年の二〇%より同四年には一三%と減少してゐるのも重要輸入品の一たる小麦粉が國內自給政策により減少したことが主因たることよりしてこれまた國內工業勃興の反映と解して好い。かくて僅か三、四年間の短時に輸出、輸入共に程度ではあるが國內工業の勃興が貿易統計に反映し來つたことは、今後の滿洲國貿易の動向を示唆するものとして注目に値する。

國別貿易

滿洲國各般の經濟工作が日滿經濟一體化を最高指標として推進され來つた當然の結果として、貿易關係に於ても日滿間の關係は近年頗る緊密の度を加へ、滿日貿易は輸出、入兩部門を通じて躍進又躍進を續け康徳四年に於ては輸出入總額九億八千八百

萬圓と總貿易額の六四%強を占め、就中輸入に於ては七五%が日本よりの輸入である。建國前五箇年平均基準指数二二七と二倍以上に達してゐる。この間第三國貿易は指數九一と日本の躍進に押されて却つて減少してゐる。また建國前五ヶ年平均、對日對第三國の貿易額比率は四〇對六〇と對日貿易は四〇%に過ぎなかつたことを思へば

前記の如く六四%に躍進し來り、殆んど總貿易額の三分の二に達したことは異常な躍進と稱さねばならぬ。日本との關係の急速の緊密化に對し、對支貿易は滿洲國建國後全く振はず年々萎微沈滞の一途を辿つてゐる。日本、支那を除いた諸外國も一、二例外はあるが殆んど大部分衰退の一途にある。特産輸出の不振

貿易—建國後の概観



貿易—建國後の概観

も一因であるが、日本商品の全面的進出による敗退も見逃してはならない。更に輸出及輸入の各部門別に見ると輸出貿易は建國後康徳二年に至るまで日本向、支那向、其他第三國間共一齊減退したが、建國前五箇年平均基準指数は日本が常に最高である、減少率は最も少い。最も不振を極めた康徳二年に於て支那向は指数三八と

六割以上の激減、支那以外の第三國向も五九と四割強の激減に對し日本向は八五と一割五分の減に止まつてゐる。翌三年度以降特産値上りから指数は一齊に上向したが、康徳四年に於て支那並に其の他の第三國向が建國前の水準に達しないのに對し、日本向は指数一二五と建國前の水準を遙かに抜いてゐる。日本向輸出が今日如何に好調程

にあるから知られる。一方輸入貿易に於ては日本が年々飛躍の途を辿り、康徳四年の指数三七二と約四倍に飛躍したのに對し、同一期間に支那は激減し四年は指数三一と七割方の減、支那以外の第三國は四年に至つて初めて建國前の水準を抜いたが、指数は尚ほ一四三に過ぎない。建國後日本品の進出が如何に旺盛を極めたかは最早多く説く必要はあるまい。

總貿易額内譯 (單位千円)

Table with columns: 日本指數, 支那指數, 其他指數, 計指數. Rows include 建國前五箇年平均, 大同元年, 康徳元年, 康徳二年, 康徳三年, 康徳四年.

輸入貿易内譯 (單位千円)

Table with columns: 日本指數, 支那指數, 其他指數, 計指數. Rows include 建國前五箇年平均, 大同元年, 康徳元年, 康徳二年, 康徳三年, 康徳四年.

輸出貿易内譯 (單位千円) 日本指數 支那指數 其他指數 計指數. 建國前五箇年平均 100, 100, 100, 100. 大同元年 100, 100, 100, 100. 康徳元年 100, 100, 100, 100. 康徳二年 100, 100, 100, 100. 康徳三年 100, 100, 100, 100. 康徳四年 100, 100, 100, 100.

に於てはその額三億四千五百萬圓と空前の巨額を示した。今各年別貿易内譯を示せば左の如くとなり、大同二年に於て對支那貿易が八百萬圓の入超額を示したのを唯一の例

外として對支那貿易に於ては其他第三國貿易は毎年輸出超過で、對日本貿易の大入超の爲め總貿易額が大同二年以降入超を常態とするに至つたことが知られる。

貿易内譯 (單位千円)

Table with columns: 日本, 支那, 其他, 雜引. Rows include 建國前五箇年平均, 大同元年, 康徳元年, 康徳二年, 康徳三年, 康徳四年.

康徳四年度貿易

概説 康徳四年の全滿貿易はその輸出額に於て、輸入額に於て、輸出入總額に於て、將又その入超額に於て、何れも記録を破り前年の好調を遙かに凌いでゐる。即ち四年度貿易は輸出六億四千五百萬圓、輸入八億八千七百萬圓、輸出入總額十五億三千三百萬圓、差引入超二億四千二百萬圓と何れを見ても過去の最高記録である。輸出入貿易が如何に活況を呈したかこの一事を以てしても容易に窺はれる。これを前年に對比するに輸出は四千二百五十萬圓増(七・一%)と依然好調を辿り、輸入は一億九千五百萬圓増(二八・三%)と更に大飛躍を遂げ、總貿易額は二億三千八百萬圓増(二八・五%)と空前の巨額を算し、入超も一億五千三百萬圓の著増を示した。

貿易—康徳四年度貿易

輸出の好調は特産市價の著しい恢復に負ふところ多く、輸入は産業五箇年計畫の第一年度として各種建設材料の著増と購買力増大に伴ふ必需品の需要増加が主因と解されやう。然し乍ら純貿易に就て見るならば輸出五億六千三百萬圓、輸入八億五百萬圓、輸出入合計十三億六千七百萬圓、差引入超二億四千二百萬圓となり、前年に比して輸出は三千四百萬圓増(六・四%)、輸入は一億八千七百萬圓増(三〇・三%)、輸出入總額は二億二千三百萬圓増(一九・三%)に止まつてゐる。然し尙ほ輸出、輸入、輸出入總額共過去の最高記録たることには變りなく、純貿易に於ても前年より一段の大飛躍を遂げ來つてゐる。

主要貿易品 輸出貿易が農産物に依存することは多言を要しない所で、康徳四年は農産物價が終始前年より堅調を保つたため數量的には却つて減少したものが尠くないが、金額では各品共非常に増加し、四年の輸出貿易増加の原因を爲してゐる。輸出の大宗たる大豆は二億二千六百萬圓を算し、前年より九百六十萬圓の増加(四・四%)であるが、數量では僅か〇・三%の増に止まり、豆粕も六千二百三十萬圓と一千二十萬圓増(一九・九%)乍ら、數量は反對に五

%減、豆油に二千五百三十萬圓と一九%の著増であるが數量は僅かに5%増に止まるが如きその適例である。以上特産三品に次ぎ重要輸出農産物は落花生、粟、大豆以外の豆類、高粱、薔子、薔子油、玉蜀黍等であるが、この中粟、豆類、高粱、薔子等は數量、金額共に前年より減退し、其他の農産物でも概して數量的には不振であつた。農産物に次ぐ工業産物では石炭が三千五百六十萬圓、鐵鋼及同製品一千三百萬圓、鐵鋼六百二十萬圓等が主なるもので、建國後漸減傾向にあつた石炭は四年に入り數量金額共に恢復し、鐵鋼及同製品は前年より更に四百萬圓増(四五%)と著増したが、鐵鋼は反對に四百四十萬圓の減である。其他の雜品類では鹽が前年より更に二百二十萬圓増(四三%)をはじめ種羊毛、豚毛、柞蠶絲、木材等は何れも好調を辿り、粗鹽、頁岩油、綿織絲、破安等は稍減退した。次に輸入貿易に於ては建設材料の輸入増加が特に注目される。主要七類合計額は二億三千八百萬圓を超へ、輸入總額の二七%と衣料品や食料品を遙かに凌ぎ、輸入貿易の王座を占めてゐる。就中鐵及鋼は七千六百萬圓と前年より三千七百萬圓増(九三%)、機械及工具六千六百萬圓と二千七百萬圓増(六九%)、車輛船舶四千六百萬圓と七百萬